

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (素案) 参考資料

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定の経過	279
「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(素案)」にかかる パブリック・コメント手続きの実施結果	282
大阪市社会福祉審議会条例施行規則	285
大阪市社会福祉審議会運営要綱	287
大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 委員名簿	290
高齢者に関わる様々な計画	292
大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関連する法令	295
用語解説	297
区別情報	313

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定の経過

平成 30 年 11 月 8 日	平成 30 年度 第 1 回高齢者福祉専門分科会 <ul style="list-style-type: none">・高齢者実態調査等について・介護予防・日常生活支援総合事業の実施状況について・「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」の実績について
平成 31 年 2 月 1 日	平成 30 年度 第 2 回高齢者福祉専門分科会 <ul style="list-style-type: none">・大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の専門分科会長等の選任について・大阪市高齢者実態調査について・助け合い活動事業について
2 月 13 日	平成 30 年度 第 1 回介護保険部会 <ul style="list-style-type: none">・大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の専門分科会介護保険部会長等の選任について・大阪市高齢者実態調査について・助け合い活動事業について・大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会における意見について・大阪市介護保険事業の現状について
3 月 11 日	保健福祉部会所属の委員から意見を聴く会議 <ul style="list-style-type: none">・大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の専門分科会介護保険部会長等の選任について・大阪市高齢者実態調査について・助け合い活動事業について
3 月 22 日	平成 30 年度 第 3 回高齢者福祉専門分科会 <ul style="list-style-type: none">・大阪市高齢者実態調査について・助け合い活動事業について
令和元年 11 月 15 日	令和元年度 第 1 回高齢者福祉専門分科会 <ul style="list-style-type: none">・大阪市高齢者実態調査報告書（案）について・第 7 期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の進捗状況について
令和 2 年 6 月 19 日 ～ 7 月 10 日	令和 2 年度 第 1 回高齢者福祉専門分科会（書面審議） <ul style="list-style-type: none">・次期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の策定について・認知症施策部会の設置について・地域ケア会議から政策形成につなげる仕組みについて

- 7月30日 **令和2年度 第1回保健福祉部会・介護保険部会（合同開催）**
 ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～5年度）の策定について
 ・大阪市介護保険事業の現状について
 ・介護保険給付にかかる費用の見込み等の考え方について
- 8月21日 **令和2年度 第1回認知症施策部会**
 ・大阪市社会福祉審議会高齢者専門分科会認知症施策部会の認知症施策部会長等の選任について
 ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～5年度)の策定について
 ・大阪市における認知症施策の現状と課題について
- 9月16日 **令和2年度 第2回保健福祉部会**
 ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～5年度）の策定について
 ・第8期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（素案）第1章～第8章（案）
- 9月29日 **令和2年度 第2回介護保険部会**
 ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～5年度）の策定について
 ・介護保険給付に係る費用の見込み等について
- 9月30日 **令和2年度 第2回認知症施策部会**
 ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度～5年度）の策定について
- 10月22日 **令和2年度 第2回高齢者福祉専門分科会**
 ・第8期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（素案）第1章～第8章（案）
 ・第8期「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（素案）第9章～第10章（案）
- 12月17日 **令和2年度 第3回高齢者福祉専門分科会（書面審議）**
 ～12月23日 ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～5年度)の策定について
 ・パブリック・コメント手続きの実施について
- 12月25日 **パブリック・コメント手続きの実施**
 令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）
 受付件数 46件 意見件数 90件
- 令和3年 2月18日 **令和2年度 第3回保健福祉部会**
 ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～5年度)の策定について
 ・その他

- 2月18日 **令和2年度 第3回介護保険部会**
- ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～5年度)の策定について
 - ・その他
- 2月19日 **令和2年度 第3回認知症施策部会**
- ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～5年度)の策定について
 - ・大阪市の認知症施策に係る取組みについて
- 3月19日 **令和2年度 第4回高齢者福祉専門分科会**
- ・大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3年度～5年度)の策定について

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）」 に関するパブリック・コメント手続きの実施結果について

1 意見募集期間

令和2年12月25日（金）から令和3年1月25日（月）まで

2 意見の提出方法

ハガキ・封書による送付、ファックス、電子メール、市役所担当窓口への提出

3 素案の公表方法

(1) 計画（素案）の閲覧、概要版の閲覧・配布

- ・福祉局高齢者施策部（高齢福祉課、介護保険課）
 - ・各区保健福祉センター（24か所）
 - ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
 - ・市民情報プラザ
 - ・各地域包括支援センター（66か所）
 - ・各総合相談窓口（プランチ）（65か所）
 - ・各区図書館（24か所）
 - ・各老人福祉センター（26か所）
 - ・大阪市社会福祉協議会
 - ・各区社会福祉協議会（24か所）
- など

(2) インターネットによる公表

- ・大阪市ホームページにて、上記1の期間中公表

4 集計結果

(1) 意見提出件数

- ・受付件数 46件
- ・意見件数 90件

(2) 受付件数の内訳

・市内・市外別・提出方法別集計（件）

	ハガキ・封書	F A X	メール	窓口	計
大阪市内	8	25	3	0	36
大阪市外	4	1	1	0	6
不明	1	3	0	0	4
計	13	29	4	0	46

	大阪市内	市外	不明	計
男性	14	3	0	17
女性	22	3	1	26
不明	0	0	0	0
計	36	6	1	43

パブリックコメントの意見内容の内訳

意見内容による分類

意見件数 90 件

意見内容	意見件数
総論	2
第1章 計画策定の趣旨・概要	
第2章 第7期計画の進捗と評価・課題	
第3章 大阪市の高齢化の現状	
第4章 高齢者に関する各種調査結果の概要	
第5章 2025（令和7年）、2040（令和22）年の姿	
第6章 計画の基本的な考え方	2

重点的な課題と取組み	
第7章 重点的な課題と取組み	24
1 高齢者の地域包括ケアの推進体制の充実	7
（1）在宅医療・介護連携の推進	0
（2）地域包括支援センターの運営の充実（地域ケア会議の推進）	3
（3）地域における見守り施策の推進（孤立化防止を含めた取組み）	4
（4）複合的な課題を抱えた人への支援体制の充実	0
（5）ひとり暮らし高齢者への支援（再掲）	0
（6）権利擁護施策の推進	0
2 認知症施策の推進	1
3 介護予防・健康づくりの充実・推進	3
（1）介護予防・重度化防止の推進	2
（2）健康づくりの推進	0
（3）保健事業と介護予防の一体的な実施	0
（4）高齢者の社会参加と生きがいづくり	1
（5）ボランティア・NPO等の市民活動支援	0
4 地域包括ケアの推進に向けたサービスの充実	12
（1）介護予防・生活支援サービス事業の充実	5
（2）生活支援体制の基盤整備の推進	0
（3）介護給付等対象サービスの充実	0
（4）介護サービスの質の向上と確保	1
（5）介護人材の確保及び資質の向上	6
（6）在宅支援のための福祉サービスの充実	0
5 高齢者の多様な住まい方の支援	1
（1）多様な住まい方の支援	0
（2）居住の安定に向けた支援	0
（3）施設・居住系サービスの推進	0
（4）住まいに対する指導體制の確保	0
（5）災害・感染症発生時の体制整備	1

具体的施策	
第8章 具体的施策	12
1 地域包括ケアの推進	3
（1）在宅医療・介護連携の推進	0
（2）地域包括支援センターの運営の充実	0
（3）総合的な相談支援体制の整備	0
（4）権利擁護施策の推進	3

パブリックコメントの意見内容の内訳

意見内容	意見件数
2 認知症施策の推進	2
(1) 普及啓発・本人発信支援	0
(2) 予防	0
(3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	2
(4) 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加	0
(5) 大阪市立弘済院における専門的医療・介護の提供	0
3 介護予防、健康づくり、生きがいづくり	1
(1) 介護予防	1
(2) 健康づくり	0
(3) 高齢者の社会参加と生きがいづくり	0
(4) ボランティア・NPO等の市民活動支援	0
4 サービスの充実・利用支援	6
(1) 介護予防・生活支援サービス事業の充実	2
(2) 生活支援体制の基盤整備の推進	1
(3) 介護給付等対象サービスの充実	0
(4) 介護サービスの質の向上と確保	1
(5) 福祉人材の確保等	2
(6) 在宅支援のための福祉サービスの充実	0
(7) 効果的な情報提供・啓発	0
5 住まいづくり・まちづくり	0

施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標	
第9章 施設等の整備目標数・サービス目標量及び自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標	1
1 施設等の整備目標数・サービス目標量等	1
2 自立支援・重度化防止等に係る取組みと目標	0

介護保険給付に係る費用の見込み等	
第10章 介護保険給付に係る費用の見込み等	51
1 介護保険給付に係る費用算定の流れ	0
2 高齢者人口(第1号被保険者数)の推計	0
3 要介護(要支援)認定者数の推計	0
4 施設・居住系サービス利用者数の推計	0
5 在宅サービスの受給対象者数の推計	0
6 サービス給付見込みの推計	0
7 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用の見込み	51
(1) 介護保険給付及び地域支援事業に係る費用(利用者負担分を除く)の見込み	1
(2) 保険料段階及び保険料率の設定	10
(3) 第1号被保険者(65歳以上)の保険料(試算額)	40
(4) 介護保険サービスの利用料	0

施策の推進体制	
第11章 施策の推進体制	0

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市社会福祉審議会条例(平成 12 年大阪市条例第 19 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第 2 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。)第 11 条第 1 項の規定により置かれる専門分科会のほか、同条第 2 項の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)に、次の各号に掲げる専門分科会を置き、当該各号に定める事項を分掌させる。

- (1) 高齢者福祉専門分科会 高齢者福祉に関する事項
- (2) 地域福祉専門分科会 地域福祉に関する事項
- (3) 社会福祉施設・法人選考専門分科会 社会福祉施設の設置等及び社会福祉法人の設立等に係る審査に関する事項

2 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)は、委員長が指名する委員及び法第 9 条第 1 項の臨時委員(以下「臨時委員」という。)で組織する。

3 専門分科会に専門分科会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)の互選によりこれを定める。

(専門分科会の会議)

第 3 条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。

2 専門分科会は、当該専門分科会に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。

4 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(審査部会)

第 4 条 社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 3 条第 1 項の規定により置かれる審査部会に審査部会長を置き、当該審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。

2 審査部会の会議は、審査部会長が招集する。

3 審査部会は、当該審査部に属する委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長の決するところによる。

(専門分科会の部会)

第 5 条 審議会は、必要に応じて専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあつては、委員）で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあつては、委員）の互選によりこれを定める。

4 部会の会議は、部会長が招集する。

5 部会は、当該部会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあつては、委員）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 部会の議事は、出席した委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会の部会にあつては、委員）の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、福祉局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 11 月 30 日規則第 119 号)

この規則は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

大阪市社会福祉審議会運営要綱

令和2年5月21日委員長決定

令和2年7月14日委員長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市社会福祉審議会条例施行規則(平成25年大阪市規則第175号。以下「市規則」という。)第8条の規定に基づき、大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門分科会)

第2条 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

2 審議会は、専門分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(審査部会)

第3条 社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「政令」という。)第3条第1項の規定により審議会に置く審査部会の名称及び所掌事項は、別表第1のとおりとする。

2 審査部会は、政令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項について意見を聴く。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第2項に規定する医師の指定にあたっての意見
- (2) 身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第3条第3項に規定する医師の指定の取消しにあたっての意見
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関の指定及び同法第68条に規定する指定自立支援医療機関の指定の取消し

(専門分科会の部会)

第4条 審議会は、市規則第5条第1項の規定により、高齢者福祉専門分科会に別表第2に掲げる部会を、地域福祉専門分科会に別表第3に掲げる部会を置くものとする。

2 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

3 審議会は、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第5条 委員長が必要と認めるときは、審議会の会議をウェブ会議の方法(インターネットを通じて、委員の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。)により開催するものとする。

2 前項に定めるもののほか、審議会の委員は、委員長の承認を得て、ウェブ会議の方法で審議会の会議に参加することができる。この場合において、当該委員は、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって審議会の会議に出席したものとみなすものとする。

(書面による審議・議決等)

第6条 委員長は、緊急に審議・議決等を行う必要があり、審議会の会議を招集することが困難であると認めるときは、書面による審議・議決等の実施について、審議会に属する委員の意見を聴取し、その総意をもってこれを行うことができ、次項の定めにより、審議会の審議・議決等に代えることができる。

2 前項に定める書面による審議・議決等の議事は、書面提出のあった審議会に属する委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、議事を決するためには委員の過半数の書面提出がなければならない。

(準用)

第7条 前2条の規定は、専門分科会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」と読み替えるものとする。

2 前2条の規定は、審査部会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「審査部会長」と、「審議会」とあるのは「審査部会」と読み替えるものとする。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前2条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

別表第1（第3条第1項（身体障害者福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
第1審査部会	肢体不自由に関する事項
第2審査部会	視覚障がいに関する事項
第3審査部会	聴覚機能・音声言語機能・平衡機能・そしゃく機能障がいに関する事項
第4審査部会	内部障がい（心臓）に関する事項
第5審査部会	内部障がい（じん臓）に関する事項
第6審査部会	内部障がい（呼吸器）に関する事項
第7審査部会	内部障がい（ぼうこう・直腸）に関する事項
第8審査部会	内部障がい（小腸）に関する事項
第9審査部会	内部障がい（免疫）に関する事項
第10審査部会	内部障がい（肝臓）に関する事項

別表第2（第4条第1項（高齢者福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
保健福祉部会	大阪市高齢者保健福祉計画に関する事項及びその他高齢者施策（介護保険事業及び認知症施策に係るものを除く。）の推進に関する事項
介護保険部会	大阪市介護保険事業計画に関する事項及び介護保険事業の円滑な実施に関する事項
認知症施策部会	認知症施策の推進及び円滑な事業の実施に関する事項

別表第3（第4条第1項（地域福祉専門分科会）関係）

名 称	所掌事項
地域福祉基本計画策定・推進部会	大阪市地域福祉基本計画等に関する事項

大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 委員名簿

令和3年3月31日現在

	氏 名	役 職 名
専門分科会長	多田羅 浩三	一般財団法人 日本公衆衛生協会前会長
専門分科会長代理	上野谷 加代子	同志社大学名誉教授
保健福祉部会長	早瀬 昇	社会福祉法人 大阪ボランティア協会理事長
介護保険部会長	川井 太加子	桃山学院大学社会学部社会福祉学科教授
認知症施策部会長兼 保健福祉部会長代理	中尾 正俊	一般社団法人 大阪府医師会副会長
認知症施策部会長代理兼 介護保険部会長代理	岡田 進一	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
委 員	家田 知明	介護保険第2号被保険者代表(公募委員)
委 員	位田 浩	弁護士
委 員	小谷 泰子	一般社団法人 大阪府歯科医師会理事
委 員	後藤 静男	一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟代表理事
委 員	白澤 政和	国際医療福祉大学大学院医療福祉学研究科教授
委 員	高橋 弘枝	公益社団法人 大阪府看護協会会長
委 員	筒井 由美子	介護保険第1号被保険者代表(公募委員)
委 員	手嶋 勇一	一般財団法人 大阪市身体障害者団体協議会会長
委 員	道明 雅代	一般社団法人 大阪府薬剤師会副会長
委 員	永岡 正己	社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会副会長
委 員	中川 浩彰	大阪市医師会連合会会長
委 員	野口 一郎	一般社団法人 大阪市老人クラブ連合会副理事長
委 員	花岡 美也	大阪市会民生保健委員会委員長
委 員	濱田 和則	公益社団法人 大阪介護支援専門員協会会長
委 員	百野 耕三	介護保険第1号被保険者代表(公募委員)
委 員	堀野 ひろこ	介護保険第2号被保険者代表(公募委員)
委 員	前田 葉子	大阪市地域女性団体協議会会長
委 員	光山 誠	公益社団法人 大阪介護老人保健施設協会理事
委 員	森 一彦	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
委 員	山川 智之	公益社団法人 大阪府理学療法士会監事

介護保険部会 委員名簿

	氏 名
部 会 長	川井 太加子
部会長代理	岡田 進一
委 員	家田 知明
委 員	小谷 泰子
委 員	後藤 静男
委 員	筒井 由美子
委 員	道明 雅代
委 員	中川 浩彰
委 員	濱田 和則
委 員	百野 耕三
委 員	堀野 ひろこ
委 員	光山 誠
委 員	山川 智之

保健福祉部会 委員名簿

	氏 名
部 会 長	早瀬 昇
部会長代理	中尾 正俊
委 員	位田 浩
委 員	白澤 政和
委 員	高橋 弘枝
委 員	野口 一郎
委 員	森 一彦
認知症施策部会 委員名簿	
	氏 名
部 会 長	中尾 正俊
部会長代理	岡田 進一
委 員	青木 佳史
委 員	沖田 裕子
委 員	中西 亜紀
委 員	新田 正尚

(委員：五十音順)

(参考：大阪市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の変遷)

昭和 63(1988)年 11 月～ 「大阪市高齢者サービス総合調整推進会議」

保健・医療・福祉の問題を重複して抱える高齢者のニーズに応えるために、公・民が協力して総合的な諸施策の企画立案を進めることを目的として、「大阪市高齢者サービス総合調整推進会議」を設置。

平成 3 (1991)年 6 月～ 「大阪市いきいきエイジング懇話会」

高齢社会対策を総合的かつ効果的に推進するために、学識経験者や関係団体の代表者等で構成する「大阪市いきいきエイジング懇話会」を設置。

平成 10(1998)年 7 月～ 「大阪市介護保険事業計画策定委員会」

市民や専門家の意見を聞き、介護保険事業の円滑な実施を確保することなどを目的として、被保険者代表、保健関係者、医療関係者、福祉関係者及び学識経験者等で構成する「大阪市介護保険事業計画策定委員会」を設置。

平成 12(2000)年 12 月～ 「大阪市高齢者施策推進委員会」

上記 3 つの会議等については、機能が一部重複している部分もあったため再編し、学識経験者や市民から公募した委員等で構成する「大阪市高齢者施策推進委員会」を設置するとともに、そのもとに「保健福祉部会」、「介護保険部会」、「高齢社会研究部会」を設置。

平成 23(2011)年 10 月～ 「大阪市高齢者施策推進会議」

大阪市の審議会に関する指針に基づき、大阪市高齢者施策推進委員会を「大阪市高齢者施策推進会議」に名称変更し、そのもとに「保健福祉部会」、「介護保険部会」、「高齢社会研究部会」を設置。

平成 24(2012)年 12 月～ 「大阪市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会」

「大阪市高齢者施策推進会議」については、高齢者福祉に関する事項を調査・審議する「社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」と審議内容が類似していることから、社会福祉審議会の専門分科会として統合するとともに、そのもとに「保健福祉部会」、「介護保険部会」を設置。

令和 2 (2020)年 5 月 21 日～ 「認知症施策部会」の設置

「社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会」に「認知症施策部会」を新たに設置。

高齢者に関わる様々な計画

「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」が連携する高齢者に関わる様々な計画としては、次の計画があります。

大阪市地域福祉基本計画	<p>大阪市地域福祉基本計画は、区地域福祉計画(区地域福祉ビジョン等)と一体で「社会福祉法」に基づく市町村地域福祉計画を形成します。</p> <p>「だれもが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられるまちづくり」を基本理念とし、全ての区で最低限実施する必要がある基礎的な施策や、中長期的な視点を持って統一的に実施していく施策を盛り込んだ計画です。</p>
大阪市障がい者支援計画	<p>「障害者基本法」に基づく市町村障がい者計画で、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等について、総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。</p>
障がい福祉計画	<p>「障害者総合支援法」に基づく市町村障がい福祉計画で、障がい福祉サービス等に関する事項を盛り込んだ計画です。</p>
障がい児福祉計画	<p>「児童福祉法」に基づく市町村障がい児福祉計画で、障がい児通所支援等に関する事項を盛り込んだ計画です。</p>
大阪府地域医療構想	<p>医療や介護に関する他の計画との整合性を図りながら、2025(令和7)年の医療需要と病床の必要量や、目指すべき医療提供体制を実現するための施策等を定めるものです。</p>
大阪府保健医療計画	<p>「医療法」に基づく「医療計画」であり、5疾病4事業及び在宅医療を中心に、医療提供体制、医療連携体制等の医療体制に関する大阪府の施策の方向を明らかにする計画です。</p>
大阪府介護給付適正化計画	<p>利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適切な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するもので、2008(平成20)年3月から計画を策定し、介護給付適正化事業を推進しています。</p>
大阪府高齢者計画	<p>大阪市を含む大阪府下の市町村における高齢者保健福祉サービスの目標量や介護サービス見込み量をもとにして、広域的な観点から施設整備、人材の養成・確保などサービスの円滑な提供を図るために必要な体制の整備について定めている計画です。</p> <p>大阪府では、市町村計画策定に際しての留意点をまとめた市町村高齢者計画策定指針を示し、市町村計画と大阪府計画との整合を図っています。</p>

大阪市まち・ひと・しごと創生総合戦略	大阪市人口ビジョンを踏まえ、大阪市の「まち・ひと・しごとの創生」に向けた目標や施策の基本的方向、具体的な施策をとりまとめたものです。
大阪市健康増進計画「すこやか大阪 21(第2次後期)」	市民の健康づくりに関する施策や取り組みの基本的な計画です。「全ての市民がすこやかで心豊かに生活できる活力あるまち・健康都市大阪の実現」を基本理念とし、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指します。
第3次大阪市食育推進計画	生きるための基本である、健全な食生活を実践できる人を育てる「食育」についての施策や取り組みについて定めた計画です。 市民一人ひとりが、食に関する知識と食を選択する力を養い、健全な食生活と心豊かな生活を送ることができるようにすることを基本方針にしています。
大阪市交通バリアフリー基本構想	鉄道駅などの旅客施設や周辺道路等のバリアフリー化を重点的、一体的に推進するため、梅田・難波など25地区において基本構想を策定しています。 基本構想では交通バリアフリー化に対する基本理念・基本方針をはじめ、重点的にバリアフリー化を推進する地区の位置及び実施すべき事業の内容を定めています。
道路特定事業計画	大阪市交通バリアフリー構想の実現に向け視覚障がい者誘導用ブロックの設置や歩道の段差解消、勾配修正の取組みや、歩行空間の確保、道路標識による案内・誘導等の整備の計画です。
大阪市地域防災計画 < 震災対策編 >	大阪市域の震災にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、市民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、大阪市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的としています。
大阪市地域防災計画 < 風水害編 >	大阪市域の風水害等にかかる災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定め、市民等及び事業者による自主防災活動との連携、支援を含め、防災活動の総合的、計画的かつ効果的な実施を図り、大阪市域、並びに市民等及び事業者の生命、身体、財産を保護することを目的としています。
大阪市避難行動要支援者避難支援計画(全体計画)	大阪市において、避難行動要支援者の自助、地域(近隣)の共助を基本として、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、大阪市地域防災計画の内容を具体化した避難行動要支援者の支援策に係る全体的な考え方を定めています。

<p>大阪市男女共同参画基本計画 ～第3次大阪市男女きらめき計画～</p>	<p>男女が互いの人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。</p>
<p>大阪市人権行政推進計画 ～人権ナビゲーション～</p>	<p>人権尊重の視点から行政運営を行う仕組みをつくるとともに、人権教育・啓発、人権相談・救済の取組みを推進し、すべての市民の人権が尊重される「国際人権都市大阪」をめざします。</p>
<p>第3次「生涯学習大阪計画 ～ひと・まち・まなびをつなぐ 生涯学習～」</p>	<p>大阪市が育ててきた「ひと」と、市民主体で進めてきた「まち」と、多様な「まなび」をつなぐ生涯学習をすすめることをめざしています。</p>
<p>認知症施策推進総合戦略 ～認知症高齢者等にやさしい 地域づくりに向けて～</p>	<p>団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。</p>
<p>大阪市国民健康保険 保健事業実施計画・特定健康 診査等実施計画 【2018(平成30)年度～2023年 (平成35)年度】</p>	<p>保健事業実施計画は、「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」により、保険者が健康や医療のデータを活用して、被保険者の健康課題を明らかにし、効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため策定するPDCAサイクルを意識した事業計画であり、特定健康診査等実施計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」により保険者に義務付けられたものです。</p> <p>特定健康診査等は、保健事業の中核を成すことから、平成30年度から両計画を一体的に策定しています。なお、大阪市民の健康増進を目的とした計画である「すこやか大阪21」との調和・整合性を図っています。</p>
<p>大阪市スポーツ振興計画 ～スポーツが心の豊かさを稼 ぐまち 大阪～</p>	<p>「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人の権利である」と規定されている「スポーツ基本法」に基づき、新たな課題に対応し、今後の大阪市のスポーツ振興をより一層推進するための計画です。</p>

大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定に関連する法令

老人福祉法（抄）（昭和 38 年 法律第 133 号）

（市町村老人福祉計画）

- 第 20 条の 8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村老人福祉計画においては、当該市町村の区域において確保すべき老人福祉事業の量の目標を定めるものとする。
 - 3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。
 - 4 市町村は、第 2 項の目標（老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び特別養護老人ホームに係るものに限る。）を定めるに当たっては、介護保険法第 117 条第 2 項第一号に規定する介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み（同法に規定する訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス及び介護福祉施設サービス並びに介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係るものに限る。）並びに第一号訪問事業及び第一号通所事業の量の見込みを勘案しなければならない。
 - 5 厚生労働大臣は、市町村が第 2 項の目標（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターに係るものに限る。）を定めるに当たって参酌すべき標準を定めるものとする。
 - 6 市町村は、当該市町村の区域における身体上又は精神上的の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況、その養護の実態その他の事情を勘案して、市町村老人福祉計画を作成するよう努めるものとする。
 - 7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。
 - 8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第 117 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
 - 9 - 10 省 略

介護保険法（抄）（平成 9 年 法律第 123 号）

（市町村介護保険事業計画）

- 第 117 条 市町村は、基本指針に即して、3 年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
 - 二 各年度における地域支援事業の量の見込み
 - 三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項
 - 四 前号に掲げる事項の目標に関する事項
 - 3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第一号の必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

- 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保のための方策
- 三 介護給付等対象サービスの種類ごとの量、保険給付に要する費用の額、地域支援事業の量、地域支援事業に要する費用の額及び保険料の水準に関する中長期的な推計
- 四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項
- 五 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
- 六 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
- 七 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に関する施策の総合的な推進に関する事項
- 八 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第 29 条第 1 項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及び高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成 13 年法律第 26 号)第 7 条第 5 項に規定する登録住宅(次条第 3 項第六号において「登録住宅」という。)のそれぞれの入居定員総数(特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る第 41 条第 1 項本文、第 42 条の 2 第 1 項本文又は第 53 条第 1 項本文の指定を受けていないものに係るものに限る。次条第 3 項第六号において同じ。)
- 九 地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項
- 4 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における人口構造の変化の見通し、要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、第 2 項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第 118 条の 2 第 1 項の規定により公表された結果その他の介護保険事業の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 7 市町村は、第 2 項第三号に規定する施策の実施状況及び同項第四号に規定する目標の達成状況に関する調査及び分析を行い、市町村介護保険事業計画の実績に関する評価を行うものとする。
- 8 市町村は、前項の評価の結果を公表するよう努めるとともに、これを都道府県知事に報告するものとする。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第 5 条第 1 項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第 107 条第 1 項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条の二第一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 11 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 - 13 省 略

用語解説

用語	解説	掲載ページ
【あ行】		
I C T (Information and Communication Technology)	コンピューターやインターネットなどの情報通信技術のことです。	3・4・184・207・213
青色防犯パトロール活動	大阪府警察本部から「青色防犯パトロールを適正に行うことのできる旨の証明」を受け、専ら地域の防犯のために、青色回転灯を装備した自動車を使用して行う自主防犯パトロール活動のことです。	266
いきいき百歳体操	アメリカの国立老化研究所が推奨する運動プログラムを参考に、2002(平成14)年に高知市が開発した椅子に座っておもりを使って行う筋力運動の体操です。要支援、要介護の方でも安全に参加でき、週1回以上行うことで筋力がつくだけでなくバランス能力も高まり転倒しにくい身体になります。	62・158・217
一般介護予防事業	介護予防・日常生活支援総合事業を構成する事業のひとつで、すべての高齢者とその支援のための活動に関わる方を対象として、高齢者が要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態等の軽減や悪化を防止するために必要な取組みです。この事業は、高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人のつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりの推進や、リハビリテーション専門職等を活用した自立支援に資する取組みの推進を目的としています。	25・155・159・208・216・275・290
運動器	体を動かす「骨」「関節」「筋肉」「神経」などの器官の総称です。	70・71・72・156・168・176・177・178・231
N P O (Nonprofit Organization)	さまざまな非営利活動を行う「民間非営利組織」のことをいい、市民が主体となって、継続的自発的に市民公益活動を行う組織のことです。非営利組織とは、株式会社などの営利企業と異なり、構成員への利益配当を目的としない組織であり、社会的な使命(ミッション)の実現をめざして活動する組織や団体のことをいいます。特に、特定非営利活動促進法により、法人格を付与された団体が、N P O 法人です。	20・27・56・57・108・117・127・150・171・173・174・178・179・191・229・253
M C I (Mild Cognitive Impairment)	もの忘れ等の認知機能障がい客観的に認められるが、認知症ではない状態をさし、正常と認知症の中間の状態のことをいいます。年間10～30%が認知症に進行する(令和元年6月20日厚生労働省老健局)とされています。	144・150
大阪市高齢者施設等防災マニュアル	大阪市老人福祉施設連盟と協働し、高齢者施設等の日頃からの災害への備えや災害時の事業継続、もしくは一刻も早い事業再開、また福祉避難所や緊急入所施設としての運営に役立つ防災マニュアルです。	263
大阪市高齢者施策連絡会議	高齢者を支援する施策を総合的かつ円滑に推進するために設置された会議です。	8・294

用語	解説	掲載ページ
大阪市市民活動推進条例（市条例第19号）	個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会を築くため、自主的な市民活動を一層推進するとともに、市民活動団体間の相互連携や市民活動団体と行政との協働の促進等多様な施策を総合的かつ計画的に展開し、市民活動を積極的に推進するために2006(平成18)年4月に施行されました。	173・229
大阪市市民活動総合ポータルサイト	大阪市の市民活動・ボランティア活動の活性化に役立つ様々な情報をインターネット上で収集・発信している仕組みです。市民活動・ボランティア活動への市民の参加を促すとともに、市民活動団体がこれらの情報を活用して活動を円滑に進め、他の市民活動団体や企業などと連携協働しながら地域課題の解決に向けた取組を進められるよう支援することを目的とするサイトです。	27・171・174
大阪市社会福祉研修・情報センター	社会福祉に関する各種の情報を総合的に提供し、社会福祉に関する知識の普及、啓発等を行うとともに、社会福祉に携わる人材の確保及び育成を図ることにより、市民の福祉の増進に寄与することを目的とした施設です。 (所在地)西成区出城2-5-20	30・185・245・248・280
大阪市人権尊重の社会づくり条例	一人ひとりの人権が尊重され、すべての人が自己実現を目指して、生きがいのある人生を創造できる自由・平等で公正な社会を実現していくために制定し、2000(平成12)年4月1日から施行しています。	108
大阪市成年後見支援センター	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な方の生活や財産を守り支援する「成年後見制度」の一層の利用促進を図るとともに、「市民後見人」の養成と活動の支援を行うセンターです。 (所在地)西成区出城2-5-20	24・141・142・143
大阪市認知症の人の社会活動推進センター	2019(令和元)年7月より、認知症の人の社会参加・社会活動の機会を広げる取組を行うとともに、認知症の人が自ら相談の対応なども行える場所として、大阪市内1箇所(天王寺区)設置しているものです。	22
大阪市認定事務センター	認定申請にかかる申請者の利便性の向上を図るため、「大阪市認定事務センター」にて、申請受付から認定結果の通知までを一元的に実施しています。(区役所でも受付可) (所在地)西成区出城2-5-20	243
大阪市ボランティア活動振興基金	地域や施設の高齢者・障がい者・児童などの福祉向上や福祉ボランティアの振興を目的として大阪市社会福祉協議会により運営され、本市においても、大阪市社会福祉協議会と連携して取組、支援を行っています。	27
Osaka あんしん住まい推進協議会	大阪府内における賃貸住宅全体において、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)が安心して住まいを確保できる環境を整備し、居住支援方策の充実を図るために住宅セーフティネット法に基づき設置された協議体です。	31・191・254

用語	解説	掲載ページ
大阪府地域医療介護総合確保基金	高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを地域で総合的に確保するため、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第6条に基づき大阪府の基金条例により造成された基金です。基金の造成にあたっては、国から消費税増税分を財源として交付された交付金等を財源としています。	31
大阪府国民健康保険団体連合会（国保連合会）	国民健康保険の保険者が共同してその目的を達成するために設立している公法人のことで、各都道府県に設置されています。介護保険法による業務内容としては、介護サービス費の請求に対する審査・支払い、介護サービスの質の向上に関する調査とサービス事業者・施設に対する指導・助言などを行うこととされています。	182・243・244・279
オレンジサポーター	大阪市において、認知症サポーターのうち、認知症の人やその家族への支援ボランティア活動者養成を目的としたステップアップ研修を受けた人のことをいいます。	22・23・153・212・277
オレンジパートナー企業	大阪市において、認知症の人にやさしい取り組みをしている企業・団体として、大阪市に登録した企業・団体のことをいいます。受付は、各区の認知症強化型地域包括支援センターにおいて行っており、オレンジパートナー企業の証明として「オレンジパートナーステッカー」をお渡ししています。	153・277
【か行】		
介護サービス計画（ケアプラン）	介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者等やその家族の希望を勘案し、要介護者等についてのアセスメント結果に基づき、要介護者等の日常生活上の課題を解決するために必要な介護サービスを利用するために作成する具体的な計画です。ケアプランの作成にあたっては、各サービス担当者から専門的な見地からの意見を求めるサービス担当者会議の開催などの手続きが必要です。なお、ケアプランは要介護者等が自分で作成することも認められています。	29・112・183・184・231・233・238・239・241・277・278・279
介護支援専門員（ケアマネジャー／主任介護支援専門員）	要介護者又は要支援者等からの相談に応じて要介護者又は要支援者等がその心身の状況に応じ、適切な居宅サービス又は施設サービス等を利用できるよう市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う人をいいます。なお、介護支援専門員（ケアマネジャー）のうち、主任介護支援専門員研修を修了した者を主任介護支援専門員といいます。	49・54・112・113・115・127・129・131・182・183・184・187・200・238・239・241・263・277・278・279
介護報酬	介護保険制度において、サービス提供事業者や介護保険施設が介護保険サービスを提供した場合にその対価として支払われる報酬のこと。医療保険における診療報酬に対応するものとなります。	185・239
介護保険法（平成9年法律123号）	加齢に伴って生ずる疾病等により介護や支援が必要になった人が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、国民の共同連帯の理念に基づき、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うことを目的としています。	2・3・6・17・118・121・128・155・175・179・205・240・285

用語	解説	掲載ページ
介護予防・日常生活支援総合事業	2014(平成 26)年の介護保険制度改正に伴い、全国すべての市町村で実施することとされた事業です。要支援者に対する全国一律の予防給付の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を、市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施する事業に移行し、住民等の多様な主体が参画するような多様なサービスを総合的に提供する「介護予防・生活支援サービス事業」と、住民主体の介護予防活動の取組みを支援し、重度化予防を推進する「一般介護予防事業」で構成されています。	275
介護予防・生活支援サービス事業	市町村が主体となって実施する地域支援事業の一つとして位置付けられており、介護予防・日常生活支援総合事業を構成する事業のひとつです。全国一律のサービス内容や報酬単価が決められていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護について、市町村が、地域の実情に応じ独自の判断でサービス内容を決定できるようになっています。特に、介護予防・生活支援サービス事業においては、要支援認定を受ける前段階にある高齢者を積極的に支援し、要支援・要介護状態を未然に防ごうという仕組みが強化されています。	28・117・155・175・176・177・178・230・275
外国籍の高齢者など	「外国籍の高齢者など」は、日本国籍を取得した人や戦前・戦後に日本に引きあげてきた人、親が外国籍である子ども、海外から帰国した子どもなどを含んでいます。	230・249
核家族世帯	夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のことです。	36・38
かみかみ百歳体操	2005(平成 17)年に高知市が開発した口腔機能向上を目的とした体操です。椅子に座って口の周りや舌を動かすことにより、唾液がよく出るようになり、食べることや飲み込むことが楽になります。週 1 回以上「いきいき百歳体操」と合わせて行くとより効果的で、口の周りに力がつくことで、食べこぼしやむせることが改善されます。	51・62・139・158
企業の社会的責任 (CSR:Corporate Social Responsibility)	企業活動において、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに説明責任を果たしていくことを求める考え方です。	174
基本チェックリスト	生活機能の低下のある高齢者を把握するための日常生活の状況に関する 25 項目からなる質問票のことです。	70・217・218・223
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務めていただく人のことです。	23・206
協議体	生活支援コーディネーターと生活支援等サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク(会議体)のことです。	179・180・232・278
居宅介護支援事業者	介護保険法に基づき、都道府県知事・政令市市長・中核市市長の指定を受けた居宅介護支援事業を行う事業者及び本市において基準該当居宅介護支援事業者の登録を行った事業者をいいます。	178・240・241・243・279

用語	解説	掲載ページ
居宅サービス	介護保険制度によって利用できるサービスで、被保険者が自宅に居ながら利用できるサービスを言います。主な居宅サービスとしては、訪問介護や訪問看護、通所介護、短期入所生活介護などがあります。	9・10・11・12・13・15・16・260・267・269・270・287・290
グループ回想法	昔の懐かしい道具などを用いて、懐かしいことを語り合う精神療法の一つで、認知症予防や治療に用いられ、個人で行う場合とグループで行う場合があります。	154・214
健康診査（検診）	がん、脳卒中、心臓病などの生活習慣病の早期発見を図るために、各区保健福祉センター及び市内取扱医療機関で各種健診（検診）を実施し、単に医療を必要とする人の発見だけでなく、健診（検診）の結果、必要な人に対して、受診勧奨や保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を行います。	219・220
権利擁護	福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された意思の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）をいいます。	108・110・127・129・141・142・153・183・204
権利擁護支援の地域連携ネットワーク	全国どの地域においても必要な人が「成年後見制度」を利用できるよう、各地域における相談窓口を整備するとともに、「権利擁護」のための支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援に繋げる地域連携の仕組みです。本市では、「大阪市地域福祉基本計画」に基づいて、「大阪市成年後見支援センター」が中核的な役割を果たしながら、ネットワーク構築の取組みを進めています。	24・143・153・204
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。	221・222
後期高齢者	本計画では、75歳以上の人を後期高齢者といっています。	15・16・17・106・282・283・292
口腔機能	食えることやコミュニケーションにかかわる重要な役割を果たす機能のことです。口腔機能には「かみ砕く（咀嚼）、飲み込む（嚥下）」、「唾液を分泌する」、「言葉を発する（発音）」、「表情をあらわす」など様々な役割があります。	70・71・72・139・151・156・159・160・164・165・167・168・176・177・178・210・231
行動・心理症状（BPSD）	認知機能障がいがあるときに、身体や環境、心理的な影響を受けて出現する、行動面の症状（興奮、攻撃性など）や心理症状（不安、うつ、幻覚・妄想など）のことをいいます。	149・150・151・152・207・208・210・211
共有価値の創造（CSV：Creating Shared Value）	社会のニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、同時に、経済的価値が創造されるというアプローチをいいます。	174

用語	解説	掲載ページ
高齢者就業機会確保事業	定年退職後等の高齢者に対して、シルバー人材センターが有する高齢者向けの職業紹介機能により、地域密着型の仕事を提供することで、高齢者が自己の労働能力を活用し、働く機会の確保、生きがいの充実、健康と福祉の増進を図ることを目的とした事業です。	27
高齢化	総人口に占める 65 歳以上の人口割合が増えることをいいます。	2・16・17・33・35・107・111・115・121・131・137・142・175・189・190・191・192・200・230・253・254・276・282・283
高齢者虐待防止連絡会議	市町村の法的な責務として関係機関等との連携協力体制を整備し、高齢者虐待防止の適切な実施を図るため、行政、関係機関、関係団体及び高齢者の福祉に関する職務に従事する者等が、高齢者虐待を取り巻く状況や考え方を共有化し、有機的に連携協力していくために、市及び各区において開催している会議です。	24・141・142・204
高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律124号)	高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることで、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進して、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的として、2005(平成17)年11月に公布され、2006(平成18)年4月から施行されました。	140・203
高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)	高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けること等により、高齢者の居住の安定の確保を図り、その福祉の増進に寄与することを目的としています。	2・190・195
個人情報保護法(個人情報の保護に関する法律)(平成15年法律第57号)	個人情報の適正な取扱いに関し、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的として制定されました。	183
個別ケア	個々のニーズに応じて、個別にケア(介護)を行うことです。	252
【さ行】		
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、高齢者を支援するサービスを提供する住宅です。	31・67・189・190・194・195・239・255・259・279
作業療法士(OT)	理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下で作業療法(応用的動作能力又は社会適応能力の回復を図るため、手芸、工芸その他の作業)を行う者をいいます。	232

用語	解説	掲載ページ
CSW（コミュニティソーシャルワーカー）	制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案を地域の多様な力を活かして解決に結び付けるよう支援を行う福祉専門職のことをいいます。	133・202
支援会議	生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行う会議です。生活困窮者自立支援法第9条に規定されています。	135
市民活動	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に、市民が自主的に行う活動のことです。	27・117・169・171・173・174・229
市民活動団体	地域住民の組織、ボランティア団体、NPO その他の市民活動を行う団体のことです。	27・56・173・174・229
市民後見人	家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を活かした後見活動を地域における第三者後見人の立場で展開する権利擁護の担い手のことです。本市では、「大阪市成年後見支援センター」が養成し、その活動のサポートを行っています。また、活動経費を除き報酬を前提としない市民活動として活動しています。	24・142・143・205
社会福祉協議会	市・区社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的として、地域住民、公私の社会福祉事業関係者・団体等により構成された社会福祉法109条に基づく公共性・公益性の高い民間非営利団体であり、社会福祉を目的とする事業の企画・実施、福祉活動への住民参加の援助、調査、普及、宣伝、連絡調整、助成、人材開発・研修等を実施しています。また、おおむね小学校区を単位として地域住民により組織された任意団体である地域（地区・校下）社会福祉協議会と連携協働し、地域福祉の推進に取り組んでいます。	19・27・229
社会福祉士	「社会福祉士及び介護福祉士法」により創設された福祉専門職の国家資格で「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障がいがあること、又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」となっています。	127・131・200
事業対象者	要介護認定で非該当と判定された人、保健福祉センターの保健師の活動等で把握した閉じこもりがちな高齢者の人等を対象に基本チェックリストを実施し、要支援相当のサービス利用が必要と認められた人のことをいいます。	177
若年性認知症	65歳未満で発症した認知症のことをいいます。就労や育児、経済的支援などが課題になることが多いことから、高齢者の認知症とは違った支援が必要です。	21・23・117・144・147・152・153・154・209・212・213・214

用語	解説	掲載ページ
若年性認知症支援コーディネーター	若年性認知症の人やその家族等からの相談に対応するとともに、若年性認知症の人の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整役を担う人のことをいい、大阪府が配置しています。なお大阪市では、若年性認知症の人などからの相談対応においては、各区の認知症強化型地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員が、大阪府のコーディネーターと連携してその役割を担っています。	213
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）（平成19年法律第112号）	高齢者や被災者、障がい者など住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給促進を図ることを目的としています。	190
生涯学習	「生涯学習大阪計画」（第3次計画 2017(平成29)年策定）においては、生涯学習を「市民一人ひとりが、身近な問題について主体的に考えてともに解決に当たるといふ、自律し連帯する力、さらには市民同士が交流を図り協働する中で、連携による新たな学習や価値を創造していく力である『市民力』を獲得するための学習」と定義しています。	26・172・224・225・235・226
自立支援に資するケアマネジメントを支援するための地域ケア会議	高齢者のうち、要支援認定者における自立支援・介護予防の観点を踏まえて地域ケア会議個別会議を活用することにより、要支援者等の生活行為の課題の解決等、状態の改善に導き、自立を促すこと、ひいては高齢者のQOLの向上を目指す会議のことをいいます。	18・131
自立相談支援機関	生活困窮者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等を行い、認定就労訓練事業の利用のあつせん、支援プランの作成等を包括的に行う自立相談支援事業を実施する機関です。大阪市では、各区役所内に相談窓口を設置しています。	115・135
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」といいます。	28・132・172・175・179・180・232・278
生活習慣病	食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与する疾患群のことです。	26・149・156・159・162・163・164・165・167・168・207・208・216・218・219・222・250

用語	解説	掲載ページ
生活の質（QOL：Quality Of Life）	「生活の質」「人生の質」「生命の質」などと訳され、一般的には、生活者の満足感・安定感・幸福感を規定している諸要因の質と考えられます。諸要因の一方に生活者自身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があり、この両空間のバランスや調和のある状態を質的に高めて充足した生活を求めようという考えです。社会福祉及び介護従事者の、「生活の場」での援助も、生活を整え、暮らしの質をよりよいものにするというクオリティ・オブ・ライフの視点を持つことによって、よりよい援助を求めることができます。	21・152・165
成年後見制度	認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分であるため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為を行うことが難しい場合に、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人を支援する制度です。「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つの制度があり、法定後見制度は、判断能力の程度に応じて、後見、保佐、補助の三つの類型に分かれています。	24・127・129・138・141・142・143・153・203・204・205・250
世界アルツハイマー月間	1994年「国際アルツハイマー病協会」（ADI）が、世界保健機関（WHO）と共同で毎年9月21日を「世界アルツハイマーデー」と制定しており、その日の属する月（9月）のことを「世界アルツハイマー月間」と言い、世界的に定められているものです。この月間では、認知症に関する啓発など様々な取り組みを行います。	20
前期高齢者	本計画では、65歳以上の高齢者のうち65歳以上75歳未満の人を前期高齢者といいます。	15・282
前頭側頭葉変性症	前頭葉と側頭葉を中心として神経細胞が徐々に変性・脱落していくことにより、行動障がいや言語障がいなどが特徴的にみられる病気の一群で、前頭側頭型認知症などが含まれます。	23
総合相談窓口（ランチ）	地域にお住まいの高齢者やその家族からの介護、福祉、保健に関する相談に応じるため、地域包括支援センターと連携した身近な総合相談窓口（ランチ）として設置しているものを言います。設置場所については、大阪市ホームページでご確認ください。	19・27・54・128・129・130・140・200・203
【た行】		
ターミナルケア	余命がわずかとなった人に対し、延命ではなく、残された人生を充実させることを目的として行われる医療および看護のことをいいます。	192・193・285
第1号被保険者	市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の人のことをいいます。介護保険法第9条第1号に規定されていることから、このように呼ばれています。	9・10・15・39・40・42・43・47・48・145・146・161・287・282・283・284・292
第2号被保険者	市町村又は特別区の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者のことをいいます。介護保険法第9条第2号に規定されていることから、このように呼ばれています。	15・40・292

用語	解説	掲載ページ
団塊の世代	第一次ベビーブーム（1947(昭和22)～1949(昭和24)年）の間に生まれた世代をいいます。	1・3・6・8・17・26・101・107・111・123・125・144・169・171・173・179・185・199・201
団塊ジュニア世代	「団塊の世代」の子ども世代として第二次ベビーブーム（1971(昭和46)～1974(昭和49)年）の間に生まれた世代をいいます。	1・3・6・179・281
単独世帯	世帯員が一人だけの世帯をいいます。	1・36・37・38・44・45・104
地域共生社会	人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる社会をいいます。	3・4・111・115・138・148・175・206・212
地域ケア会議	地域ケア会議は、介護保険法第115条の48に規定されており、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法として、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的として行う会議です。多職種の第三者による専門的視点に交えてケアマネジメントの質の向上を図り、個別ケース課題分析等の積み重ねにより地域課題を把握し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげるものと位置付けられています。	8・18・113・114・117・127・129・130・131・132・179・180・200・201・277・278・294
地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業）	介護保険制度において、被保険者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために市町村が実施する事業です。地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」のほか、地域包括支援センターの運営や認知症総合支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業等の「包括的支援事業」、介護給付が適正に行われているかの検証や家族介護支援等の「任意事業」で構成されています。	2・4・17・107・111・124・126・179・199・230・290・292
地域デビュー	これまで職場と居住地の往復のみで、地域活動に関わりを持たなかった、あるいは持ちたくても時間がなかった職場中心の社会から、地域中心の社会へと必然的に移行する高齢者が増えることを踏まえ、そういった方々の知識や経験、技能などを生かし、生きがいをもって、高齢者が地域社会へ参画していくことを「地域デビュー」としています。	171
地域包括ケア	地域において保健・医療・福祉のサービスを一体的・体系的に提供することです。	5・17・28・116・117・118・121・127・129・175・181・189・197・200

用語	解説	掲載ページ
地域包括ケアシステム	高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に 応じて自立した日常生活を安心して営むことができるよ う、医療・介護・介護予防・住まい及び自立した日常生活 の支援が包括的に確保される体制のことであります。	1・2・3・4・5・8・ 17・18・107・109・ 111・112・113・ 116・118・121・ 130・147・173・ 174・175・176・ 189・276
地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために、 (1)総合相談支援、(2)虐待の早期発見・防止などの 権利擁護、(3)包括的・継続的ケアマネジメント支援及 び(4)介護予防ケアマネジメントを行っています。 大阪市では、高齢者人口約1万人に1箇所設置しており、 各区に1箇所以上、市全体で66箇所設置しています。設 置場所については、大阪市ホームページ上でご確認ください。	2・18・19・20・ 24・28・54・115・ 117・118・122・ 127・128・129・ 130・131・132・ 140・141・142・ 143・148・149・ 150・175・178・ 180・183・187・ 200・201・203・ 208・209・217・ 241・243・250・ 267・277・294
地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センタ ーの適切な運営、公正かつ中立な運営の確保を目的に設置 することとされており、本市においても市及び各区に設置 しています。	18・127・128・ 130・277・294
地域マネジメント	地域の実態把握・課題分析を通じて、地域における共通の 目標を設定し、関係者間で共有するとともに、その達成に 向けた具体的な計画を作成・実行し、評価と計画の見直し を繰り返し行うことで、目標達成に向けた活動を継続的に 改善する取組みをいいます。	113
地域密着型特別養護老人ホーム	入所定員が29人以下の小規模な特別養護老人ホームのこ とで、大阪市の被保険者は、原則として大阪市内の事業所 のみ利用できます。	67・192・257
地域密着型サービス	介護や支援を必要とする高齢者が、在宅での生活が難しく なったときも、自宅近くのサービス拠点から、さまざまな サービスの提供を受けて、できる限り住み慣れた地域で暮 らし続けることができるようにするサービスです。	2・9・10・11・12・ 14・16・107・181・ 211・235・240・ 267・268・270・ 271・285・289・ 294
ちーむオレンジサポーター	オレンジサポーターで構成される、認知症の人やその家族 を中心に、地域の人や支援者、企業などが共に支える取 組みを行うチームのことをいいます。	153・277
特定非営利活動促進法	特定非営利活動を行う団体に法人格を付与することなど により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な 社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進 し、もって公益の増進に寄与することを目的とする法律で、 1998(平成10)年3月に成立し、同年12月に施行されました。	173
【な行】		
日常生活圏域	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地理的 条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を考慮して設 定した日常生活の圏域です。	69・118・180・ 181・267・270

用語	解説	掲載ページ
認知症（アルツハイマー型、脳血管性、レビー小体型、前頭側頭型）	慢性あるいは進行性の脳の病気により、意識障がいがないにもかかわらず記憶、思考、見当識、計算、言語、理解、判断、学習などが徐々に障がいされ、仕事や日常生活に持続的な支障をきたす状態を表します。病型は多様で、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症などがあります。	認知症施策については、主に144～154、206～215に記載
認知症アプリ・ナビ	スマートフォンなどでいつでも認知症に関する正しい知識や情報が得られるように民間企業・大阪市立大学・大阪市の3者の連携により開発されたものが「大阪市認知症アプリ」です。同内容をホームページ上で閲覧できるようにしたサイトを「大阪市認知症ナビ」と呼びます。	20・149・206・207・208
認知症介護指導者	認知症介護に関する専門的な知識・技術や、研修プログラム作成方法・教育技術を習得し、自治体が行う認知症ケアに関する公的研修の企画立案・講師を担う者のことをいいます。国の研修機関での研修を受講する必要があります。	21・151・210・211
認知症カフェ	地域の中で認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域の人などが気軽に立ち寄ることができ、悩み事の相談や情報交換等を通じて孤立予防や介護負担感の軽減をはかることができる場のことをいいます。	20・21・54・147・150・152・209・212
認知症強化型地域包括支援センター	大阪市では、各区における認知症施策推進の中核となる拠点として、各区1か所の地域包括支援センターを「認知症強化型地域包括支援センター」と位置付け、認知症施策推進担当を配置するとともに、「認知症初期集中支援推進」「オレンジサポーター地域活動促進事業」を実施しており、地域の認知症対応力を強化しています。	18・20・23・129・150・209・212
認知症ケアパス	認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもののことをいいます。	21・209
認知症高齢者の日常生活自立度（認定調査）	認定調査時の様子から国の判定基準に基づき、日常生活上の自立状態を判断されたもののことをいい、「自立」、「 ～「 」、または「M」があります。	42・145・146・147
認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守る応援者のことをいいます。各地域で開催される「認知症サポーター養成講座」受講した方が認知症サポーターとなります。	20・23・148・149・153・206・207・212・277
認知症サポート医	国の研修機関での研修を受講した医師で、かかりつけ医への助言や研修などの支援、地域包括支援センターを中心とした多職種連携、住民などの啓発を行なう認知症の診療や早期発見等に携わっている医師のことをいいます。	20・151・210
認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）	認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざし、2012(平成24)年9月公表の「認知症施策推進5か年計画」（オレンジプラン）を改め、2015(平成27)年1月に策定されたものです。	22・111・144・148

用語	解説	掲載ページ
認知症施策推進大綱	認知症に関して政府一体となってさらに総合的な施策を推進していくため、認知症施策推進関係閣僚会議において2019（令和元）年6月18日にとりまとめられたものです。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会をめざし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していくこととされています。	3・4・111・112・144・148・149・206・275
認知症疾患医療センター	地域の医療提供体制の中核として、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う医療機関のことをいい、大阪市では6か所（地域型3か所、連携型3か所）指定しています。認知症疾患医療センターの設置場所については、大阪市ホームページに掲載していますのでご覧ください。	20・21・54・148・150・154・209・214
認知症初期集中支援チーム	医療・介護の専門職と認知症サポート医で構成されるチームで、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行い、必要な医療・介護などの支援につなぎます。	20・21・23・54・148・149・150・152・175・208・209・213・277
認知症地域支援推進員	認知症の方やその家族等への支援業務や、支援機関に対する専門的助言を行うとともに、区内の医療機関や介護事業所等をはじめとした地域の関係機関の間の連携をはかり、地域資源構築の企画調整及び支援機関の認知症対応力向上に資する取り組みを行う者のことをいいます。	20・21・22・148・150・153・175・209・213
認知症の鑑別診断	認知症の有無とその原因疾患、重症度などを正確に診断することです。	209・214・277
認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	認知症の人を支える周囲の人において行われる意思決定支援の基本的考え方（理念）や姿勢、方法、配慮すべき事柄等を整理して示し、これにより、認知症の人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることをめざして、2018（平成30）年6月に厚生労働省において策定されたものです。	148・149・152・211
認定調査員	介護保険制度において、要支援・要介護認定を受けようとする被保険者の心身の状況や置かれている環境等について調査をする者をいいます。	29・184・238・242・279
認定調査業務	要介護（要支援）認定の申請があったときに、市町村職員又は市町村から委託を受けた介護保険施設及び指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員（ケアマネジャー）等が行う認定に必要な調査のことをいいます。調査は、調査員が被保険者を訪問面接し、認定調査票を用いて公平かつ客観的に行われます。	184・241・242

用語	解説	掲載ページ
【は行】		
バリアフリー	人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去すること。もともと建築用語でしたが、現在では、歩道の段差などの物理的障壁、欠格条項などの制度的障壁、コミュニケーション手段が保障されないことによる文化・情報面での障壁、偏見などの心理的障壁のすべての障壁を除去する意味で用いられます。	190・191・252・253・254・260・261・262
ピアサポーター	今後の生活の見通しなどに不安を抱えている認知症の人に対して、同じ仲間（ピア）として相談支援等を行う認知症当事者の人のことをいいます。	149・207
PDCA（ピーディーシーエー）	施策・事業に必要な要素である企画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）を一環した流れとしてとらえ、それらを循環させることで、施策・事業の改善に結びつける手法です。	4・112・113・123・128・132・179・197・198・199・277
ひとにやさしいまちづくり	障がい者や高齢者をはじめすべての市民が利用しやすいまちとなるように、建築物や、道路、公園、公共交通機関などを整備し、「いつでも」「どこでも」「だれでも」利用できる、まちの実現をすすめることです。「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」に基づいて民間建築物の建築計画について事前協議を行うとともに、区役所、市民病院、老人福祉施設など本市建築物の整備・改善などに取り組んでいます。	110・252・260
避難行動要支援者	大地震や風水害などの災害が起きた時、自力で避難することが難しく、支援が必要な人をいい、大阪市避難行動要支援者名簿作成基準に基づいて、要介護3以上の人や重度障がいなどの人を対象者としています。	263・264
福祉避難所・緊急入所施設	福祉避難所は、災害時において、高齢者や障がい者など、一般の避難所生活において特別な配慮を必要とする方々を対象に開設される避難所です。また、緊急入所施設は、一般の避難所や自宅で生活することができない避難行動要支援者のうち、身体状況の悪化により緊急に入所介護・療養等が必要な方に対応する施設です。	264・265
フレイル	加齢とともに心身の活力（運動機能や認知機能等）が低下し、複数の慢性疾患の影響もあり、生活機能が衰えている状態です。健常な状態と要介護状態（日常生活にサポートが必要な状態）の中間の虚弱な状態のことです。適切な介入・支援により、生活機能の維持・向上を図ることができます。	26・111・114・156・159・160・162・167・168・196・216・222・223
包括的・継続的ケアマネジメント支援	地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者等の状況や変化に応じた包括的・継続的ケアマネジメントを実現するために、地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員の支援を行うものです。内容としては、介護支援専門員のネットワークの形成業務や日常的個別指導・相談業務などの後方支援を行います。	127・184・200・241

用語	解説	掲載ページ
保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金	介護保険法第122条の3第1項により、各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、それぞれの評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付される交付金です。	4・113
本人ミーティング	認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らしなどを一緒に話し合う場のことです。	149
ボランティア活動	個人の自発的な意志に基づいて、他人や社会に貢献する、基本的には無償の継続的、実践的な市民活動	20・27・28・51・56・57・62・81・82・108・117・127・150・156・159・169・171・173・174・175・178・179・224・225・229
【ま行】		
メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）	高血圧、高血糖、脂質異常などの危険因子が重なることにより、心疾患等の生活習慣病が発症する危険性が高まることに着目した概念です。これらの疾患には内臓脂肪が深く関わっていることが明らかになってきています。	165
【や行】		
有料老人ホーム	特別養護老人ホーム等の入所要件に該当しない高齢者や、自らの選択で多様なニーズを満たそうとする高齢者を入居させ、入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした民間施設です。介護保険の特定施設入居者生活介護の対象となります。	32・60・67・189・192・194・195・233・235・236・237・239・255・259・279
友愛訪問活動	老人クラブ等が、ひとり暮らしやねたきりの高齢者を訪問し、「声かけ」「日常生活支援」などを行い地域で見守る活動です。	19
ゆずり葉の道	植樹帯を設置し車道をジグザグ状にすることにより、車の速度を落とし、通過交通を抑制することにより歩行者の交通安全を図るとともに、快適な歩行者空間を確保します。	261
ユニットケア	特別養護老人ホーム等において、いくつかの個室や居間・食堂などの共用スペースを1つの生活単位（ユニット）として、少人数で家庭的な環境のなかでの自立的生活を支援するケアの形態をいいます。	252
ユニバーサルデザイン	設計段階から、年齢や能力にかかわらず、すべての人が共通して利用できるようなものや環境を作っていこうとする考え方。ひとにやさしいまちづくりの考え方として、「バリアフリー」から「ユニバーサルデザイン」へと変わっていますが、「大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱」は、高齢者や障がい者専用のもをを整備するのではなく、誰もが安全、快適に利用できる整備を進めるという点で、ユニバーサルデザインの考え方を基礎にしています。	260

用語	解説	掲載ページ
養介護施設従事者	特別養護老人ホーム・有料老人ホームなどの入所施設や、デイサービス・訪問介護をはじめとする居宅サービスなど、老人福祉法や介護保険法に定める高齢者向け福祉・介護サービスに従事する全ての職員のことをいいます。	23・24・140・143・203・204・280
【ら行】		
理学療法士（PT）	理学療法士及び作業療法士法に定められた国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた者で、医師の指示の下で理学療法（基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行い、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加える）を行う者をいいます。	232
レスパイト	レスパイトとは「小休止」「息抜き」「休息」を意味し、介護者が一時的に介護から解放され、休息をとれるように支援することをレスパイト支援といいます。	22
老人福祉法（昭和38年法律第133号）	老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的としています。	6・32・195・205
ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	筋肉、骨、関節、軟骨といった運動器の障がいのために移動能力が低下した状態をいい、進行すると介護が必要になるリスクが高くなります。	162
【わ行】		
わたしのケアノート	認知症の人やその家族が本人の生活パターン、人間関係、医療歴、本人の希望等の事項を記入し、医療・介護が必要となった際に関係者が確認することで認知症本人の意向に沿った医療・介護の実現を図るために大阪市が作成したノートのことです。大阪市ホームページから印刷することも可能となっています。	211

区別情報

インデックス

<行政区>	<頁>	<行政区>	<頁>
北 区	314	東淀川区	360
都 島 区	318	東 成 区	366
福 島 区	322	生 野 区	370
此 花 区	325	旭 区	376
中 央 区	329	城 東 区	381
西 区	333	鶴 見 区	387
港 区	336	阿倍野区	392
大 正 区	340	住之江区	397
天王寺区	344	住 吉 区	403
浪 速 区	347	東住吉区	409
西淀川区	350	平 野 区	415
淀 川 区	354	西 成 区	422

カテゴリー

1. 区プロフィール	3. 区の地図
2. 統計からみる区の状況	4. 地域の状況
主要統計指標	5. 地域資源情報
高齢化指標	6. その他（高齢者の支援に関する 区独自の取組など）
区の水準	
区の高齢化の特徴	

1. 北区

1. 北区プロフィール

特徴	北区は大阪の玄関口に位置し、三方を河川に囲まれ、区の中心部であるJR大阪駅周辺は超高層ビルが並ぶビジネス街であり、西日本最大の地下街とあわせ大規模なショッピング街となっている。また、北区天満界隈は大阪におけるガラス発祥地でもあり、伝統工芸・文化の担い手である職人たちも数多く存在する。東部の大川沿いは桜の名所であり、南部の中之島は国の重要文化財指定である大阪市中央公会堂がある。西部の梅田地区、大阪駅北地区は、複合商業施設で賑わっている。
トピックス	北区では、地域住民の生活課題の早期発見を行うため、各小地域に「地域福祉コーディネーター」を、対応が困難な福祉・医療等の知識や経験が必要とされるケースに対しては、専門的な支援を行うため、「コミュニティソーシャルワーカー（CSW）」をそれぞれ配置して、住民主体の福祉コミュニティづくり推進事業を進めている。

2. 統計からみる北区の状況（基準日：令和2年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	139,187人	6	面積	10.34 km ²	7
人口密度	13,461人/km ²	15	世帯数	85,076世帯	4

高齢化指標

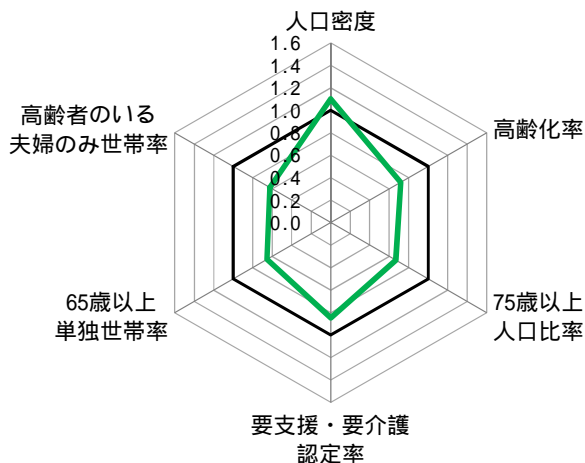
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	25,601人	14	高齢化率	18.4%	22
65～74歳人口	12,857人	12	75歳以上人口	12,744人	15
65～74歳人口比率	9.2%	21	75歳以上人口比率	9.2%	22
要介護認定者数 ¹ (認定率)	5,395人 22.0%	17 23	認知症高齢者数(65歳以上) ²	1,526人	12
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	7,209世帯	12	認知症高齢者数(75歳以上) ²	1,367人	13
	9.7%	21	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	4,013世帯 5.4%	15 21

1：令和2年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

2：認知症高齢者数は居宅のみ（令和2年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

北区の水準（大阪市 = 1とした指数）



北区の高齢化の特徴

高齢化率は18.4%で市内22位と低い

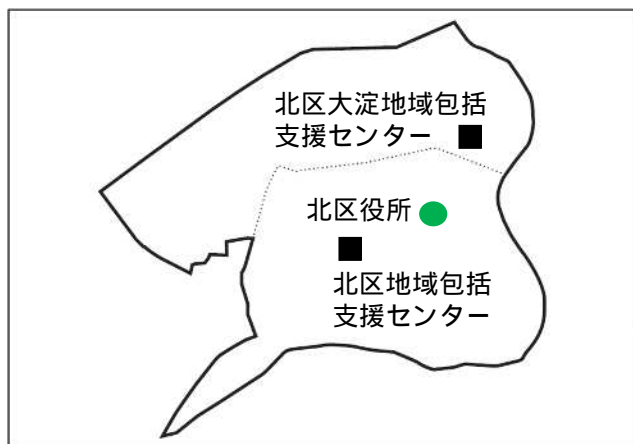
65～74歳人口比率は21位、75歳以上人口比率は22位と、ともに低い。

65歳以上単独世帯率が9.7%、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率が5.4%と低い。

認定率は市平均よりも低く23位である。

各指標は全体的に大阪市の水準に比べて低く、高齢化が進んでいない区域である。

3. 北区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

福祉関連では、区内にCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置し、各地域の地域福祉コーディネーターやまちともサービスサポート会員等と連携して個々の生活課題、福祉課題の早期発見に努めた。また、様々な専門機関と連携し、早期支援、解決を行う体制を構築し、住民主体の福祉コミュニティづくりを進めている。

北区の18地域において地域活動協議会が形成されており、地域住民、地域団体等が、これまで培われてきた人と人との「つながり」や「きずな」を礎にしながら、自律的な地域運営に取り組んでいる状態である。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（令和2年3月31日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	2 箇所	連合町会数（H27 国勢調査）	19 団体
総合相談窓口（ランチ）	3 箇所	民生委員・児童委員	165 人
老人クラブ数	23 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（令和2年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	64	介護老人福祉施設	6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
訪問入浴介護	0	介護老人保健施設	3	夜間対応型訪問介護	1
訪問看護	314	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	18
訪問リハビリテーション	288	介護予防・生活支援サービス	件数	認知症対応型通所介護	2
通所介護	7			小規模多機能型居宅介護	1
通所リハビリテーション	289	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	14	介護予防型訪問サービス	62	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	6	生活援助型訪問サービス	52	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3	介護予防型通所サービス	24	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	3	短時間型通所サービス	11		
居宅介護支援	50	選択型通所サービス	1		

在宅医療の状況（令和元年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	0 箇所	在宅療養支援歯科診療所	29 箇所
在宅療養支援診療所	35 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	96 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

はつらつ脳活性化プロジェクト事業

高齢者が自ら認知症予防のための活動を習慣化できる地域づくりを目指し下記事業を平成22年度から実施している。

はつらつ脳活性化教室：認知症予防を目的に百歳体操+脳活性化レクリエーションを組み合わせた内容として、令和2年9月末現在14地域で開催している。

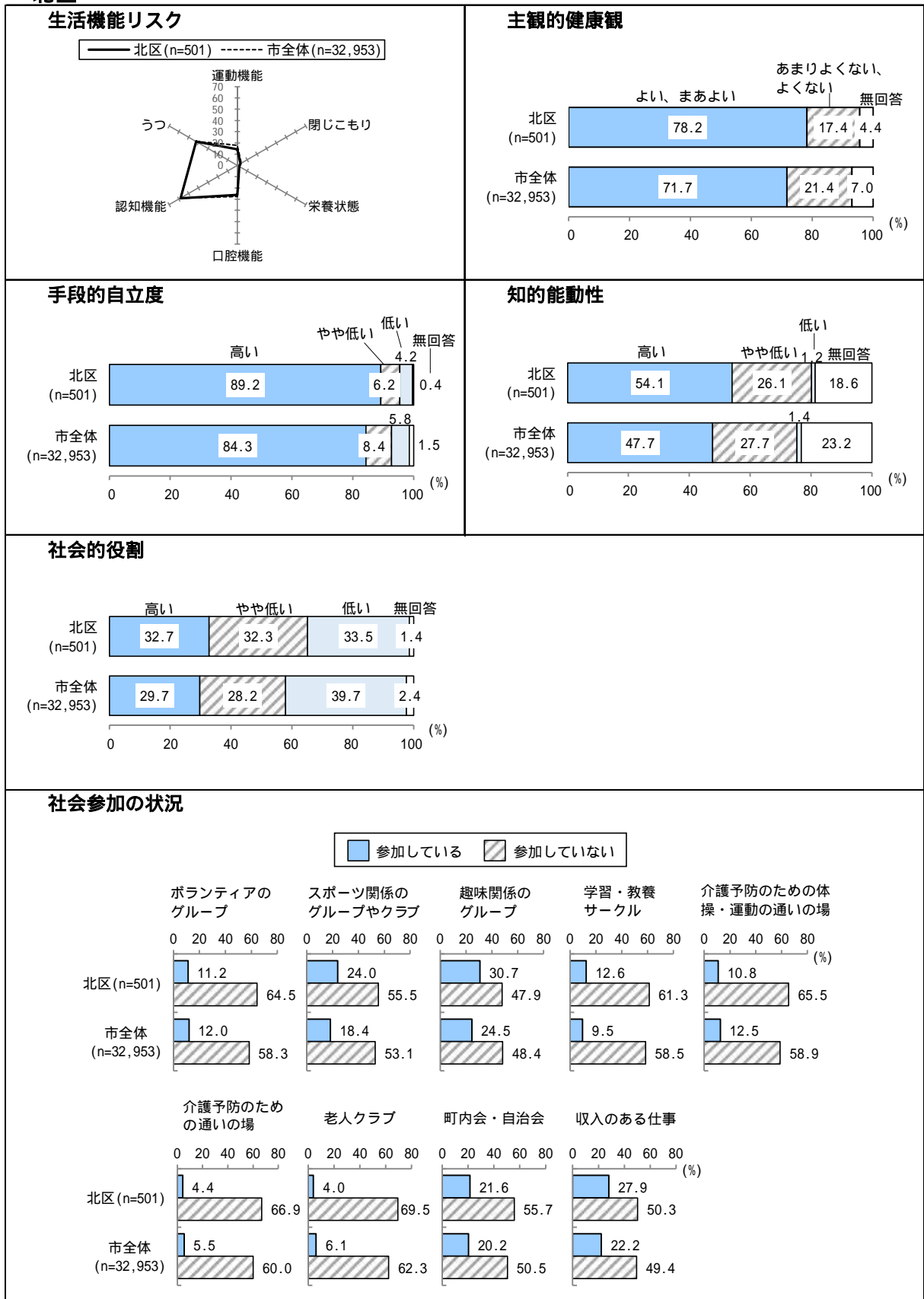
はつらつ脳活性化教室サポーター養成講座：認知症やその予防に関する基礎的な講義、はつらつ脳活性化教室に沿った講義と演習を行い、地域での教室を運営する人材を育成する。

はつらつ脳活性化教室サポーターレベルアップ講座：サポーターの活動意欲を高め、サポーターの活動の充実をはかる機会とする。

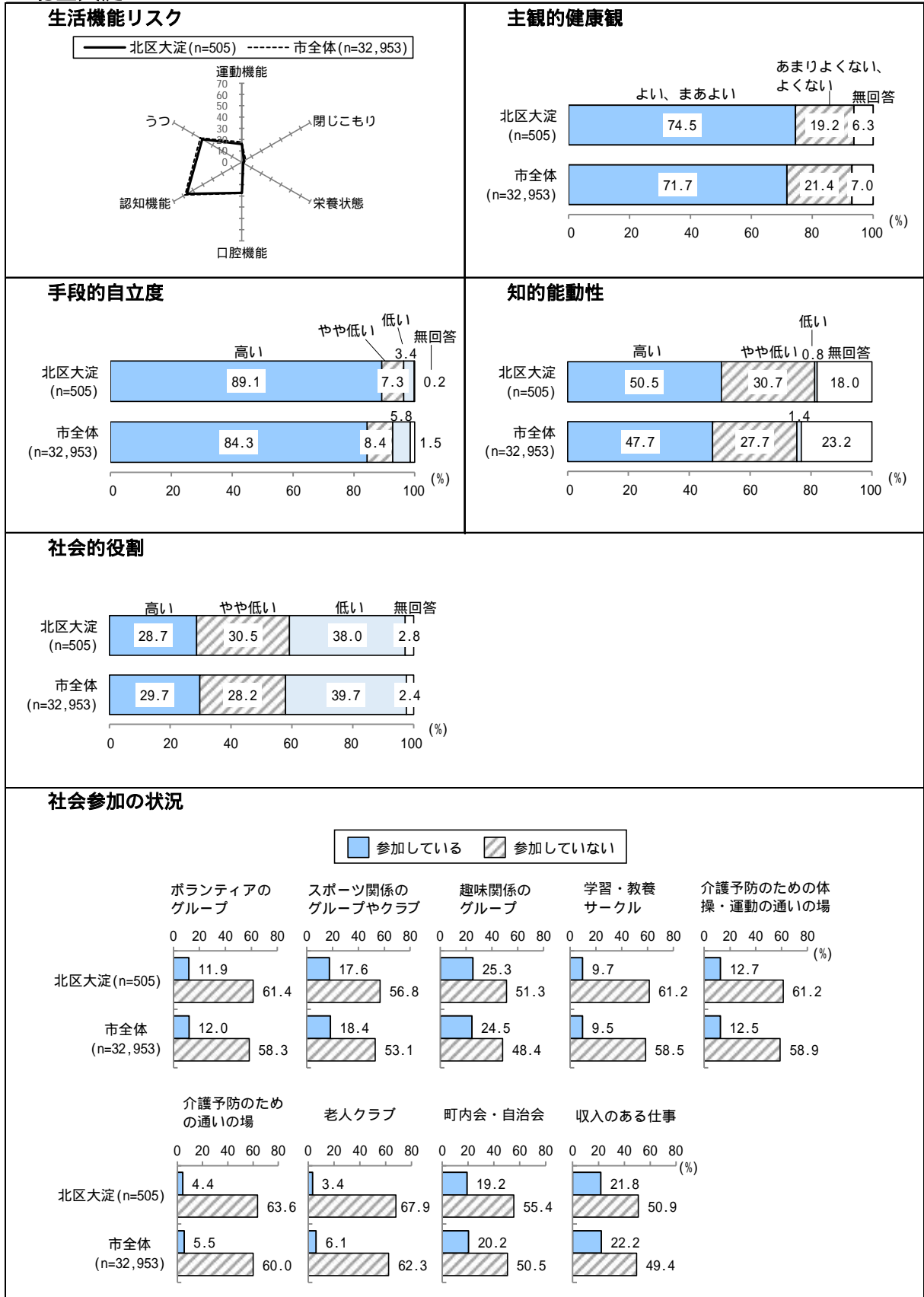
はつらつ脳活性化サポーター支援チーム：地域継続できるための課題を抽出、プロジェクトの実践を支援する会議を年3回開催している。

7. 日常生活圏域ニーズ調査結果

北区



北区大淀



2. 都島区

1. 都島区プロフィール

特徴	都島区は大阪市の北東部に位置し、西側を大川に沿って南北に長く、北側を淀川に、南側は寝屋川にそれぞれ接している。かつて京街道の起点に近く、交通の要衝として賑わった京橋地域は今もなお、JR環状線・学研都市線・東西線、京阪電鉄、地下鉄長堀鶴見緑地線が相互に連絡し、大阪東部の玄関口として、また商業のまちとして知られている。リバーサイドともぶちや大型高層住宅群ベルパークの建設を契機に、都心に近接した交通の便の良い理想的な住宅地としての価値が見直され、マンション建設・市街地再開発が加速し、着実な発展を続けている。
トピックス	都島区では、中野町の市電都島車庫跡地及び旧国鉄淀川貨物線跡地には、総合医療センターや保健福祉センター分館、スポーツセンターなどの公共施設が整備され、都心に近く居住環境に優れたまちなみが誕生している。

2. 統計からみる都島区の状況（基準日：令和2年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	107,481人	13	面積	6.08 km ²	18
人口密度	17,678人/km ²	5	世帯数	56,093世帯	13

高齢化指標

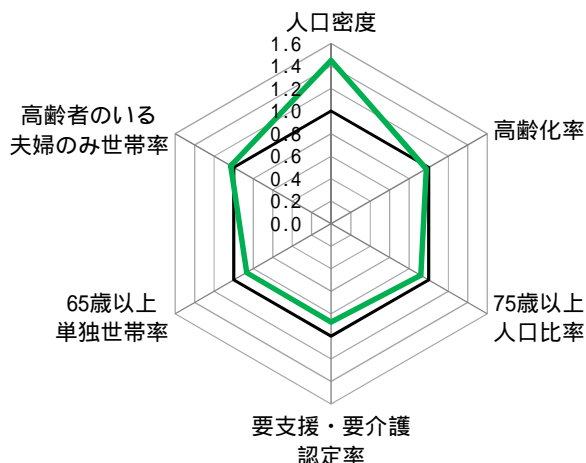
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	26,875人	12	高齢化率	25.0%	16
65～74歳人口	13,327人	10	75歳以上人口	13,549人	13
65～74歳人口比率	12.4%	9	75歳以上人口比率	12.6%	17
要介護認定者数 ¹ (認定率)	5,849人	13	認知症高齢者数(65歳以上) ²	1,374人	16
	22.7%	20	認知症高齢者数(75歳以上) ²	1,242人	16
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	6,619世帯	13	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	4,566世帯	12
	12.9%	17		8.9%	14

1：令和2年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

2：認知症高齢者数は居宅のみ（令和2年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

都島区の水準（大阪市 = 1とした指数）



都島区の高齢化の特徴

高齢化率は25.0%で16位となっている。

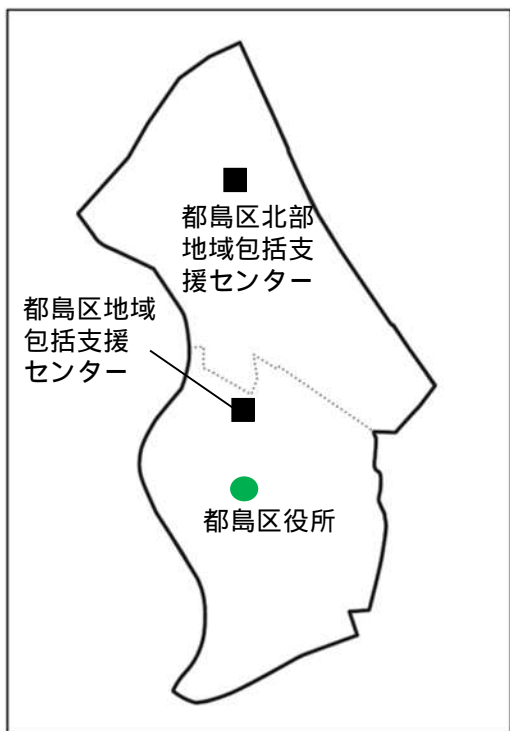
65～74歳人口比率は9位、75歳以上人口比率は17位となっている。

認定率は20位と低い。

65歳以上の単独世帯率は17位で市平均よりも低いが、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は14位と市平均に近い。

各指標は概ね市平均を下回り、比較的高齢化は進んでいない区域である。

3. 都島区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

防災・防犯など安全・安心を礎に、活力ある地域社会づくりに向け、地域の見守りネットワークの強化に取り組んでいる。

いきいきと健康に暮らせるまちづくりでは、「地域福祉コーディネート事業」で「要援護者の見守りネットワーク強化事業」と連携するため活動時間を拡充するなど、身近な相談体制や見守り活動を強化し、相談件数等も増加している。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（令和2年3月31日現在）

区 分	件 数
地域包括支援センター	2 箇所
総合相談窓口（ランチ）	2 箇所
老人クラブ数	56 団体
連合町会数（H27 国勢調査）	9 団体
民生委員・児童委員	133 人

主な介護保険事業者・施設の状況（令和2年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	51	介護老人福祉施設	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	0	介護老人保健施設	3	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	136	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	14
訪問リハビリテーション	122	介護予防・生活支援サービス	件数	認知症対応型通所介護	2
通所介護	13			小規模多機能型居宅介護	4
通所リハビリテーション	127	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	7
福祉用具貸与	12	介護予防型訪問サービス	50	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	5	生活援助型訪問サービス	41	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3	介護予防型通所サービス	27	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	6	短時間型通所サービス	17		
居宅介護支援	45	選択型通所サービス	0		

在宅医療の状況（令和元年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	1 箇所	在宅療養支援歯科診療所	13 箇所
在宅療養支援診療所	25 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	59 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

地域福祉コーディネート事業

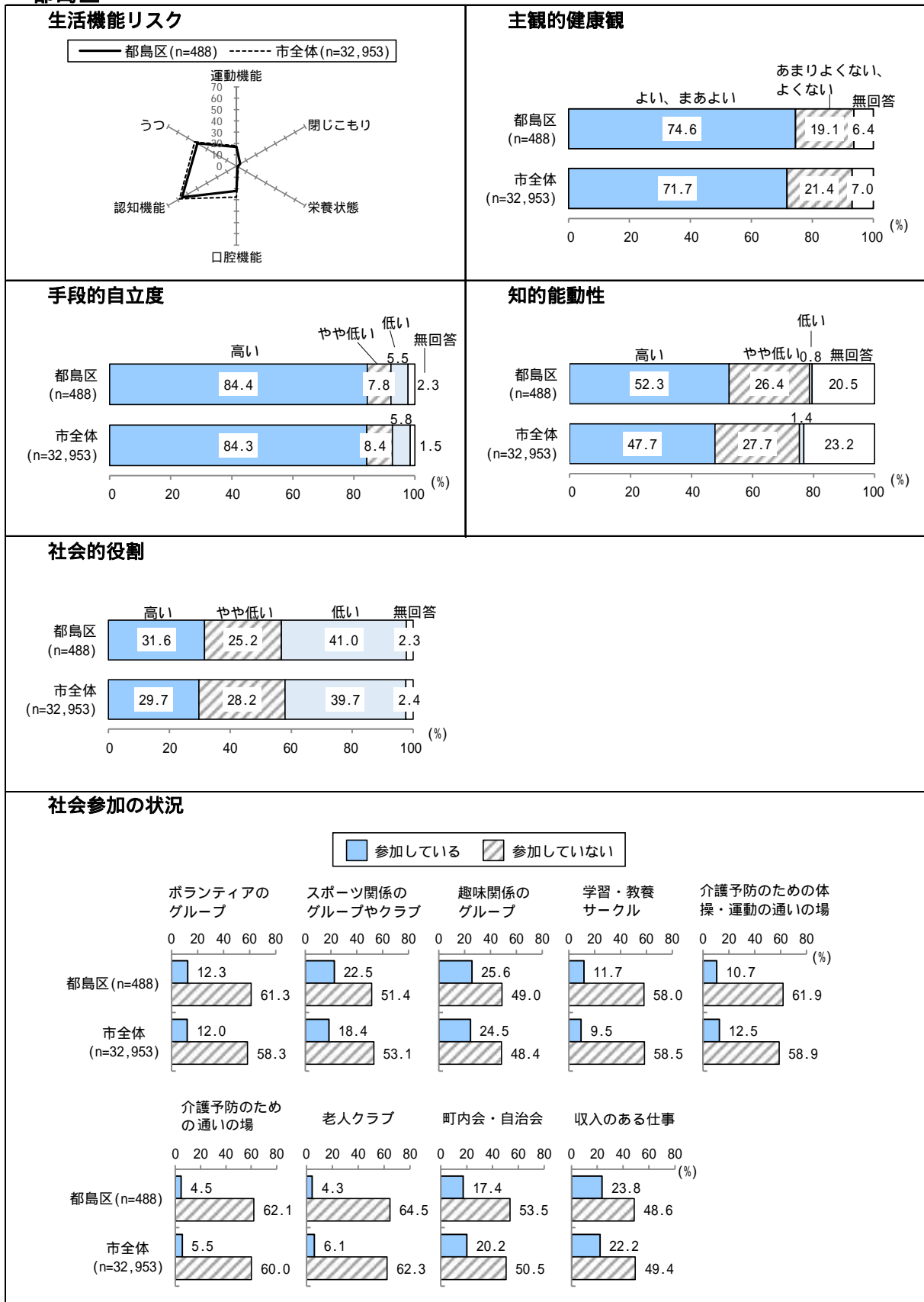
高齢者をはじめとした地域住民のための身近な相談窓口として、地域福祉コーディネーターを区内各地域に配置している。地域住民からの多様な相談を関係機関につないだり、食事サービスやふれあい喫茶等に参加して参加者同士顔の見える関係づくりに努めている。また、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業における、名簿整理や訪問等の支援を行っている。

健康づくりのつどい（健康展）

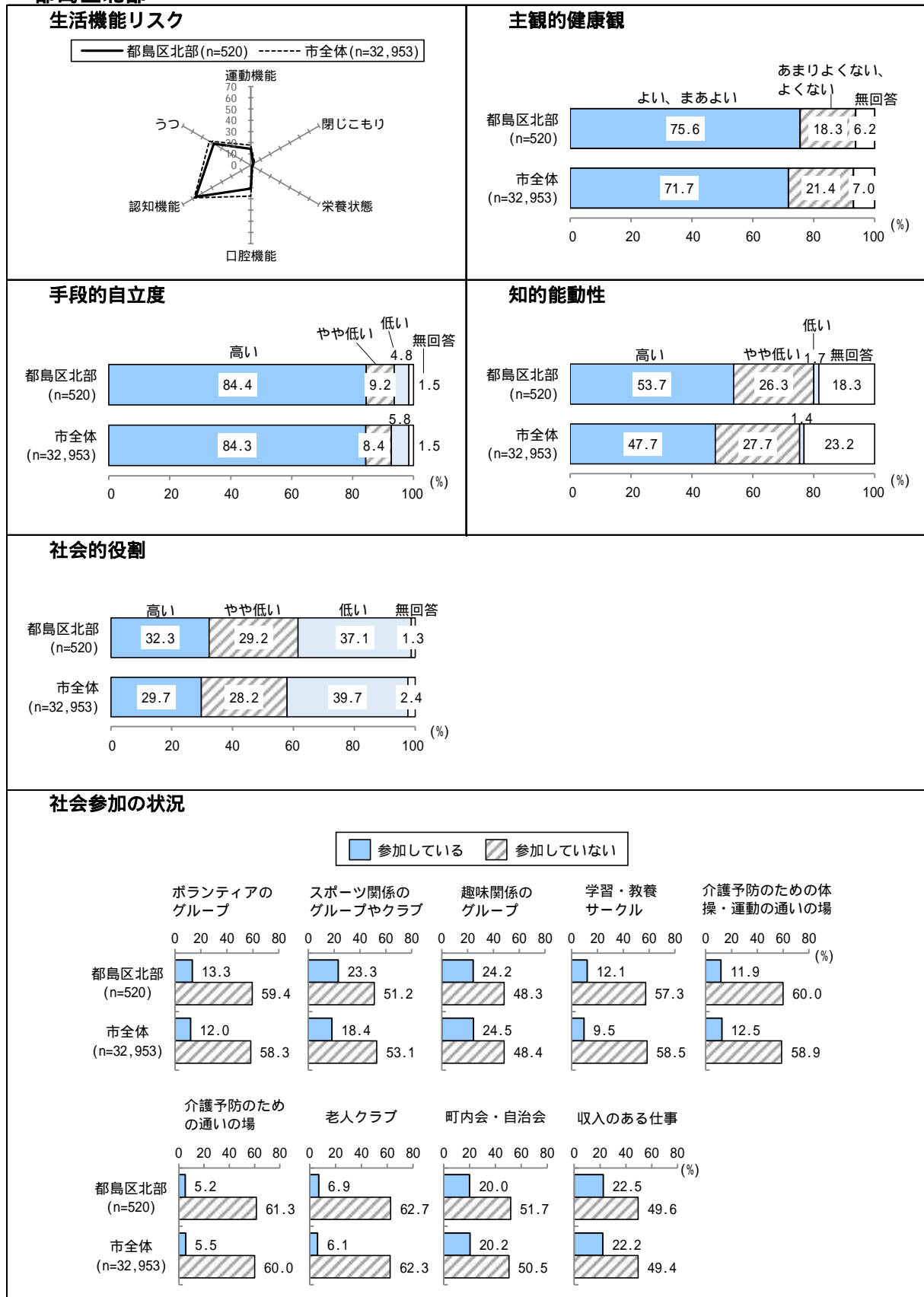
医師会等の地域の各団体と共同して、健康づくりに関するブースの出展を行うイベントを年1回実施している。

7. 日常生活圏域ニーズ調査結果

都島区



都島区北部



3. 福島区

1. 福島区プロフィール

特徴	<p>福島区は北に新淀川、南は堂島川・安治川に面し、大阪市の西北部に位置し、区内に九つの駅を有し、市内中心部や神戸方面への交通の要衝となっている。1990年以降、区内各所に超高層マンションや大規模団地が建設された。福島駅周辺に商業地やオフィスビルが集積し、区の西部地域には、機械・金属製品工場が存在するが、近年は急速に宅地化が進んでいる。大開2丁目は、パナソニック創立の地もある。野田の藤見物は、その美しさから、600年前の南北朝時代に盛んであったが、時を経ても「のだふじ」は豊かな房が特徴で、平成7年に区の花に制定された。</p>
トピックス	<p>福島区では、地域団体、NPO、企業など多様な活動主体の参画のもとに構成された地域活動協議会が「防犯・防災」、「子ども・青少年」、「福祉・健康」などの地域課題の解決に向けて様々な活動を行っており、自律的に地域運営を行えるように支援を行っている。</p> <p>また、高齢者や障がい者の日常生活の軽微なニーズに対し、有償ボランティアにより支える事業や支援が必要な方への相談窓口として「地域福祉コーディネーター」を配置するなど、より身近な地域のつながりを重視した福祉活動を支援している。</p>

2. 統計からみる福島区の状況（基準日：令和2年10月1日現在）

主要統計指標

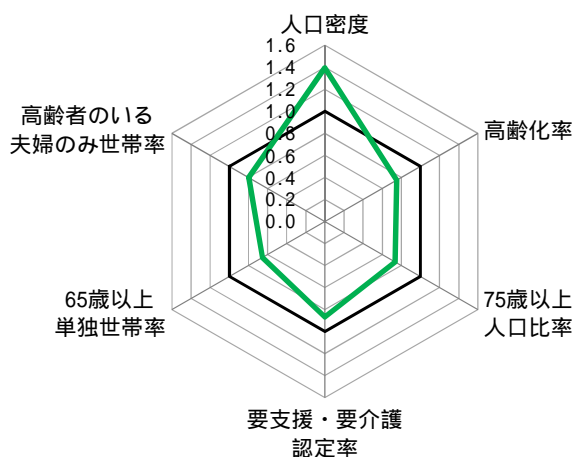
項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	79,513人	21	面積	4.67 km ²	22
人口密度	17,026人/km ²	7	世帯数	42,626世帯	20

高齢化指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	15,349人	23	高齢化率	19.3%	20
65～74歳人口	7,341人	23	75歳以上人口	8,009人	22
65～74歳人口比率	9.2%	22	75歳以上人口比率	10.1%	20
要介護認定者数 ¹	3,391人	23	認知症高齢者数（65歳以上） ²	725人	24
（認定率）	22.6%	21	認知症高齢者数（75歳以上） ²	660人	24
65歳以上単独世帯数 ³	3,635世帯	24	65歳以上高齢者のいる夫婦	2,581世帯	23
（世帯率）	9.7%	22	のみ世帯数 ³ （世帯率）	6.9%	19

- 1：令和2年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数
- 2：認知症高齢者数は居宅のみ（令和2年4月1日現在）
- 3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

福島区の水準（大阪市 = 1とした指数）



福島区の高齢化の特徴

高齢化率は19.3%で20位である。
 65～74歳以上人口比率は22位、75歳以上人口比率は20位である。
 認定率は21位と下位である。
 65歳以上の高齢者の単独世帯、夫婦のみ世帯も下位である。
 各指標の高齢化水準は、全体的に大阪市平均と比較して順位が低く、高齢化が進んでいない区域である。

3. 福島区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

隣近所での「声かけ」、「見守り」、「助け合い」、「支え合い」といった身近な地域の中で、高齢者等に関する課題の解決に取り組むことによって、豊かなコミュニティを醸成し、大規模災害をはじめ様々なリスクに耐え得る復元力の高い強靱な地域社会づくりをめざしている。

地域の福祉活動サポート事業では、コーディネーターを区内10地域に配置し、地域の需要を掘り起こすため、高齢者食事サービスの会場などでも事業の周知に努めた。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（令和2年3月31日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	1 箇所	連合町会数（H27 国勢調査）	10 団体
総合相談窓口（ブランチ）	2 箇所	民生委員・児童委員	94 人
老人クラブ数	19 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（令和2年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	37	介護老人福祉施設	3	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	0	介護老人保健施設	1	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	103	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	11
訪問リハビリテーション	91	介護予防・生活支援サービス	件数	認知症対応型通所介護	3
通所介護	8			小規模多機能型居宅介護	1
通所リハビリテーション	95	介護予防支援	1	認知症対応型共同生活介護	5
福祉用具貸与	6	介護予防型訪問サービス	33	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	3	生活援助型訪問サービス	29	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	1	介護予防型通所サービス	19	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	2	短時間型通所サービス	7		
居宅介護支援	24	選択型通所サービス	0		

在宅医療の状況（令和元年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	0 箇所	在宅療養支援歯科診療所	13 箇所
在宅療養支援診療所	16 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	46 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

健康講座の開催

保健福祉課（保健活動）において認知症予防、ロコモティブシンドローム予防、口腔ケアなど区民の方にとって関心の高い内容の講座を開催している。

地域の福祉活動サポート事業

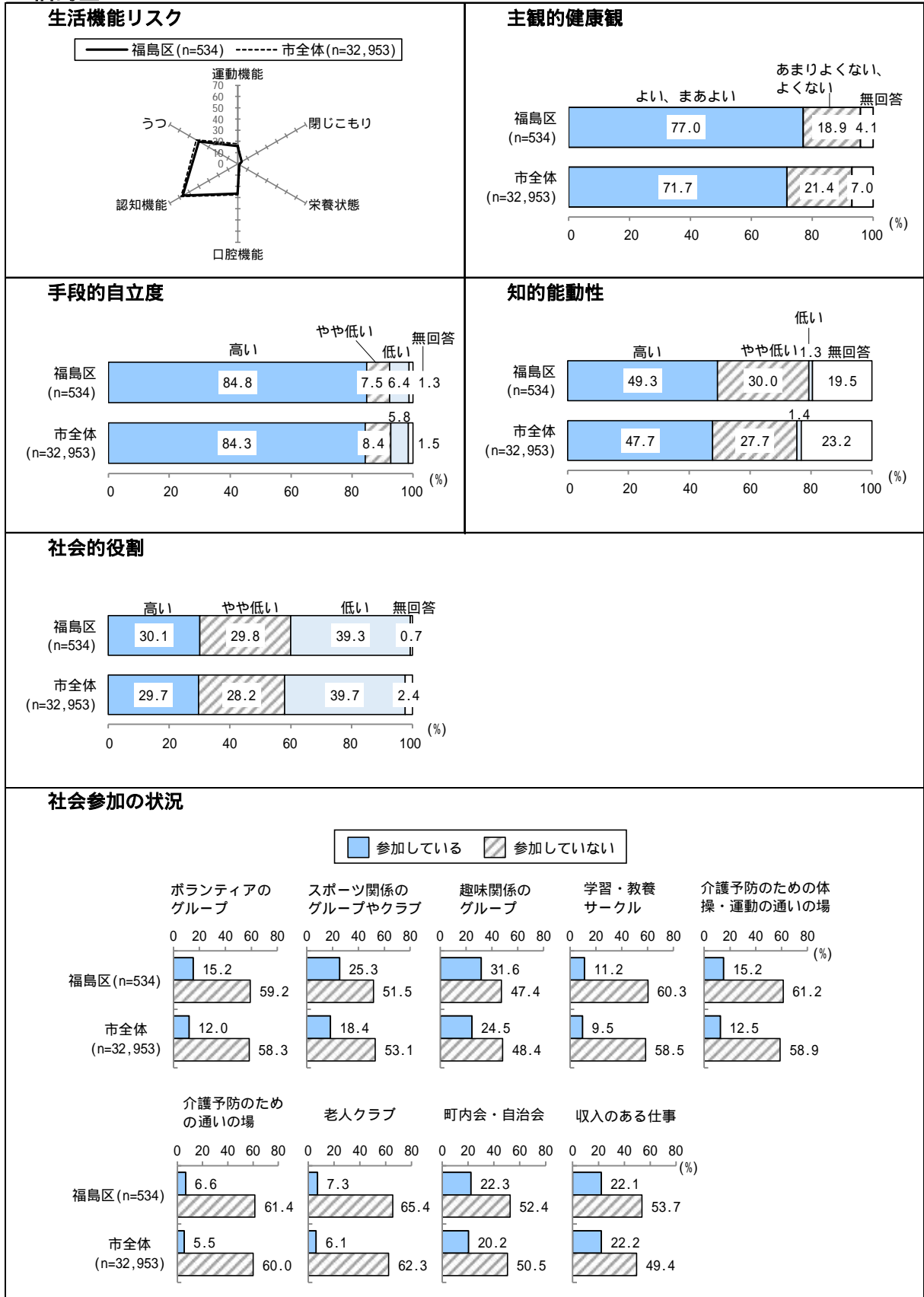
区民の方が安心して暮らしていけるよう、身近な相談窓口を各地域のコミュニティーセンターに設け地域福祉コーディネーターを配置し、福祉サービスへの橋渡しや住み慣れた地域での暮らしを支える仕組み作りを支援している。

ふくしま暮らし支え合いシステム事業

日々の暮らしの中の軽微な困りごとに有償ボランティア活動を利用し住民どうしが支えあうシステムを通して地域での共助体制構築の推進を図っている。

7. 日常生活圏域ニーズ調査結果

福島区



4. 此花区

1. 此花区プロフィール

特徴	<p>此花区は、淀川河口の南部に位置し、面積は大阪市24区中第2位である。西は大阪湾に面し、北は淀川に南は安治川に接し、水利に恵まれ重化学工業を中心とする我が国の経済を支える臨海工業地帯として発展してきた。近年、産業構造の変化に伴い、工場の移転・集約や研究・開発部門への転換が図られている。西部臨海地域では平成13年3月に「ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(USJ)」がオープンし、来訪者で賑わいをみせている。また、阪神高速道路淀川左岸線の建設と併せて、都市公園など水と緑を一体的に整備する「正蓮寺川総合整備事業」が進められ、正蓮寺川公園が一部開園するほか、阪神なんば線が開通するなど、水辺環境や交通網の整備などにより、住・食・遊バランスのとれた区として発展していくことが期待されている。</p>
トピックス	<p>高齢者が住み慣れた町で安心して暮らせるようにと開設された在宅介護拠点施設「此花ふれあいセンター」や、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とした事業を行う「クレオ大阪西」のほか、こども文化の振興を目的とした「大阪市立こども文化センター」、会館・室内プール等を複合した「此花総合センタービル」など、社会福祉施設や文化施設の充実も図られ、潤いのある住みよいまちづくりがめざされている。</p> <p>また、令和7(2025)年には、此花区夢洲において「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマとした日本国際博覧会(大阪・関西万博)が開催されることとなっている。</p>

2. 統計からみる此花区の状況(基準日:令和2年10月1日現在)

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	64,870人	23	面積	19.28 km ²	2
人口密度	3,365人/km ²	24	世帯数	31,802世帯	23

高齢化指標

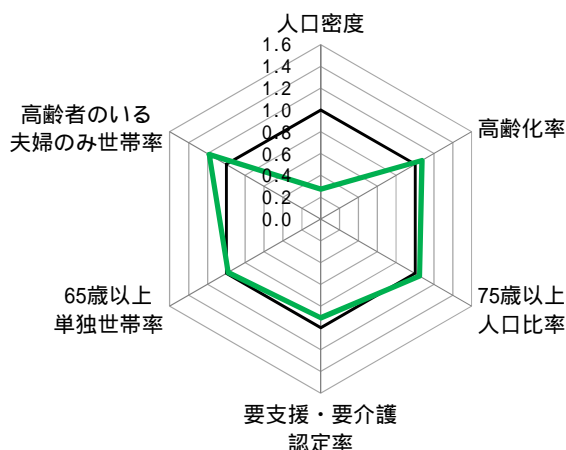
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	17,878人	19	高齢化率	27.6%	10
65~74歳人口	8,532人	19	75歳以上人口	9,345人	19
65~74歳人口比率	13.2%	6	75歳以上人口比率	14.4%	10
要介護認定者数 ¹ (認定率)	4,267人 23.6%	19 17	認知症高齢者数(65歳以上) ²	808人	22
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	4,467世帯 14.6%	21 11	認知症高齢者数(75歳以上) ²	742人	21
			65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	3,134世帯 10.2%	19 9

1: 令和2年9月末における第1号被保険者(65歳以上)の認定者数

2: 認知症高齢者数は居宅のみ(令和2年4月1日現在)

3: 国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」(平成27年10月1日現在)

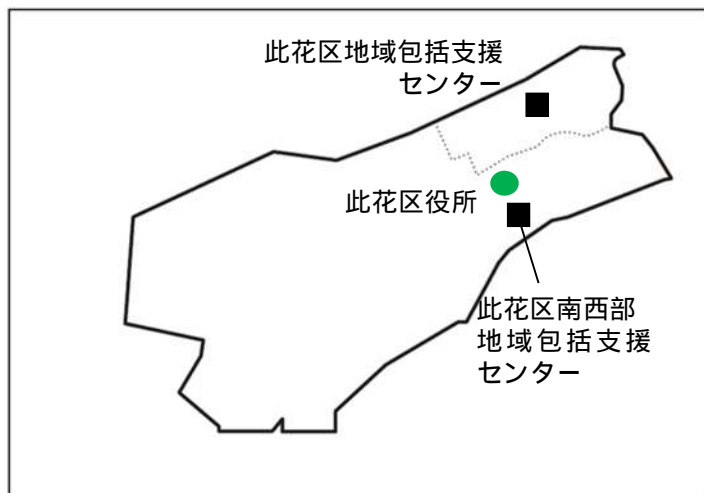
此花区の水準(大阪市=1とした指数)



此花区の高齢化の特徴

高齢化率は27.6%で24区中10位である。
65~74歳人口比率は13.2%で6位となっている。
認定率23.6%と平均より低く、順位も17位である。
65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率がやや高い。
高齢化の状況は平均に近いが、65歳~74歳人口比率や、65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率がやや高い地域である。

3. 此花区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

「このはな地域見守りタイ」事業では、地域のボランティアの協力を得て高齢者等の見守り活動を実施している。

今後、単身高齢者や認知症の人など見守り対象者が増加する傾向にあることから、高齢者が住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、近隣の住民と日常的な関係を築き、生活課題の発見や早期の対応を行うことができる地域のアンテナ役、つなぎ役となるボランティアを充足させることが必要となっている。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（令和2年3月31日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	2 箇所	連合町会数（H27 国勢調査）	10 団体
総合相談窓口（ブランチ）	1 箇所	民生委員・児童委員	115 人
老人クラブ数	12 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（令和2年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	30	介護老人福祉施設	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	0	介護老人保健施設	2	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	66	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	9
訪問リハビリテーション	54	介護予防・生活支援サービス	件数	認知症対応型通所介護	0
通所介護	10			小規模多機能型居宅介護	4
通所リハビリテーション	58	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	5	介護予防型訪問サービス	29	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	4	生活援助型訪問サービス	26	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	2	介護予防型通所サービス	16	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	3	短時間型通所サービス	8		
居宅介護支援	22	選択型通所サービス	0		

在宅医療の状況（令和元年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	1 箇所	在宅療養支援歯科診療所	14 箇所
在宅療養支援診療所	19 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	23 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

このはな地域見守りタイ事業

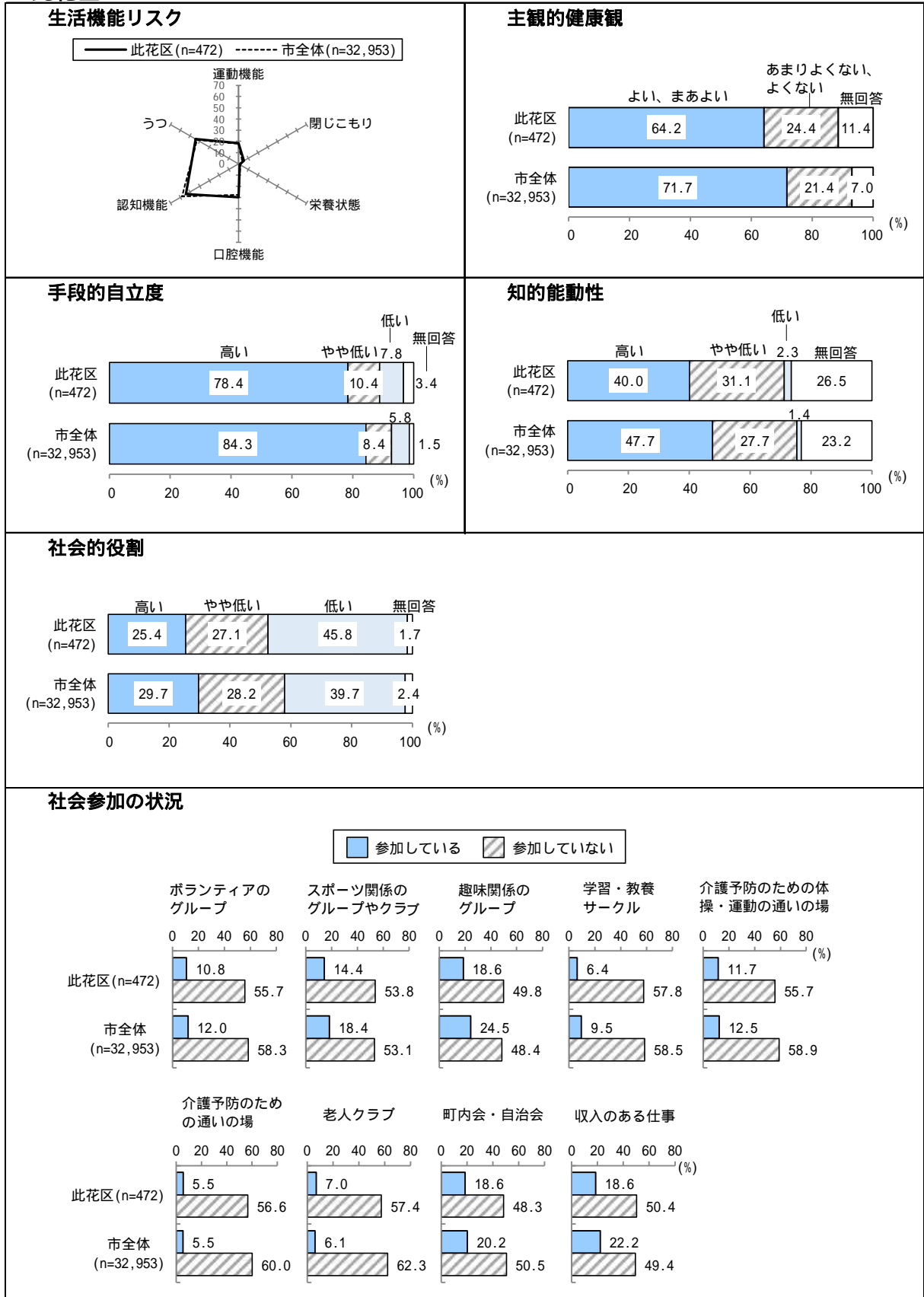
区民ひとりひとりが元気で笑顔があふれ、輪になって、命が輝き続けるまちの実現に向け、地域のボランティアの協力を得て高齢者等の見守り活動を実施している。

此花区高齢者食事サービス事業

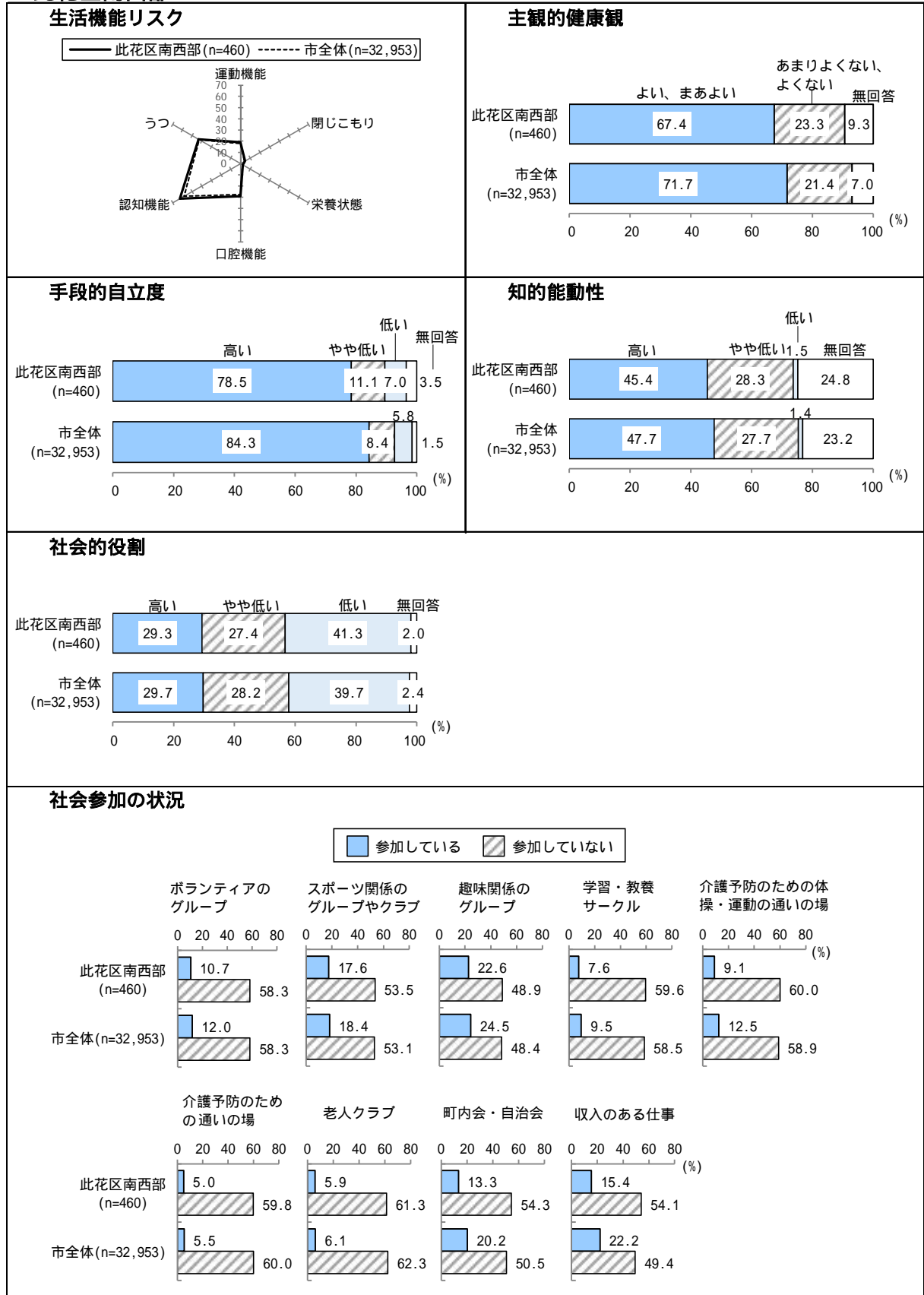
区内に居住するひとり暮らし高齢者やねたき高齢者等を対象に、ボランティアが地域施設での会食等の世話をし、高齢者の健康の増進と孤独感の解消を図り、また、地域社会との交流を深め、高齢者の介護予防や社会参加を促進することを目的に食事サービス事業を実施している。

7. 日常生活圏域ニーズ調査結果

此花区



此花区南西部



5 . 中央区

1 . 中央区プロフィール

特徴	中央区は、市街地の形成としては、わが国初の都市である難波宮から、近世の大坂城築城を経て今日に至る長い歴史をもつ。証券、薬、卸商などの経済活動が活発に展開され、商店街、百貨店、飲食店街では賑いを見せるとともに、区内各所には著名人にまつわる由緒ある寺社や歴史的遺物なども数多く存在し、文楽や能楽、上方芸能といった伝統文化が息づくなど、大阪を代表する経済・文化の中心地となっている。一方、都心部でありながら地域の活動も活発で、昔ながらのコミュニティが育まれている。
トピックス	大阪を代表する業務・商業・観光の拠点として内外から多くの人が集いにぎわうとともに、人と人のつながりが大切にされ、地域で支えあい助け合う豊かなコミュニティが形成され、`にぎわい`と`ふれあい`あふれるまち、中央区の実現を目指している。 そうしたなかで地域のコミュニティ、共助の精神のもと、防災、防犯、地域福祉等、地域で支え合い助け合う活動が推進され、安心・安全・快適に暮らせるまちづくりを進めている。

2 . 統計からみる中央区の状況（基準日：令和2年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	103,681人	15	面積	8.87 km ²	11
人口密度	11,689人/km ²	19	世帯数	67,138世帯	9

高齢化指標

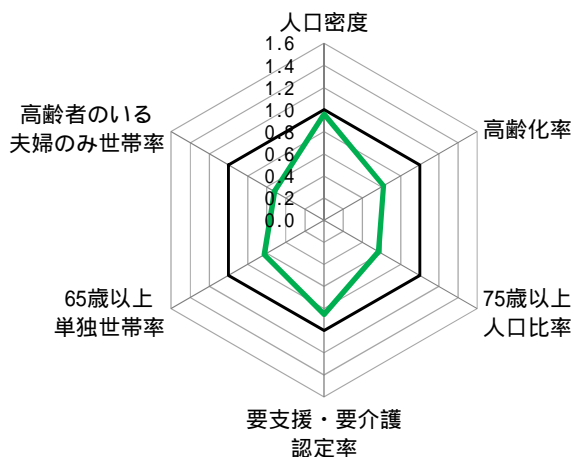
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	16,514人	21	高齢化率	15.9%	23
65～74歳人口	8,430人	20	75歳以上人口	8,083人	21
65～74歳人口比率	8.1%	23	75歳以上人口比率	7.8%	23
要介護認定者数 ¹ (認定率)	3,635人	21	認知症高齢者数(65歳以上) ²	906人	21
	22.1%	22	認知症高齢者数(75歳以上) ²	832人	20
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	5,500世帯	17	65歳以上高齢者のいる夫婦 のみ世帯数 ³ (世帯率)	2,660世帯	20
	9.3%	23		4.5%	23

1：令和2年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

2：認知症高齢者数は居宅のみ（令和2年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

中央区の水準（大阪市 = 1とした指数）



中央区の高齢化の特徴

高齢化率は15.9%と低く、24区中23位である。
65歳～74歳人口比率、75歳以上人口比率ともに23位である。
65歳以上単独世帯率、高齢者のいる夫婦のみ世帯率も23位となっている。
認定率は22位と低い。
各指標の水準が全体的に大阪市平均に比べて非常に低く、市内で高齢化が2番目に進んでいない区域である。

3. 中央区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

要援護者の見守りネットワーク強化に向け「要援護者名簿」を作成している。

中央区在宅医療・介護ネットワークでは、区民や関係者に対して、在宅医療と介護との連携の必要性を啓発するとともに、区内の関係施設等の資源を検索しやすくするなど、実際に役立つ施策に取り組んでいる。

在宅医療・介護関連施設の周知や関係機関との連携強化を図るなど、高齢者等が地域で安心して生活できる支援体制の充実に努めている。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（令和2年3月31日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	2 か所	連合町会数（H27 国勢調査）	25 団体
総合相談窓口（ブランチ）	0 か所	民生委員・児童委員	117 人
老人クラブ数	17 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（令和2年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	36	介護老人福祉施設	1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	1	介護老人保健施設	1	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	282	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	8
訪問リハビリテーション	263	介護予防・生活支援サービス	件数	認知症対応型通所介護	1
通所介護	3			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	280	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	24	介護予防型訪問サービス	30	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	2	生活援助型訪問サービス	23	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	1	介護予防型通所サービス	9	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	2	短時間型通所サービス	3		
居宅介護支援	33	選択型通所サービス	0		

在宅医療の状況（令和元年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	0 か所	在宅療養支援歯科診療所	33 か所
在宅療養支援診療所	36 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	102 か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

地域福祉見守り活動事業

中央区では、高齢者等が地域で安心して暮らすことができるよう、区内を17箇所に分け地域福祉コーディネーターを配置し、各種の相談に応じるとともに、要援護者に対して必要に応じて見守り活動を行っている。

中央区地域ケア研究集会

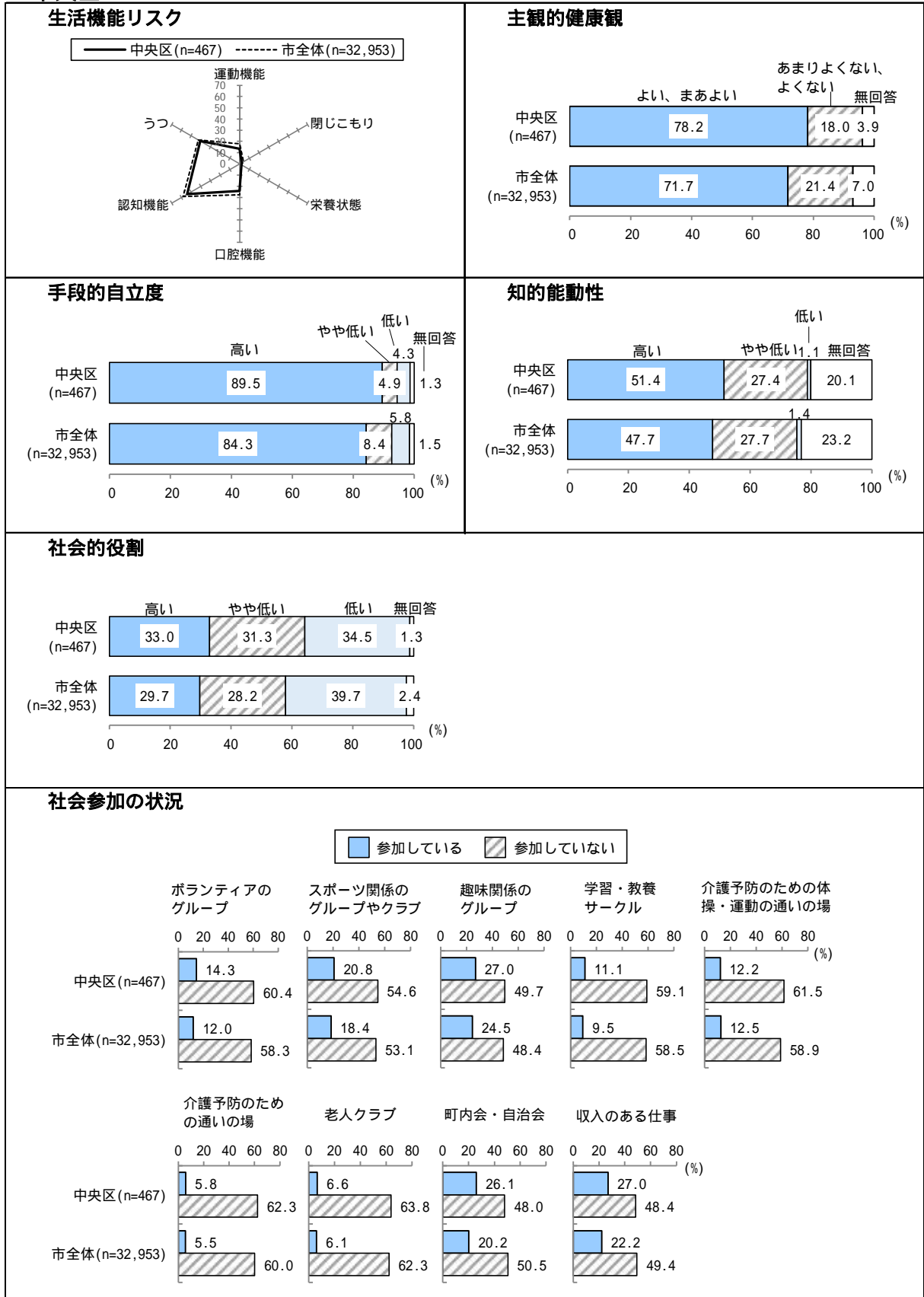
中央区では、地域包括ケアの推進に向けて、医師会が中心となり、医療・介護に関わる多職種の方々が参加する中央区地域ケア研究集会を年1回開催している。この研究集会で多職種の方々がお互い顔の見える関係づくりに務めることによって、医療・介護の連携に繋げている。

いきいき百歳体操

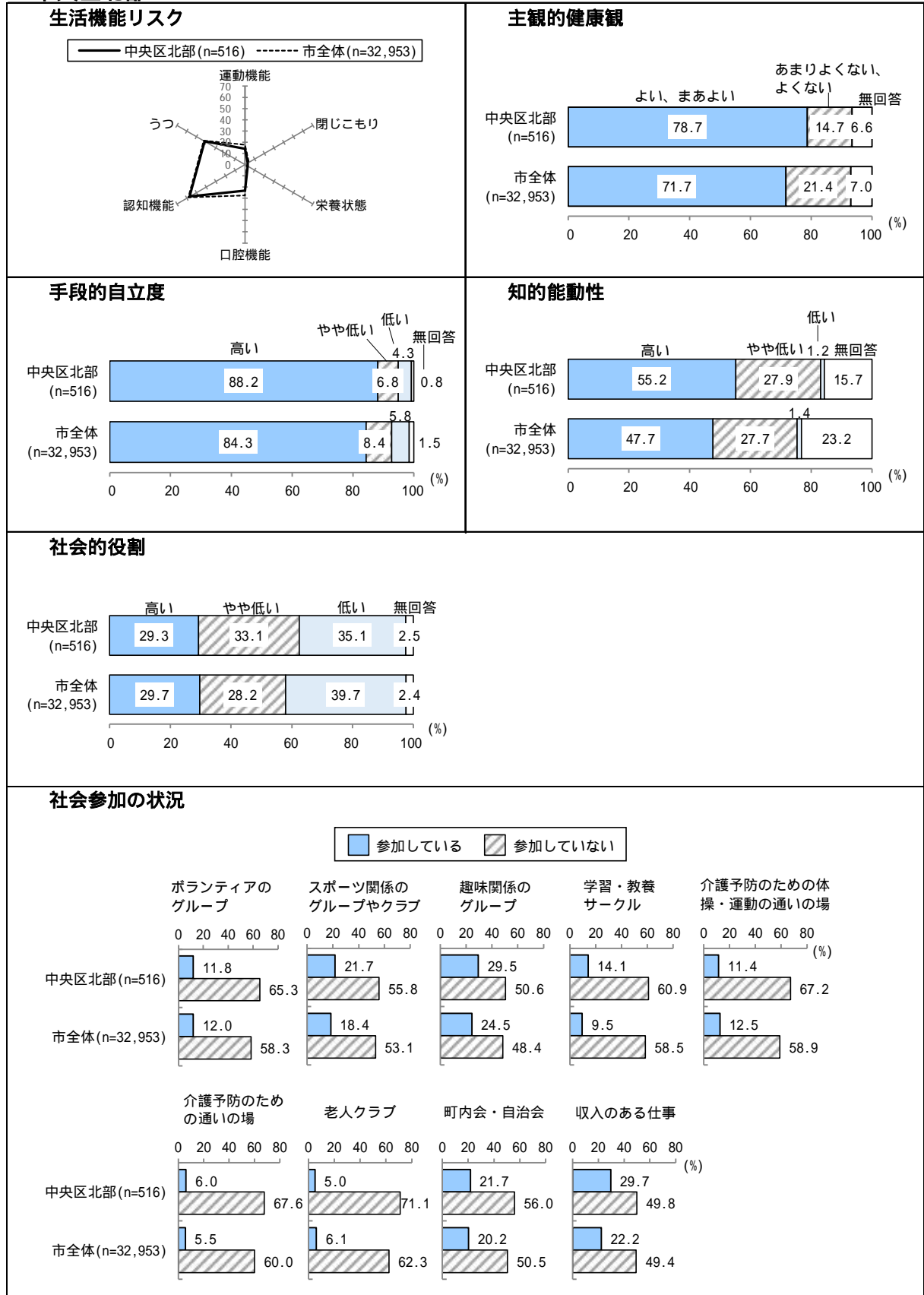
中央区では、住民主体の通いの場である「いきいき百歳体操」を22グループで実施し、高齢者の介護予防や健康づくりに取り組んでいる。

7. 日常生活圏域ニーズ調査結果

中央区



中央区北部



6. 西区

1. 西区プロフィール

特徴	西区は、区の中央部を流れる木津川を境に、東部は商業地域とともに高層住宅、西部は高い技術力をもったものづくり企業が集積し、大型ショッピングモールや商店街がある。東西南北に通じる幹線道路網があり、地下鉄・私鉄など区内を縦横に通じ交通至便である。都心の憩いの場としての鞆公園をはじめ大小30か所の公園、市立中央図書館、鞆テニスセンターなどの文化教育施設やスポーツ施設が充実している。良好な居住環境や交通の至便性が高く評価され、近年マンションの建設が相次ぎ、人口は増加の一途をたどっている。都心部にありながらも、様々な地域団体を中心に夏祭りや餅つき大会、防災、防犯活動、こども・高齢者の見守りなど地域活動も盛んである。
トピックス	西区では、「安全で安心なまちづくりに向けたコミュニティ力の向上」、「こども・子育て施策の充実」を基本方針として、見守りや災害時の声掛けなど身近な地域の課題に対応する自助・共助の機能を充実するため、新たに区に流入した住民同士や既存の地域コミュニティとの間で、積極的なコミュニケーションを図る取組みを進めるとともに、急増するこどもや子育て層に対する支援施策についても充実を図っていく。

2. 統計からみる西区の状況（基準日：令和2年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	104,811人	14	面積	5.21 km ²	20
人口密度	20,117人/km ²	1	世帯数	61,563世帯	10

高齢化指標

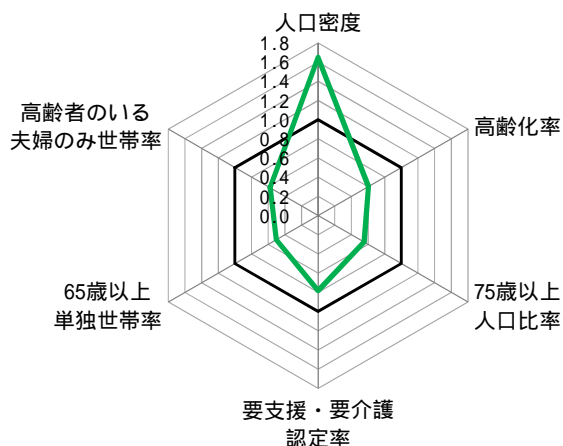
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	16,309人	22	高齢化率	15.6%	24
65～74歳人口	8,369人	21	75歳以上人口	7,940人	23
65～74歳人口比率	8.0%	24	75歳以上人口比率	7.6%	24
要介護認定者数 ¹ (認定率)	3,248人	24	認知症高齢者数(65歳以上) ²	745人	23
	20.3%	24	認知症高齢者数(75歳以上) ²	667人	23
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	3,934世帯	23	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	2,591世帯	22
	7.5%	24		5.0%	22

1：令和2年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

2：認知症高齢者数は居宅のみ（令和2年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

西区の水準（大阪市 = 1とした指数）



西区の高齢化の特徴

高齢化率は15.6%と最も低い。

65～74歳人口比率、75歳以上人口比率とも最も低い。

65歳以上のいる単独世帯率は24位と市内でも最も低い、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は22位である。

認定率は24位と最も低い。

各指標の水準が圧倒的に低く、市内でも高齢化が最も進んでいない区域である。

3. 西区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

高層マンション等の開発に伴う転入者の増加が続き、地域コミュニティの希薄化が懸念されるなか、誰もが安心して暮らし続けることができるよう、地域住民同士のつながりづくりが課題となっている。

西区では、このような課題を踏まえて、地域住民のボランティアが主体となり、高齢者・障がい者・難病患者等、災害時に支援が必要とされる方々の見守りを行っており、区内 14 のすべての地域で組織的に活動し、地域のつながりづくりに取り組んでいる。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（令和2年3月31日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	1 か所	連合町会数（H27 国勢調査）	14 団体
総合相談窓口（ブランチ）	1 か所	民生委員・児童委員	130 人
老人クラブ数	18 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（令和2年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	28	介護老人福祉施設	2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	0	介護老人保健施設	3	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	122	介護療養型医療施設	2	地域密着型通所介護	4
訪問リハビリテーション	107	介護予防・生活支援サービス	件数	認知症対応型通所介護	3
通所介護	4			小規模多機能型居宅介護	0
通所リハビリテーション	112	介護予防支援	1	認知症対応型共同生活介護	3
福祉用具貸与	16	介護予防型訪問サービス	27	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	3	生活援助型訪問サービス	26	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3	介護予防型通所サービス	8	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	3	短時間型通所サービス	7		
居宅介護支援	29	選択型通所サービス	3		

在宅医療の状況（令和元年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	2 か所	在宅療養支援歯科診療所	17 か所
在宅療養支援診療所	8 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	52 か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

区地域福祉見守り応援事業

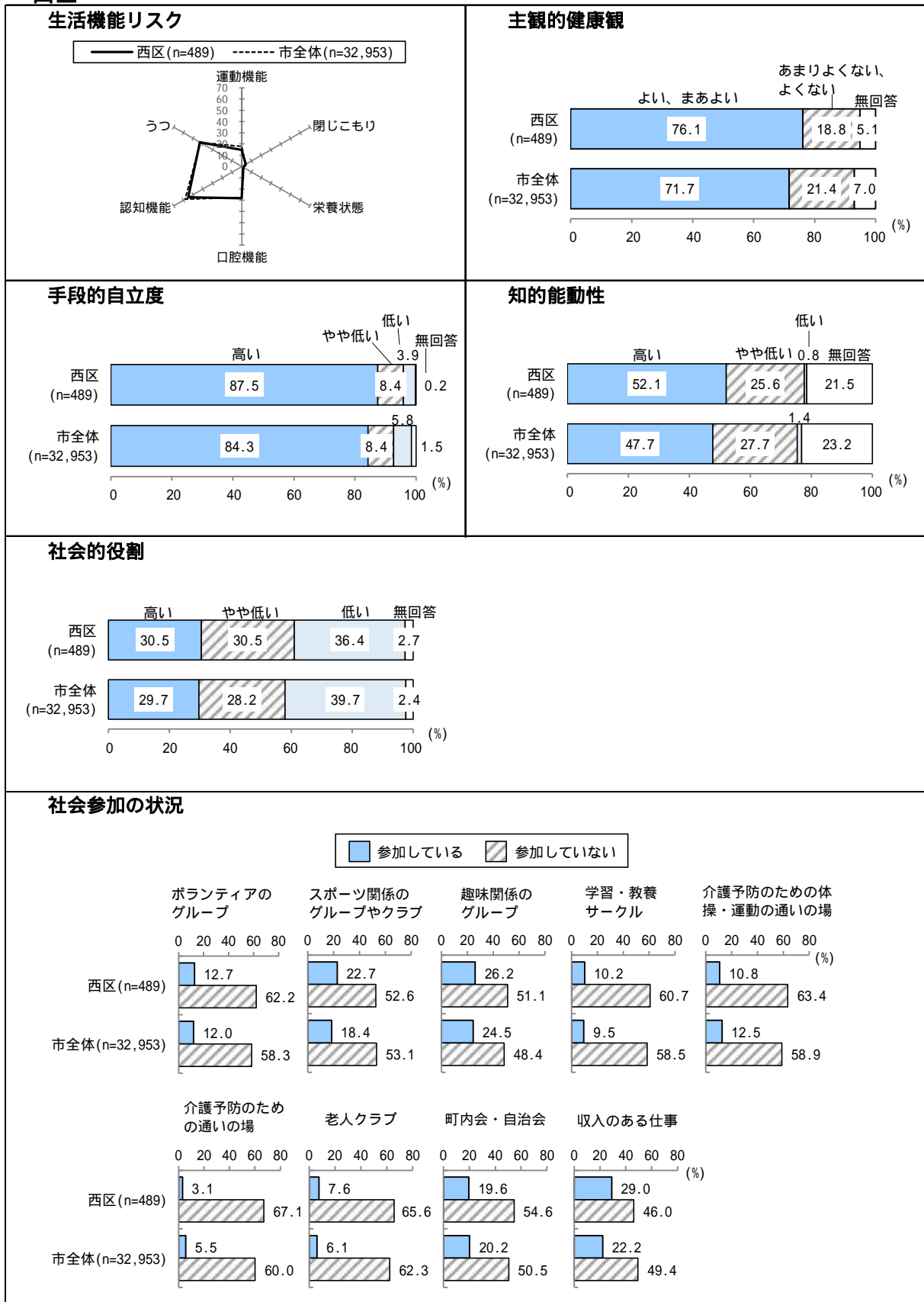
地域における見守り活動の支援として、高齢者・障がい者等の孤立を防ぎ、地域とのつながりをつくっていくために、見守りコーディネーターを区内の全 14 地域に配置し、支援を必要とする人への福祉情報提供や相談対応、関係機関との連携を行っている。また、区内で地域住民が主体となった見守り活動組織を継続して運営するための支援を行っている。

在宅医療・介護連携推進事業

区民の在宅療養生活を支えるため、区内医療関係団体と介護関係団体との連携を促進するネットワークを構築。速やかな情報共有を行う仕組みとなる「情報共有シート」が三師会・関係団体の協力のもと定着しつつあり、「顔の見える関係づくり」を進めている。

7. 日常生活圏域ニーズ調査結果

西区



7. 港区

1. 港区プロフィール

特徴	港区は安治川と尻無川にはさまれた水運にめぐまれた地域であり、さらに明治36(1903)年、築港大棧橋の完成と市電の開業により、大阪の海の玄関口として大きく発展してきた。近年、港湾機能の中心は天保山から南港などに移ったが、西部の築港・天保山エリアは「海遊館」をはじめとする集客施設が集積するとともに、東部の弁天町は交通の結節点として文化・商業などの機能が集積するなど、にぎわいの拠点づくりが進んできた。また、中央部は「大阪市中央体育館」「大阪ブルー」が建つ、国際的スポーツの一大拠点となっている。
トピックス	港区は、住民同士の交流が活発な下町の情緒あふれる住宅地でもある。地域の神社などでの祭りも盛んで、また地域と学校とのつながりが強く、子どもの安全を守るための活動に地域全体で取り組んでいる。「暮らして楽しい」「遊んで楽しい」「働いて楽しい」まち港区の実現を目標に、豊かなコミュニティの形成や多様な協働による活力とうるおいのある地域社会の実現に向けて、区内の実情や特性に即した施策・事業を総合的に展開し、まちづくりを推進するとともに、区民が利用しやすい親切で信頼される区役所づくりを進めている。

2. 統計からみる港区の状況(基準日:令和2年10月1日現在)

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	80,500人	20	面積	7.86 km ²	15
人口密度	10,242人/km ²	20	世帯数	41,683世帯	22

高齢化指標

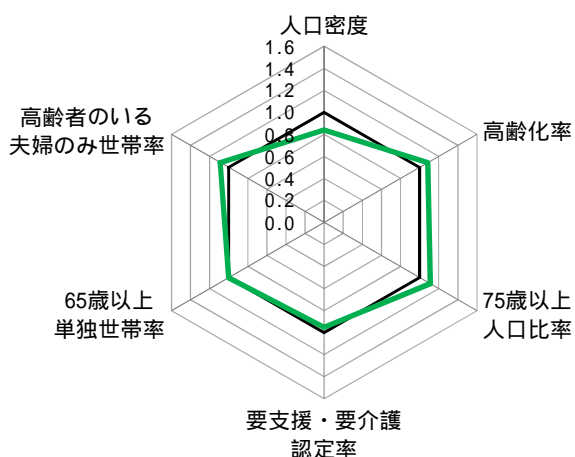
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	22,429人	16	高齢化率	27.9%	9
65~74歳人口	10,156人	16	75歳以上人口	12,270人	16
65~74歳人口比率	12.6%	8	75歳以上人口比率	15.2%	9
要介護認定者数 ¹ (認定率)	5,423人	16	認知症高齢者数(65歳以上) ²	1,460人	15
	24.7%	14	認知症高齢者数(75歳以上) ²	1,312人	15
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	6,019世帯	15	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	3,774世帯	16
	14.9%	10		9.4%	13

1: 令和2年9月末における第1号被保険者(65歳以上)の認定者数

2: 認知症高齢者数は居宅のみ(令和2年4月1日現在)

3: 国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」(平成27年10月1日現在)

港区の水準(大阪市=1とした指数)



港区の高齢化の特徴

高齢化率は27.9%であり、大阪市平均に比べるとやや高い。

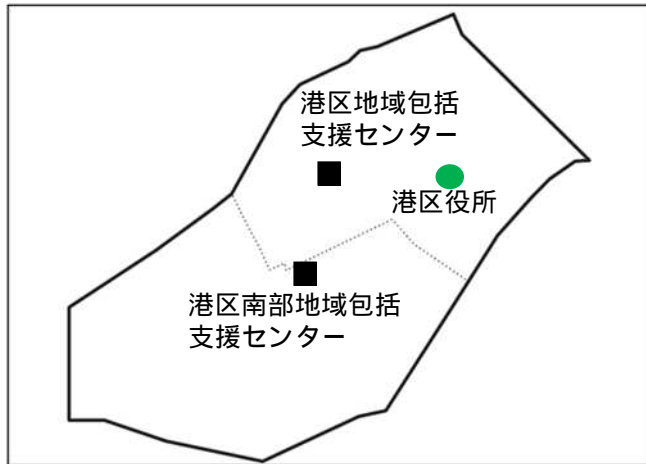
65~74歳人口比率は8位、75歳以上人口比率は9位と市平均よりもやや高い。

認定率は14位と中位にある。

65歳以上単独世帯率は10位の方、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は13位である。

人口の各指標の水準が、大阪市平均に比べてやや高く、高齢化が若干進んでいる区域である。

3. 港区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

地域福祉サポート事業では、コーディネーターを各小学校下11地域に配置し、身近なところでの相談、見守り活動を行いながら、地域住民の困りごとや居場所づくりの積極的な支援を行っている。

要援護者見守りネットワーク強化事業の「要援護者名簿」については、常日頃の見守りでの利用だけでなく、災害時に利用できるよう、地域において「見守りマッピング」の作成を実施している。町会ごとに民生委員、防災リーダー、町会長等が参加し、情報共有、連携を図るよう取り組みを進めているところである。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（令和2年3月31日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	2 箇所	連合町会数（H27 国勢調査）	11 団体
総合相談窓口（ランチ）	3 箇所	民生委員・児童委員	139 人
老人クラブ数	15 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（令和2年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	44	介護老人福祉施設	5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	1	介護老人保健施設	2	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	79	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	17
訪問リハビリテーション	68	介護予防・生活支援サービス	件数	認知症対応型通所介護	2
通所介護	13			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	74	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	7
福祉用具貸与	6	介護予防型訪問サービス	42	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	5	生活援助型訪問サービス	35	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3	介護予防型通所サービス	31		
特定施設入居者生活介護	3	短時間型通所サービス	21		
居宅介護支援	36	選択型通所サービス	1	複合型サービス	0

在宅医療の状況（令和元年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	0 箇所	在宅療養支援歯科診療所	12 箇所
在宅療養支援診療所	17 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	35 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

「いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操」サポーター交流会の開催

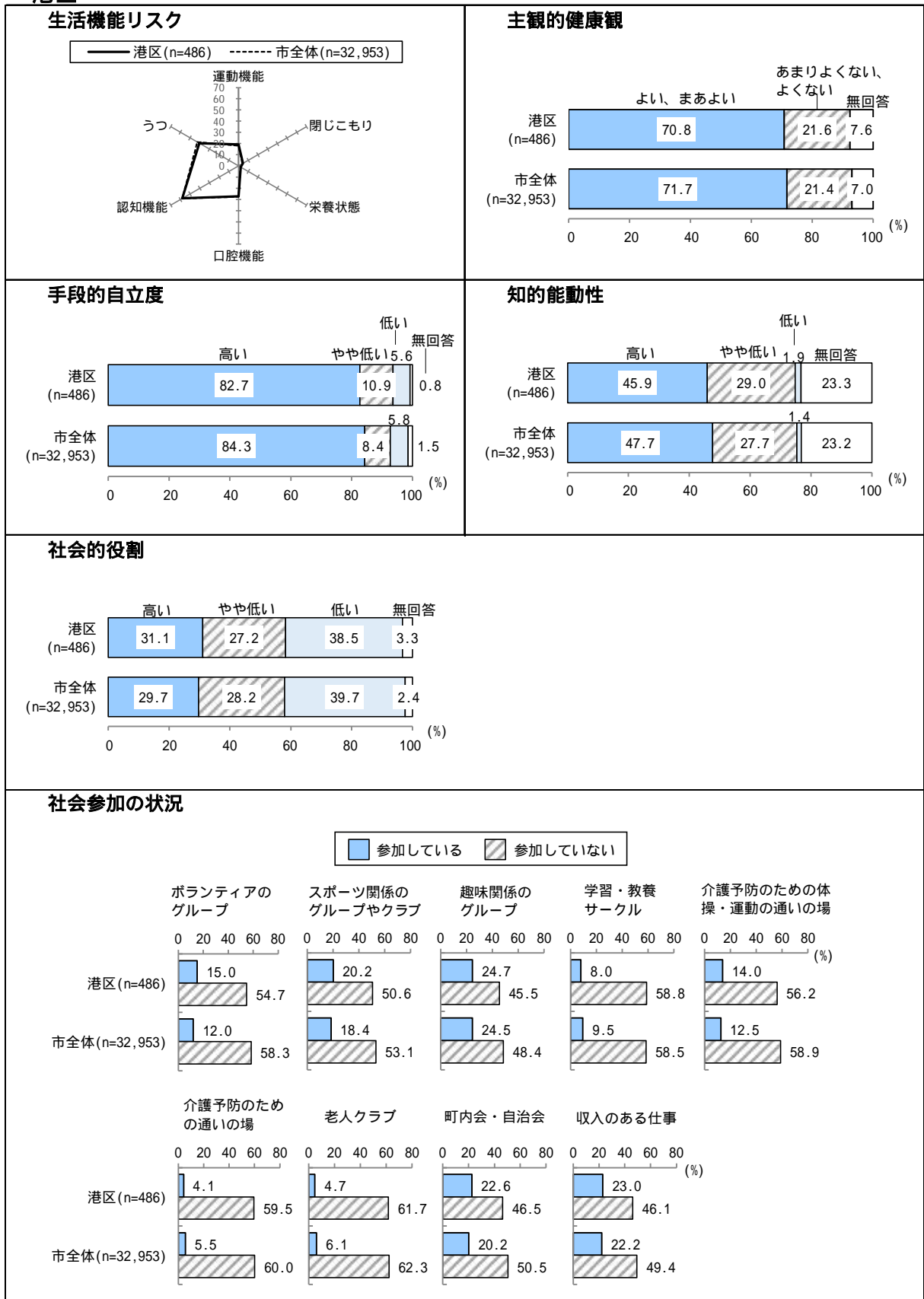
住民主体の介護予防活動として各地域で行っている「いきいき・かみかみ・しゃきしゃき百歳体操」の活動拠点で、サポーターとして活動している方々が活動状況の情報を共有・交換する等、地域を越えて交流できる機会を設定し、高齢者にとって楽しく参加できる場として継続運営ができるよう支援している。

健康月間の取り組み

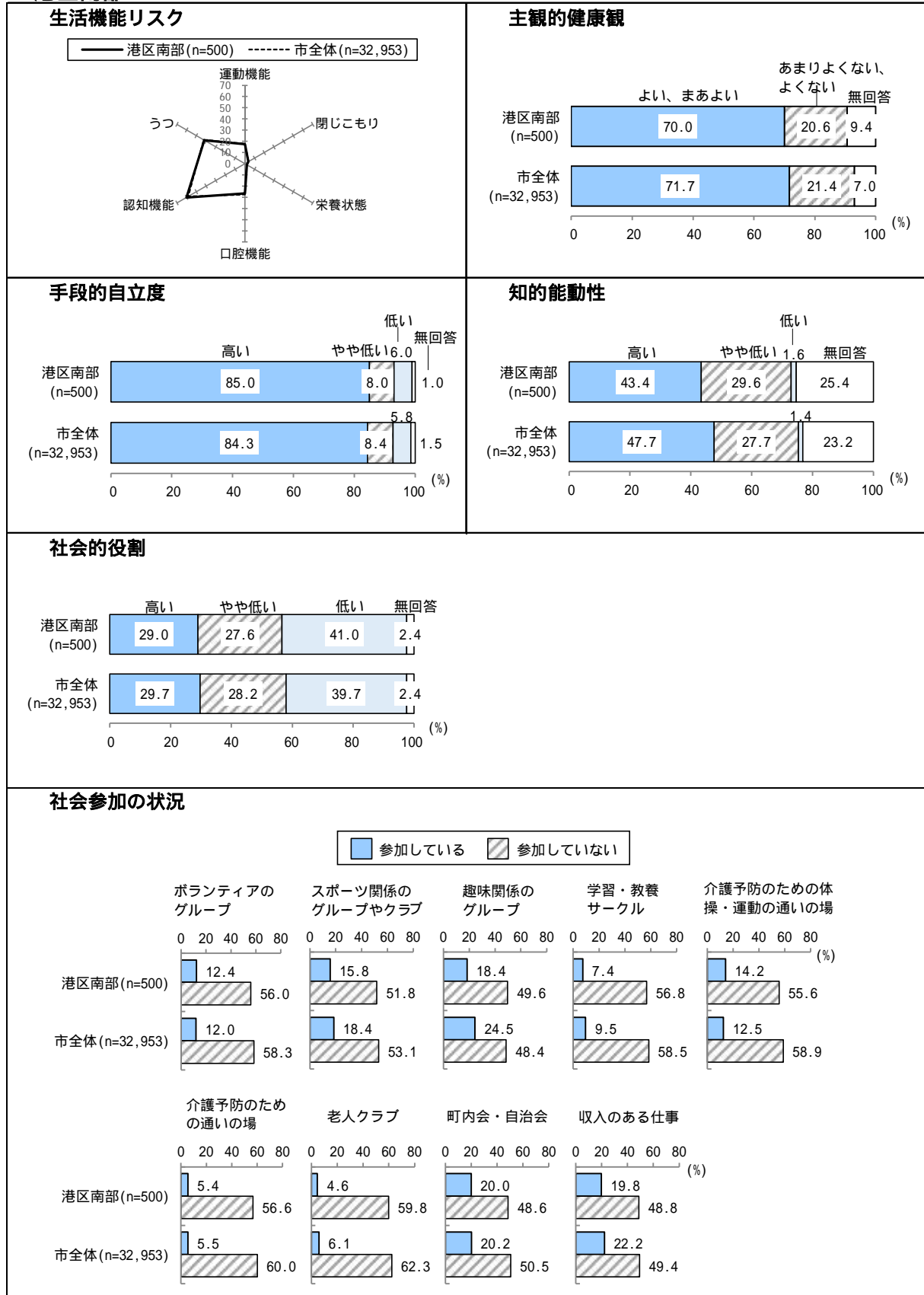
区民の健康の保持・増進を目的として、生活習慣の改善、健康づくりの実践を促進するため、11月を区民健康月間と定め区内企業、関係団体や関係機関の参画を得て、協働して「港区健康フェスタ」をはじめとする取組みを進め、健康づくりへの動機づけの機会を提供するとともに区民が主体的に健康づくり、介護予防に取り組めるよう、運動や健康づくりの知識の普及、啓発を図っている。

7. 日常生活圏域ニーズ調査結果

港区



港区南部



8 . 大正区

1 . 大正区プロフィール

特徴	大正区は市の南西部に位置して大阪湾に面し、区の三方を木津川、尻無川、岩崎運河に囲まれ、臨海工業地帯として発展してきた。地下鉄延伸により、都心へのアクセスも充実し、隣接区との連絡橋として「千本松大橋」「新木津川大橋」「なみはや大橋」、区内連絡橋として大正内港に架かる「千歳橋」があり、スムーズな交通の循環が図られている。鶴浜沖埋立地での豊かなウォーターフロントを生かした、賑わいのある空間の創出と地域の活性化を促進する開発等、平成24年の区政施行80周年を経て、「住・職・遊」のバランスのとれた魅力あふれるまちづくりを目指している。
トピックス	大正区の複合施設「アゼリア大正」は、音楽ホール・スポーツセンター・温水プールなどを備え、区民の健康増進と文化交流及び区民スポーツ・コミュニティづくりの拠点として利用されている。区西部の北村地区には、総合医療施設・障がい者施設・介護保険施設などが展開され、医療・福祉ゾーンとしての整備が進んでいる。高齢社会に向けた施設として、区内には在宅福祉・総合相談窓口の拠点としての「大正区ふれあい福祉センター」と2カ所の地域包括支援センター・2カ所のプランチが設置され在宅介護の支援に大きな役割を果たしている。

2 . 統計からみる大正区の状況（基準日：令和2年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	62,271人	24	面積	9.43 km ²	9
人口密度	6,603人/km ²	22	世帯数	29,661世帯	24

高齢化指標

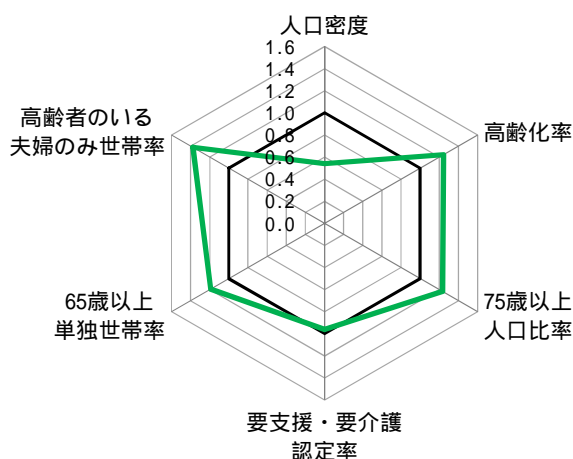
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	19,871人	18	高齢化率	31.9%	3
65～74歳人口	9,325人	18	75歳以上人口	10,545人	18
65～74歳人口比率	15.0%	3	75歳以上人口比率	16.9%	3
要介護認定者数 ¹ (認定率)	5,048人	18	認知症高齢者数(65歳以上) ²	1,075人	18
	24.9%	12	認知症高齢者数(75歳以上) ²	959人	18
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	5,162世帯	20	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	3,470世帯	17
	17.7%	3		11.9%	1

1：令和2年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

2：認知症高齢者数は居宅のみ（令和2年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

大正区の水準（大阪市 = 1とした指数）



大正区の高齢化の特徴

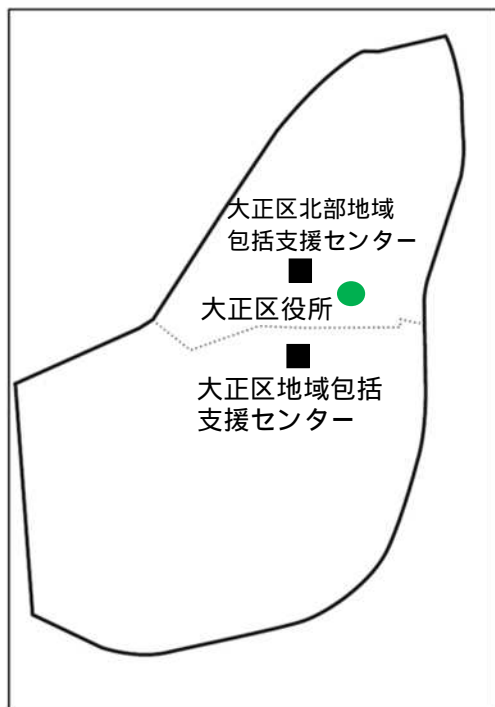
高齢化率は31.9%と高く、24区中3位である。

65～74歳以上人口比率、75歳以上人口比率ともに3位である。

65歳以上単独世帯率は3位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は1位となっている。

各指標の水準が、大阪市平均に比べて高く、高齢化が進んでいる区域であるが、要介護認定率は12位と中位である。

3. 大正区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

高齢者等に対する地域における見守り活動を実施することにより、セーフティ機能の強化を図るとともに、活動を通して把握された要援護者の情報を地域福祉活動に役立てている。

「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」との連携により、両事業を効果的に実施し、区内の要援護者の支援のネットワークを張りめぐらせている。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（令和2年3月31日現在）

区 分	件 数
地域包括支援センター	2 か所
総合相談窓口（ランチ）	2 か所
老人クラブ数	9 団体
連合町会数（H27 国勢調査）	10 団体
民生委員・児童委員	112 人

主な介護保険事業者・施設の状況（令和2年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	45	介護老人福祉施設	6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	1	介護老人保健施設	3	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	61	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	17
訪問リハビリテーション	57	介護予防・生活支援サービス	件数	認知症対応型通所介護	1
通所介護	9			小規模多機能型居宅介護	4
通所リハビリテーション	63	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	7
福祉用具貸与	6	介護予防型訪問サービス	45	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
短期入所生活介護	5	生活援助型訪問サービス	39	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	3	介護予防型通所サービス	25	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	3	短時間型通所サービス	13		
居宅介護支援	29	選択型通所サービス	0		

在宅医療の状況（令和元年10月1日現在）

区 分	件 数	区 分	件 数
在宅療養支援病院	1 か所	在宅療養支援歯科診療所	9 か所
在宅療養支援診療所	15 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	33 か所

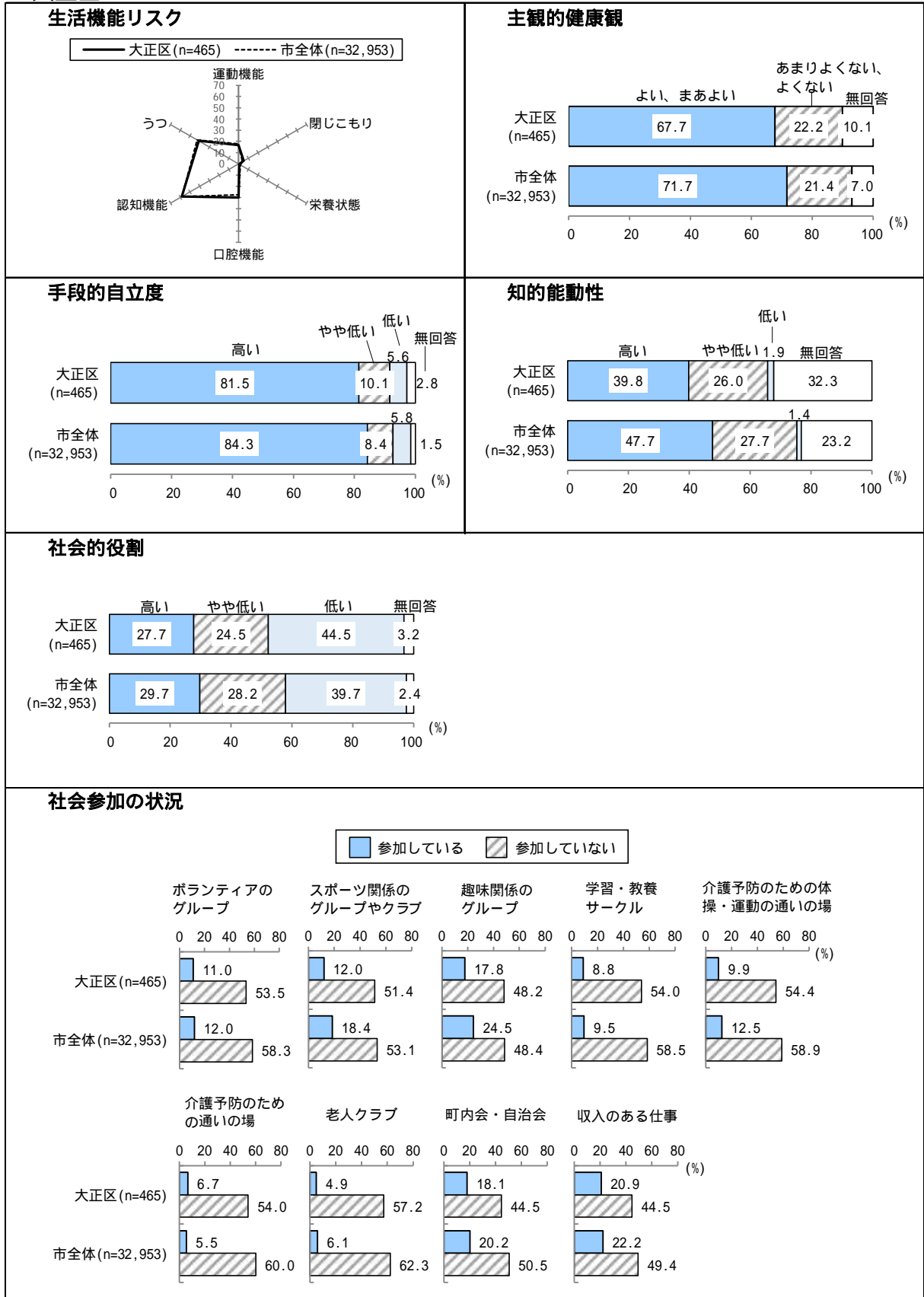
6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

いきいき百歳体操の推進

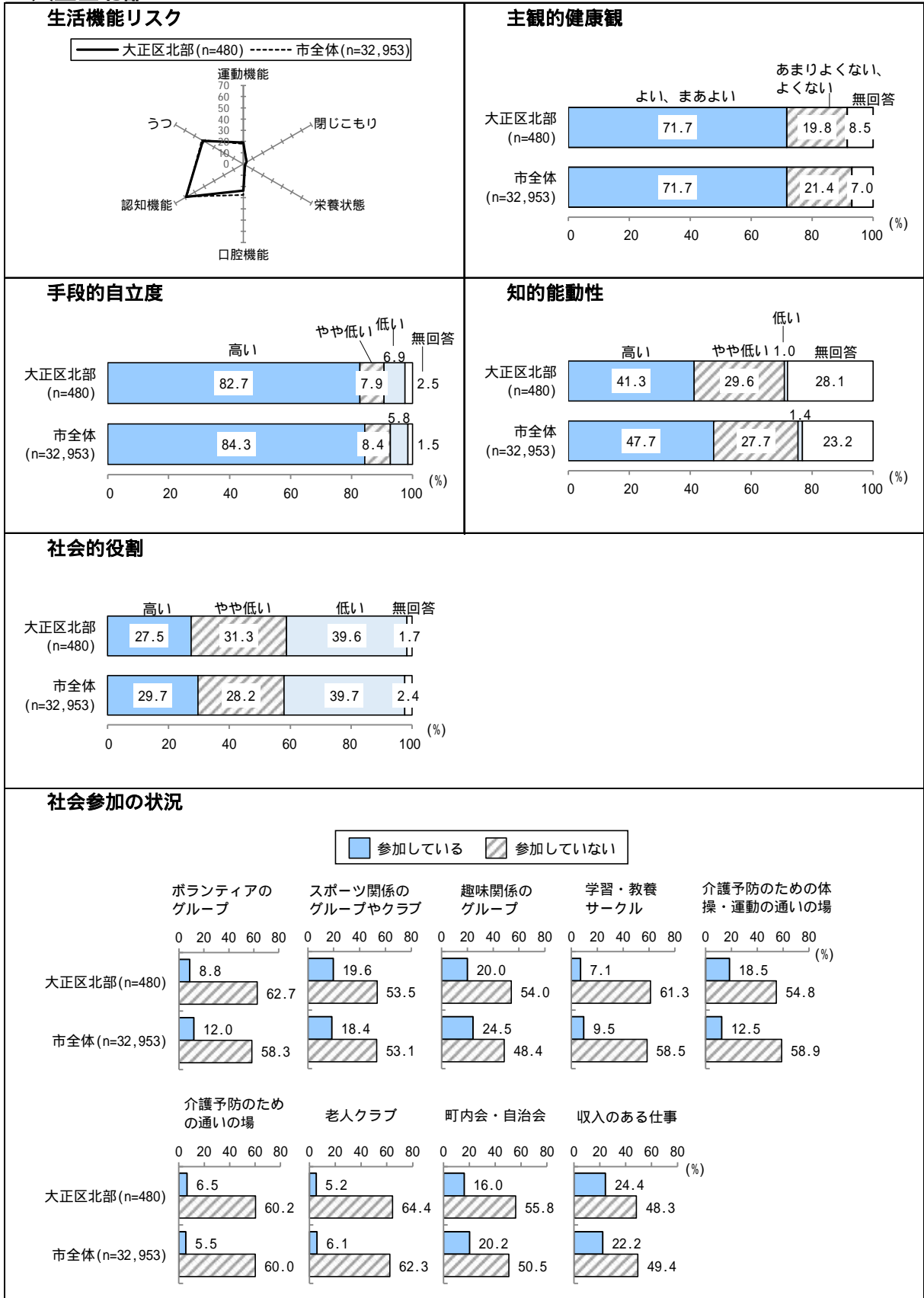
大正区では高齢者の介護予防に効果的とされている「いきいき百歳体操」の普及啓発の取り組みを平成26年度より実施しており、その実施にあたっては、各地域拠点での同体操の指導・助言に加え、体操参加者が安全に実施できるよう見守り等の活動を行う「いきいき百歳体操サポーター」を育成し、地域において円滑かつ効果的に普及啓発できるよう体制を整備している。

7. 日常生活圏域ニーズ調査結果

大正区



大正区北部



9 . 天王寺区

1 . 天王寺区プロフィール

特徴	天王寺区は大阪市のほぼ中央に位置し、地勢は西高東低で南北にのびる帯状の上町丘陵と呼ばれる台地にある。区内には、わが国最初の大伽藍で、聖徳太子の創建(593年)による四天王寺をはじめ約200の社寺があるほか、さまざまな名所旧跡が多く、歴史と伝統の息づく町である。また、天王寺公園をはじめ緑豊かな公園が多く、大学から幼稚園まで70に近い校園を有し、美術館・動物園などの文化施設にも恵まれた文教の町でもある。天王寺ターミナルは、JRを中心として地下鉄、私鉄等の各線が集結しており付近の百貨店、商店街、地下街等の商業活動も盛んで、大阪でも有数の繁華街を形成している。
トピックス	天王寺区には、大阪赤十字病院・大阪警察病院・第二大阪警察病院などの大病院が多く、設備のすぐれた病院が数多く存在している。 「命を守る政策」がしっかりと進められているまちを目標のひとつに掲げている。重点的な経営課題として、65歳以上高齢者の4割が独居世帯であり、急病時や災害時の孤立化などが懸念されることから、これまでの地域の見守り活動とも連携を図りながら見守りを推進するとともに、交流機会の充実を図るとしている。

2 . 統計からみる天王寺区の状況（基準日：令和2年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	81,959人	19	面積	4.84 km ²	21
人口密度	16,934人/km ²	8	世帯数	42,010世帯	21

高齢化指標

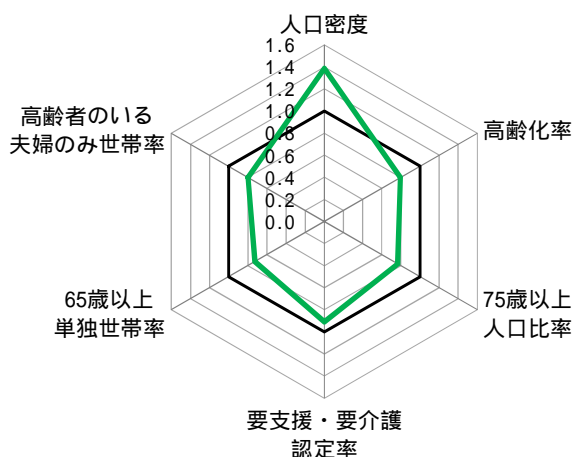
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	16,743人	20	高齢化率	20.4%	19
65～74歳人口	8,119人	22	75歳以上人口	8,625人	20
65～74歳人口比率	9.9%	19	75歳以上人口比率	10.5%	19
要介護認定者数 ¹ (認定率)	3,684人	20	認知症高齢者数(65歳以上) ²	918人	19
	23.6%	16	認知症高齢者数(75歳以上) ²	849人	19
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	4,121世帯	22	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	2,639世帯	21
	10.8%	20		6.9%	18

1：令和2年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

2：認知症高齢者数は居宅のみ（令和2年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

天王寺区の水準（大阪市 = 1とした指数）



天王寺区の高齢化の特徴

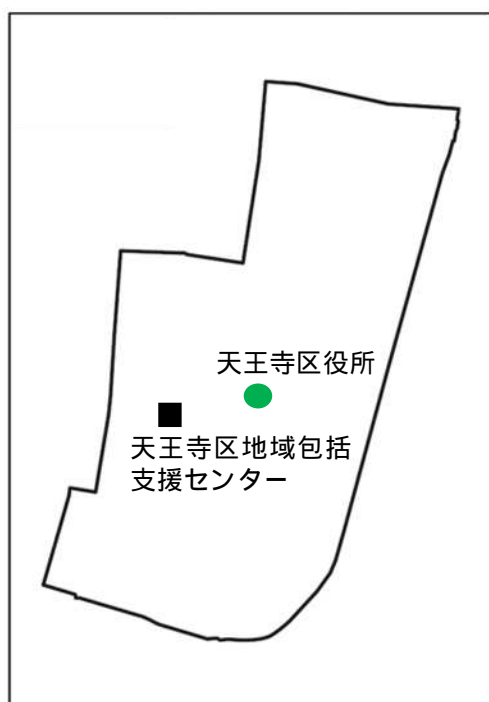
高齢化率は20.4%と低く、19位である。

65～74歳人口比率、75歳以上人口比率ともに19位と下位である。

65歳以上単独世帯率は20位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は18位である。

各指標の水準が、大阪市平均に比べて低く、比較的高齢化が進んでいない区域であり、認定率は16位である。

3. 天王寺区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

お年寄り1人1人の命を守り抜く地域福祉を挙げている。急病時・災害時に高齢者が孤立しないよう、見守り体制が再構築され、見守りが必要な全ての高齢者が見守られている状態、全ての高齢者が交流できている状態をめざしている。

独居高齢者は、急病時、災害時の孤立化や孤独死等が懸念されるが、「要援護者見守りネットワーク強化事業」(全市実施)の展開により、希望者を対象に地域による平時の見守りを実施するなど、地域における見守り体制は着実に構築されつつある。

5. 地域資源情報

地域資源の状況(令和2年3月31日現在)

区分	件数
地域包括支援センター	1か所
総合相談窓口(ランチ)	2か所
老人クラブ数	14団体
連合町会数(H27国勢調査)	9団体
民生委員・児童委員	97人

主な介護保険事業者・施設の状況(令和2年9月末現在)

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	43	介護老人福祉施設	2	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	0	介護老人保健施設	2	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	166	介護療養型医療施設	1	地域密着型通所介護	12
訪問リハビリテーション	146	介護予防・生活支援サービス	件数	認知症対応型通所介護	2
通所介護	10			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	152	介護予防支援	1	認知症対応型共同生活介護	4
福祉用具貸与	10	介護予防型訪問サービス	41	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	3	生活援助型訪問サービス	33	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	2	介護予防型通所サービス	21	施設入居者生活介護	0
特定施設入居者生活介護	4	短時間型通所サービス	11	複合型サービス	0
居宅介護支援	24	選択型通所サービス	2		

在宅医療の状況(令和元年10月1日現在)

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	1か所	在宅療養支援歯科診療所	16か所
在宅療養支援診療所	23か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	63か所

6. その他(高齢者の支援に関する区独自の取組など)

独居高齢者等見守りサポーター事業

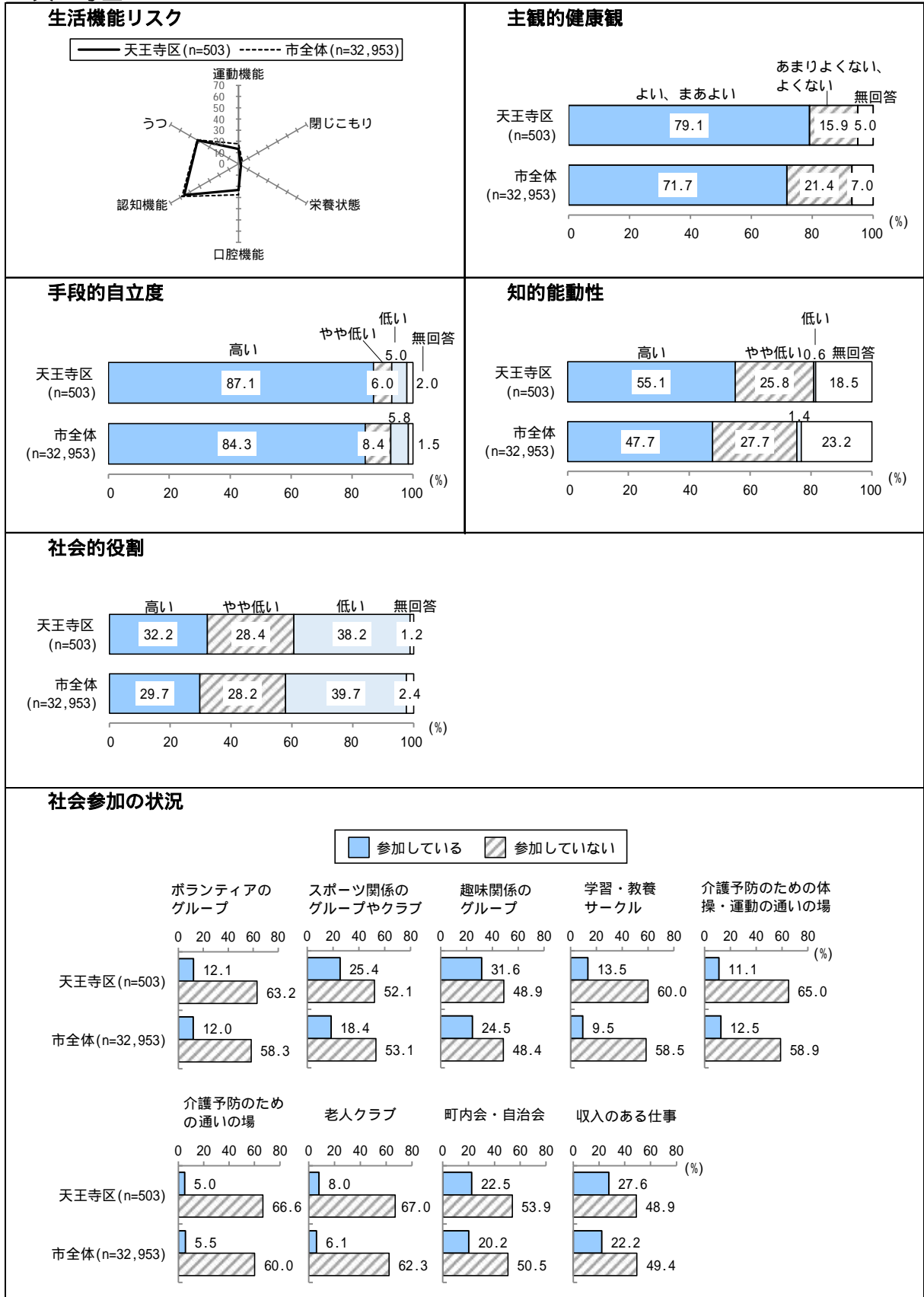
75歳以上の独居世帯、75歳以上の高齢者のみで構成される世帯(介護サービス利用世帯・生活保護受給世帯などを除く)でボランティア等による定期的な訪問について同意した方に対し、地域の事情に応じて月1回程度見守り訪問を行う。

安心安全カード周知・啓発事業

自分自身の情報(困ったときの連絡先、避難場所、かかりつけ医、いつも飲んでいる薬など)を記入しておくことにより、「いざ」というときに自分自身の安全を守るとともに、地域での助け合いの輪を広げることに役に立つカードを区民に対して広く周知・啓発を行う。

7. 日常生活圏域ニーズ調査結果

天王寺区



10. 浪速区

1. 浪速区プロフィール

特徴	浪速区は大阪市のほぼ中央に位置し、堺、和泉、和歌山、神戸、奈良方面への交通路にあたるなど立地条件に恵まれ、古くから中小商工業地域として発達してきた。長い歴史をもつ「大阪木津卸売市場」、「でんでんタウン」などの商業地域もあり、大阪のシンボル「通天閣」・「ジャンジャン横丁」がある新世界など、庶民の町として親しまれている。一方、関西国際空港や地方都市をつなぐ交通拠点と商業機能を持つ「湊町リバープレイス」、都会のオアシスとしての魅力を備えた「なんばパークス」など、賑わいを見せている。今宮戎神社など由緒ある神社仏閣も数多くあり、文化教育スポーツ施設も充実し、国際化・情報化に向けた新しい魅力ある街として飛躍を目指している。
トピックス	浪速区では、地域住民による見守り活動・居場所づくりの支援を行うことにより重層的な地域の見守り体制を推進している。具体的には「地域における見守り体制の強化と住民を主体とした地域活動への支援」や「相談支援体制の充実」、「虐待防止や権利擁護の推進」、「地域福祉の担い手を育成・確保する取組み」などにより、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを進めている。

2. 統計からみる浪速区の状況（基準日：令和2年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	75,618人	22	面積	4.39 km ²	24
人口密度	17,225人/km ²	6	世帯数	53,564世帯	14

高齢化指標

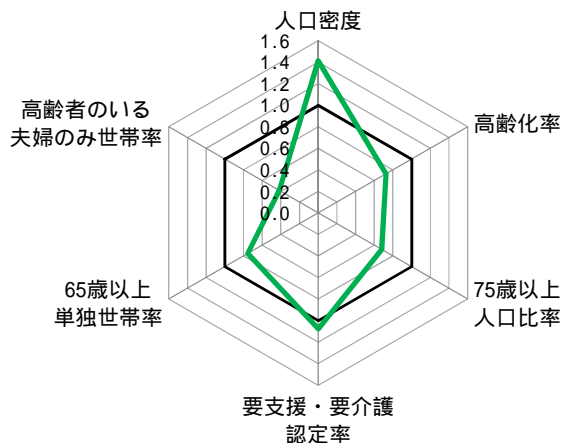
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	14,096人	24	高齢化率	18.6%	21
65～74歳人口	7,025人	24	75歳以上人口	7,071人	24
65～74歳人口比率	9.3%	20	75歳以上人口比率	9.4%	21
要介護認定者数 ¹ (認定率)	3,520人 28.0%	22 5	認知症高齢者数(65歳以上) ²	909人	20
			認知症高齢者数(75歳以上) ²	723人	22
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	5,303世帯 11.2%	19 19	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	1,723世帯 3.6%	24 24

1：令和2年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

2：認知症高齢者数は居宅のみ（令和2年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

浪速区の水準（大阪市＝1とした指数）



浪速区の高齢化の特徴

高齢化率は18.6%と低く、24区中21位である。
65～74歳人口比率は20位、75歳以上人口比率は21位と低い。
認定率は28.0%で5位となっている。
65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯率が3.6%と市内で最も低い。
大阪市平均に比べて各指標の人口比率・世帯率は低く、比較的高齢化が進んでいない区域であるが、認定率は高めである。

3. 浪速区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

区社会福祉協議会に、福祉専門職のワーカーや要援護者名簿に係る同意確認の調査員を配置した「見守り相談担当」を設置し、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークの実現を図っている。

地域住民の身近な相談窓口として「地域福祉サポーター」を各地域に配置し、「見守り相談室(要援護者の見守りネットワーク強化事業)」と連携した見守り体制の強化を進めている。

5. 地域資源情報

地域資源の状況(令和2年3月31日現在)

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	1か所	連合町会数(H27国勢調査)	11団体
総合相談窓口(ブランチ)	3か所	民生委員・児童委員	122人
老人クラブ数	16団体		

主な介護保険事業者・施設の状況(令和2年9月末現在)

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	72	介護老人福祉施設	4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	1	介護老人保健施設	2	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	84	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	7
訪問リハビリテーション	71	介護予防・生活支援サービス	件数	認知症対応型通所介護	1
通所介護	10			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	74	介護予防支援	1	認知症対応型共同生活介護	5
福祉用具貸与	10	介護予防型訪問サービス	65	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	4	生活援助型訪問サービス	55	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	0
短期入所療養介護	2	介護予防型通所サービス	17	複合型サービス	0
特定施設入居者生活介護	4	短時間型通所サービス	11		
居宅介護支援	39	選択型通所サービス	0		

在宅医療の状況(令和元年10月1日現在)

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	1か所	在宅療養支援歯科診療所	10か所
在宅療養支援診療所	17か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	40か所

6. その他(高齢者の支援に関する区独自の取組など)

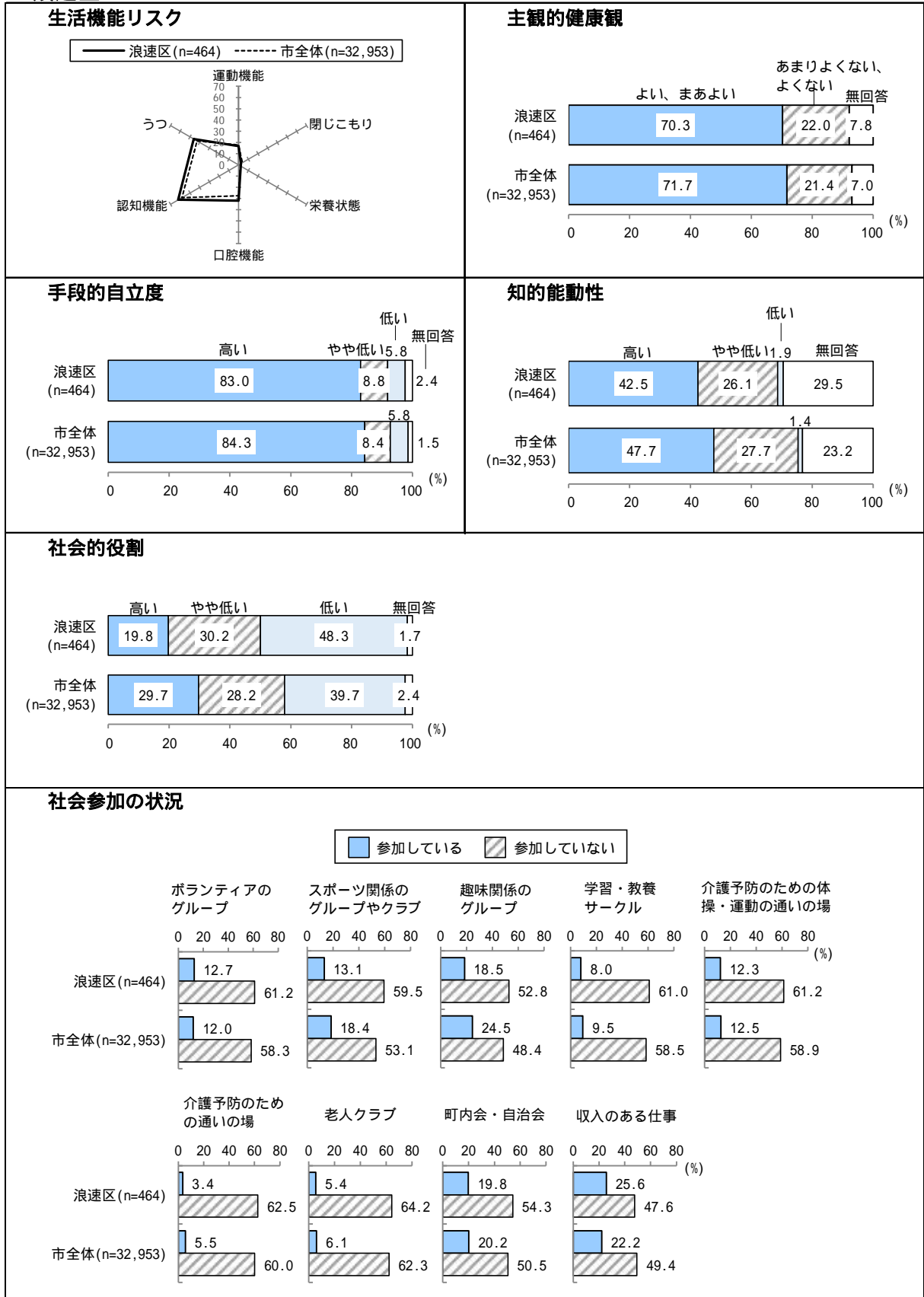
医療・介護連携システム(Aケアカード)の構築

浪速区在宅連携協議会が進めるAケアカードシステムは、医療と介護現場の多職種(医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー)で保有している患者(利用者)の情報を相互に共有するシステムで、平成28年11月に運用開始した。ICTを活用し、各現場の端末機器で最新の医療・介護情報を確認することにより、利用者に最も適した医療・介護サービスを速やかに提供する。国が推進する「地域包括ケアシステム」の多種職連携のひとつとして、将来的に多様な支援の一体化を目指すものである。普及・利用の促進のため、浪速区が協力団体となって、広報面での支援を行っている。具体的には、区広報誌への定期的な記事の掲載と在宅医療・介護連携推進事業の一環としてリーフレット等の作成を行っている。また、協力団体として、浪速区在宅連携協議会の定例会へ傍聴者として出席し、また参加団体間のメーリングリストに加入することにより、状況の把握と連携に努めている。

- 浪速区在宅連携協議会の参加団体
浪速区医師会・浪速区歯科医師会・浪速区薬剤師会・浪速区内訪問看護ステーション
浪速区介護事業所機構

7. 日常生活圏域ニーズ調査結果

浪速区



11. 西淀川区

1. 西淀川区プロフィール

特徴	西淀川区は明治・大正・昭和の初期にかけ、水運の発達や鉄道・道路・橋梁などの急速な整備に伴い、紡績・機械・金属・鉄鋼・化学といった近代工業が集中し一大工業地帯を形成した。しかし、これらの工業地帯は一方では大気汚染の発生源となり、当区に深刻な公害問題を生じさせたが、いち早く発生源対策を鋭意推進してきた結果、一定の成果をあげた。また、河川汚濁のはげしかった大野川・中島大水道も市民生活の環境改善を図るため、緑あふれる緑陰道路として再生され、広く区民の憩いの場・健康づくりの場として活用されている。
トピックス	各地域における高齢者等の要援護者に対して地域住民自らが継続的・日常的に見守る仕組み（見守りネット倶楽部）を構築し、地域からの孤立を防ぎ、安全・安心して暮らし続けることのできる福祉コミュニティ豊かな地域づくりを目指している。

2. 統計からみる西淀川区の状況（基準日：令和2年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	96,131 人	16	面積	14.21 km ²	4
人口密度	6,765 人/km ²	21	世帯数	46,447 世帯	17

高齢化指標

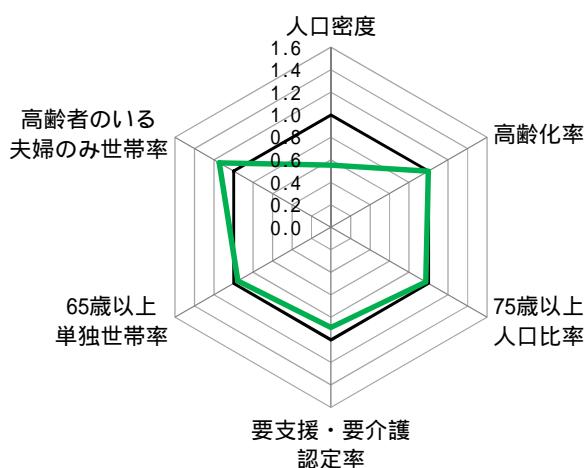
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	24,594 人	15	高齢化率	25.6%	12
65～74歳人口	11,780 人	14	75歳以上人口	12,814 人	14
65～74歳人口比率	12.3%	12	75歳以上人口比率	13.3%	15
要介護認定者数 ¹	5,685 人	14	認知症高齢者数（65歳以上） ²	1,478 人	14
（認定率）	23.1%	19	認知症高齢者数（75歳以上） ²	1,332 人	14
65歳以上単独世帯数 ³	6,090 世帯	14	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ （世帯率）	4,227 世帯	13
（世帯率）	14.2%	13		9.9%	10

1：令和2年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

2：認知症高齢者数は居宅のみ（令和2年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

西淀川区の水準（大阪市 = 1とした指数）



西淀川区の高齢化の特徴

高齢化率は25.6%と24区中12位である。

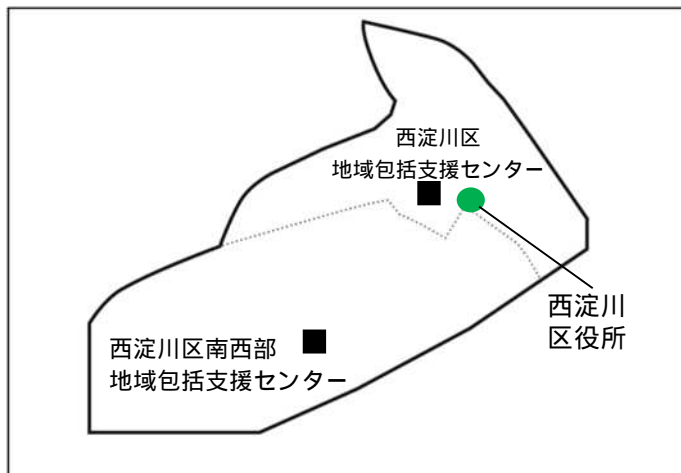
65～74歳人口比率は12位、75歳以上人口比率は15位と平均的である。

65歳以上単独世帯率は市水準に近く13位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は大阪市平均を上回り10位である。

認定率は19位と、市水準よりやや低めになっている。

比較的高齢化が進行していない区域である。

3. 西淀川区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

活力ある地域社会に向けて、地域活動協議会が互いに切磋琢磨し、区全体で発展していけるような地域活動への支援を行っている。また、地域での「つながり」「きずな」の大切さを実感する取組みを行っている。

地域活動協議会の自立運営を推進するために、引き続き中間支援組織を効果的に活用し、地域団体間の連携・協働、開かれた組織運営、会計の透明性確保、ICTを利用した情報発信や広報による地域情報の効果的な発信、地域における担い手確保や人材育成、自主財源の獲得に向けた情報提供等の支援を行っている。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（令和2年3月31日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	2 か所	連合町会数（H27 国勢調査）	14 団体
総合相談窓口（ブランチ）	2 か所	民生委員・児童委員	139 人
老人クラブ数	15 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（令和2年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	46	介護老人福祉施設	6	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	2	介護老人保健施設	5	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	77	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	16
訪問リハビリテーション	62	介護予防・生活支援サービス	件数	認知症対応型通所介護	3
通所介護	14			小規模多機能型居宅介護	2
通所リハビリテーション	68	介護予防支援	2	認知症対応型共同生活介護	9
福祉用具貸与	10	介護予防型訪問サービス	43	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	6	生活援助型訪問サービス	38	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	5	介護予防型通所サービス	27	複合型サービス	2
特定施設入居者生活介護	4	短時間型通所サービス	12		
居宅介護支援	32	選択型通所サービス	1		

在宅医療の状況（令和元年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	2 か所	在宅療養支援歯科診療所	7 か所
在宅療養支援診療所	25 か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	41 か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

地域における要援護者を見守る「見守りネット倶楽部」事業

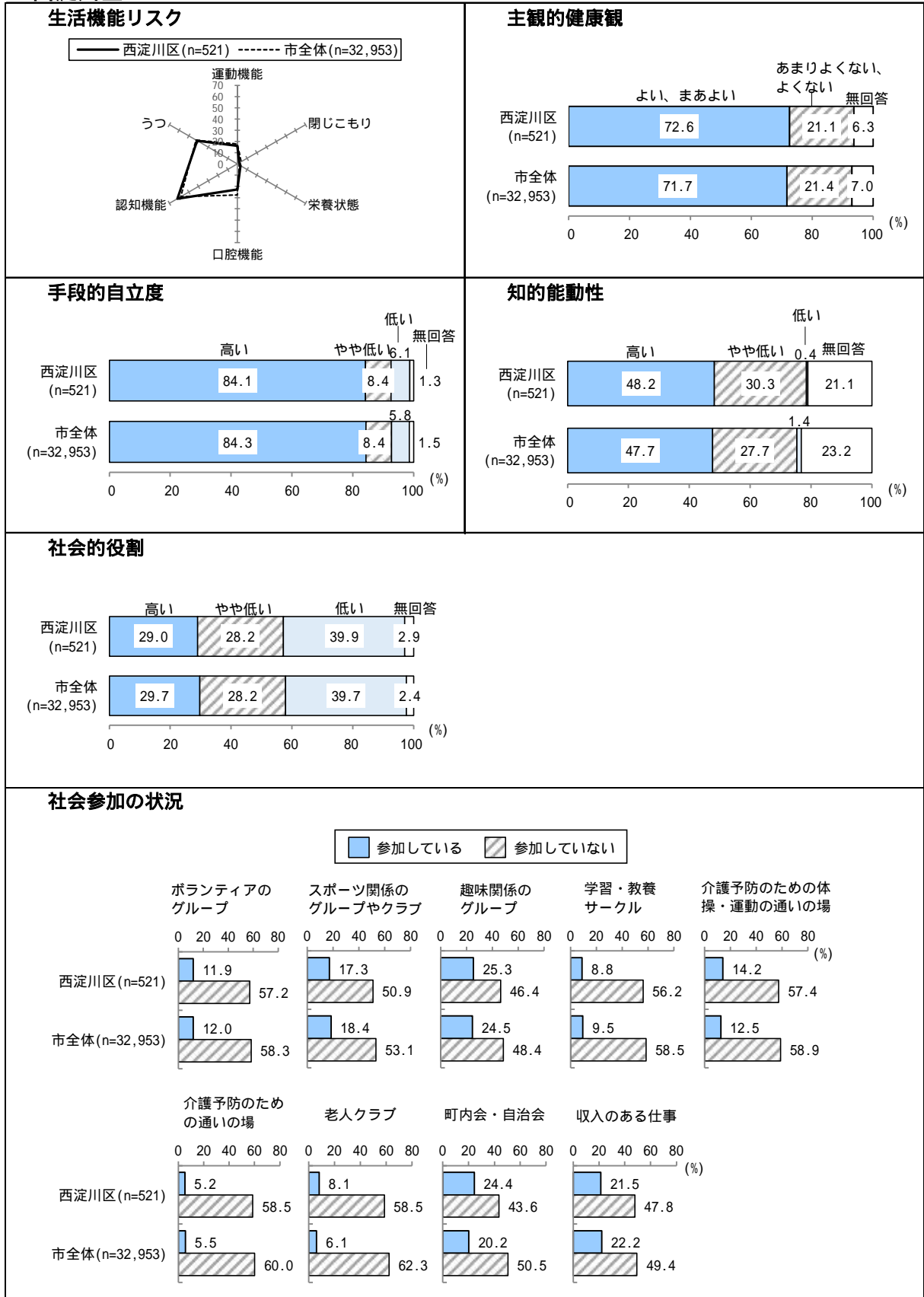
上記事業の中で、区独自に「地域福祉活動支援コーディネーター」を各地域に配置し、要援護者の名簿を整理し、見守りサポーターが日常的・定期的な見守り活動を行っている。

区内関係者会議の開催（西淀川区支え合う安心安全連絡会）

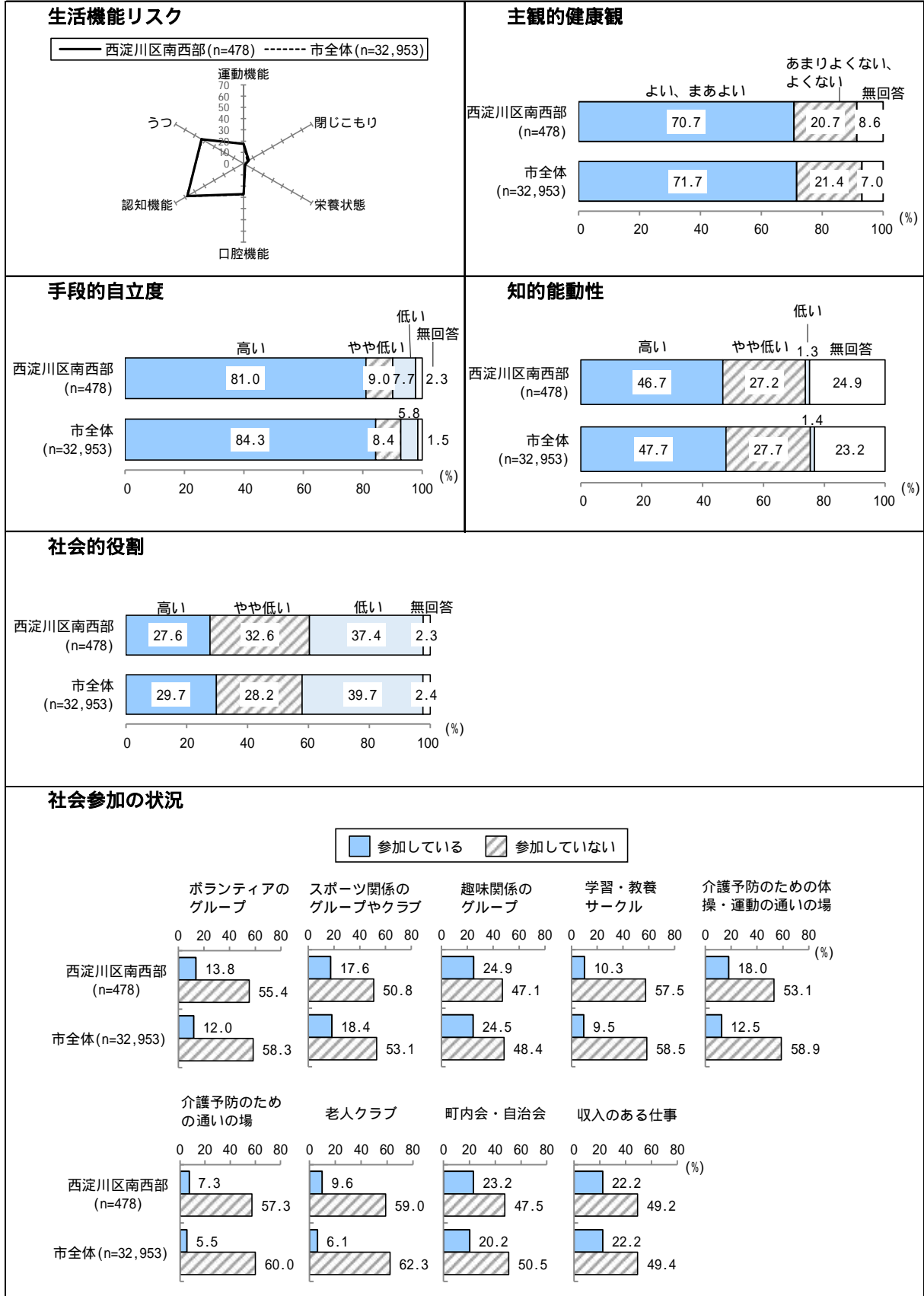
警察、消防署、区役所、区社会福祉協議会、地域包括支援センターが定期的に連絡会を開催し、連携・協力をし、区内の高齢者等の支援を行っている。

7. 日常生活圏域ニーズ調査結果

西淀川区



西淀川区南西部



12. 淀川区

1. 淀川区プロフィール

特徴	淀川区は市内北部を貫流する淀川の北岸に位置し、東は東淀川区、西は西淀川区、南は北区、北は吹田、豊中、尼崎の3市にそれぞれ隣接している。古くから、交通の要衝として栄え、新大阪駅の設置、地下鉄御堂筋線の延伸により、また、大規模な区画整理による近代的な都市づくりが進められたことにより、めざましく発展してきた。近年では都心へのアクセスとなるJR東西線が開通し、加島駅が設置されるなど鉄道整備も進んできた。区内の産業は、卸・小売業、飲食店を中心とする商業活動が主であるが、機械器具製造業、金属製品製造業を中心とする工業活動も盛んであり、商・工業活動とも常に本市の上位を占めており、将来性豊かな、活気と魅力にあふれた区である。
トピックス	淀川区では、平成14年5月には、十三市民病院が、高度な医療設備と最良の医療環境を兼ね備えた地域の「中核病院」として野中北二丁目オープンした。都市環境の整備が図られるとともに、高齢社会に備え高齢者福祉施設も順次建設されるなど、安心して住みよいまちづくりへと進展しつつある。

2. 統計からみる淀川区の状況（基準日：令和2年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	183,740人	2	面積	12.64 km ²	6
人口密度	14,536人/km ²	12	世帯数	103,698世帯	1

高齢化指標

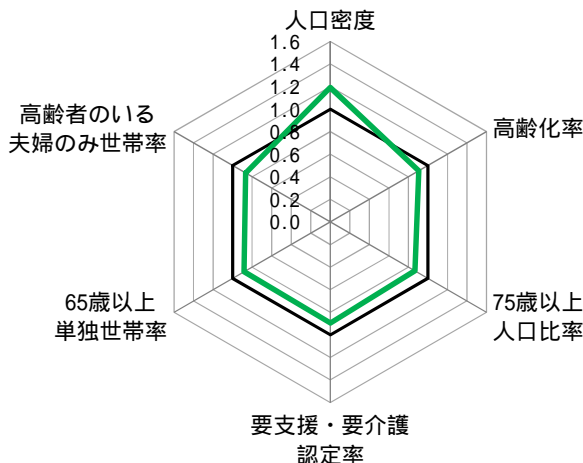
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	42,679人	6	高齢化率	23.2%	17
65～74歳人口	20,838人	2	75歳以上人口	21,842人	7
65～74歳人口比率	11.3%	17	75歳以上人口比率	11.9%	18
要介護認定者数 ¹	9,615人	8	認知症高齢者数（65歳以上） ²	2,243人	6
（認定率）	23.2%	18	認知症高齢者数（75歳以上） ²	1,992人	6
65歳以上単独世帯数 ³	12,351世帯	4	65歳以上高齢者のいる夫婦	7,076世帯	5
（世帯率）	13.1%	16	のみ世帯数 ³ （世帯率）	7.5%	17

1：令和2年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

2：認知症高齢者数は居宅のみ（令和2年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

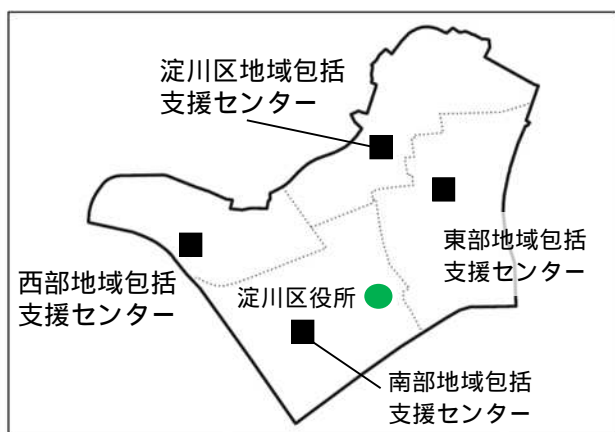
淀川区の水準（大阪市 = 1とした指数）



淀川区の高齢化の特徴

高齢化率は23.2%と24区中17位である。
 65～74歳人口比率は17位、75歳以上人口比率は18位である。
 65歳以上単独世帯率は16位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は17位である。
 認定率は18位となっている。
 各指標の水準が、全体的に大阪市平均に比べて低く、比較的、高齢化はあまり進んでいない区域である。

3. 淀川区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

転出入による人口異動が大きいという区の特性もあり、近所づきあいの希薄化が進むなど、コミュニティ機能の低下が懸念されている。淀川区地域福祉推進ビジョンを策定し、地域の中で互いにつながり、支え合いながら、安心して暮らし続けることができるまちづくりに取り組んでいる。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（令和2年3月31日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	4 箇所	連合町会数（H27 国勢調査）	18 団体
総合相談窓口（ランチ）	3 箇所	民生委員・児童委員	226 人
老人クラブ数	23 団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（令和2年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	89	介護老人福祉施設	8	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0
訪問入浴介護	4	介護老人保健施設	2	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	191	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	32
訪問リハビリテーション	165	介護予防・生活支援サービス	件数	認知症対応型通所介護	7
通所介護	23			小規模多機能型居宅介護	1
通所リハビリテーション	182	介護予防支援	4	認知症対応型共同生活介護	13
福祉用具貸与	16	介護予防型訪問サービス	82	地域密着型特定施設入居者生活介護	1
短期入所生活介護	9	生活援助型訪問サービス	72		
短期入所療養介護	2	介護予防型通所サービス	53	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
特定施設入居者生活介護	10	短時間型通所サービス	29	複合型サービス	0
居宅介護支援	76	選択型通所サービス	3		

在宅医療の状況（令和元年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	1 箇所	在宅療養支援歯科診療所	28 箇所
在宅療養支援診療所	35 箇所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	77 箇所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

地域見守り活動サポート事業

平成29年度から、淀川区社協内の見守り相談室に、4つの地域包括圏域ごとに担当するコミュニティソーシャルワーカーを増員し配置した18地域の調査員等の協力のもと、毎年各地域でワークショップを開催するなど、連携しながら地域における要援護者の見守り体制構築に取り組んでいる。

イベントや広報誌などによる介護予防普及・啓発

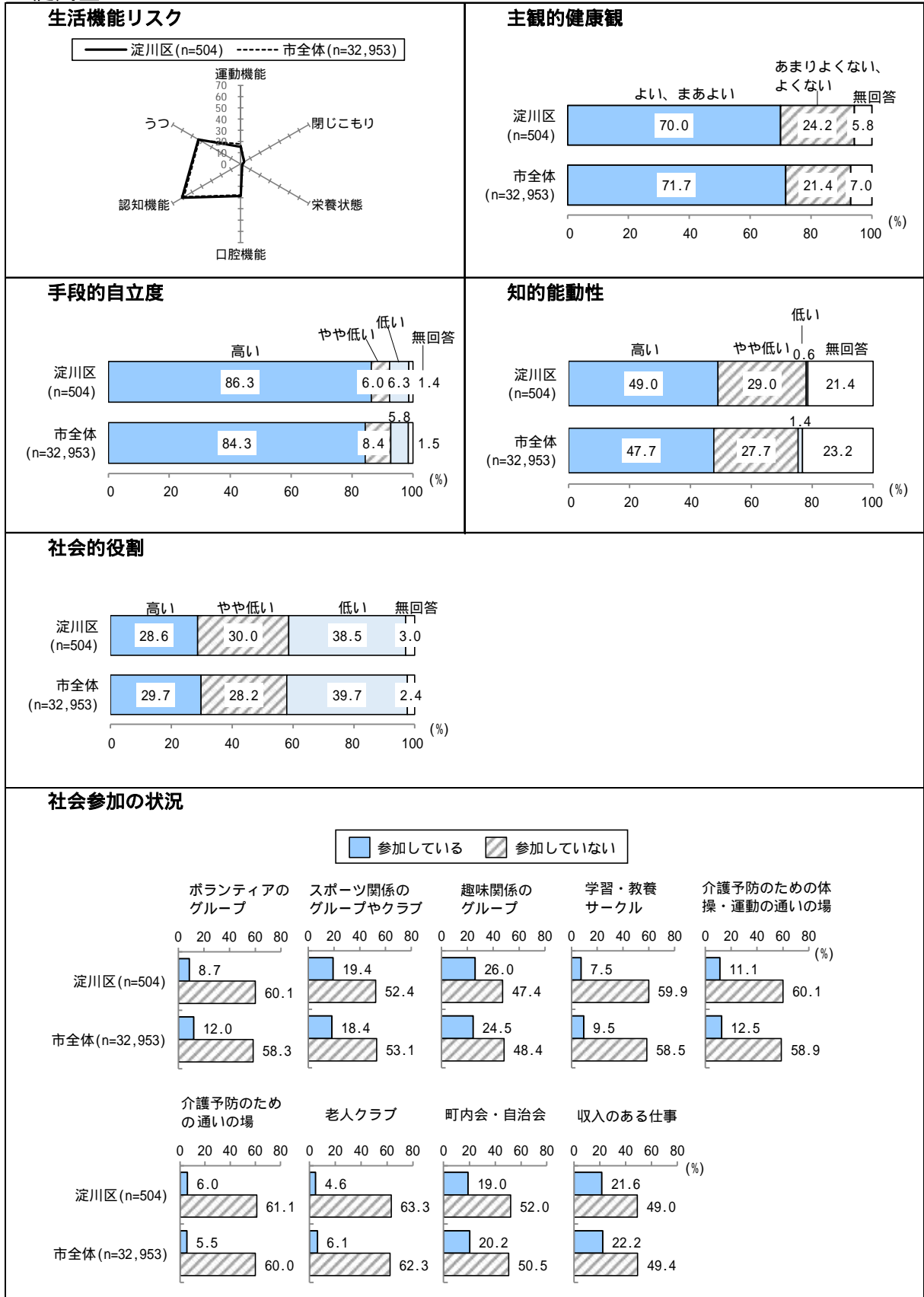
健康&食育フェスタ等のイベントでの普及啓発。広報誌に「フレイル予防」をテーマとした記事を掲載するほか、啓発リーフレットの作成・配布により、介護予防・フレイル予防の啓発を実施している。

いきいき百歳体操

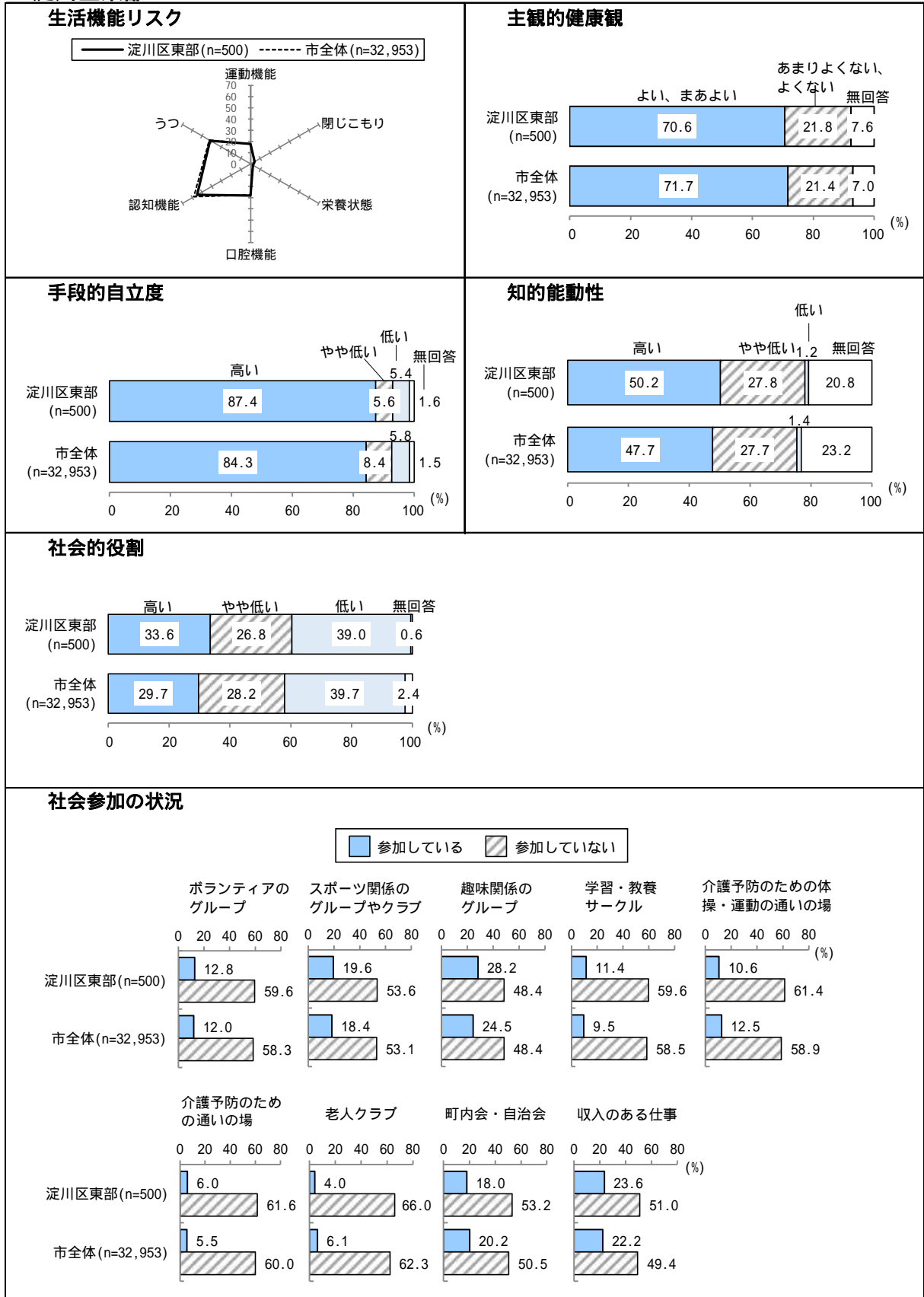
区内の百歳体操の各地域での開催状況を把握し、周知用リーフレットに掲載している。

7. 日常生活圏域ニーズ調査結果

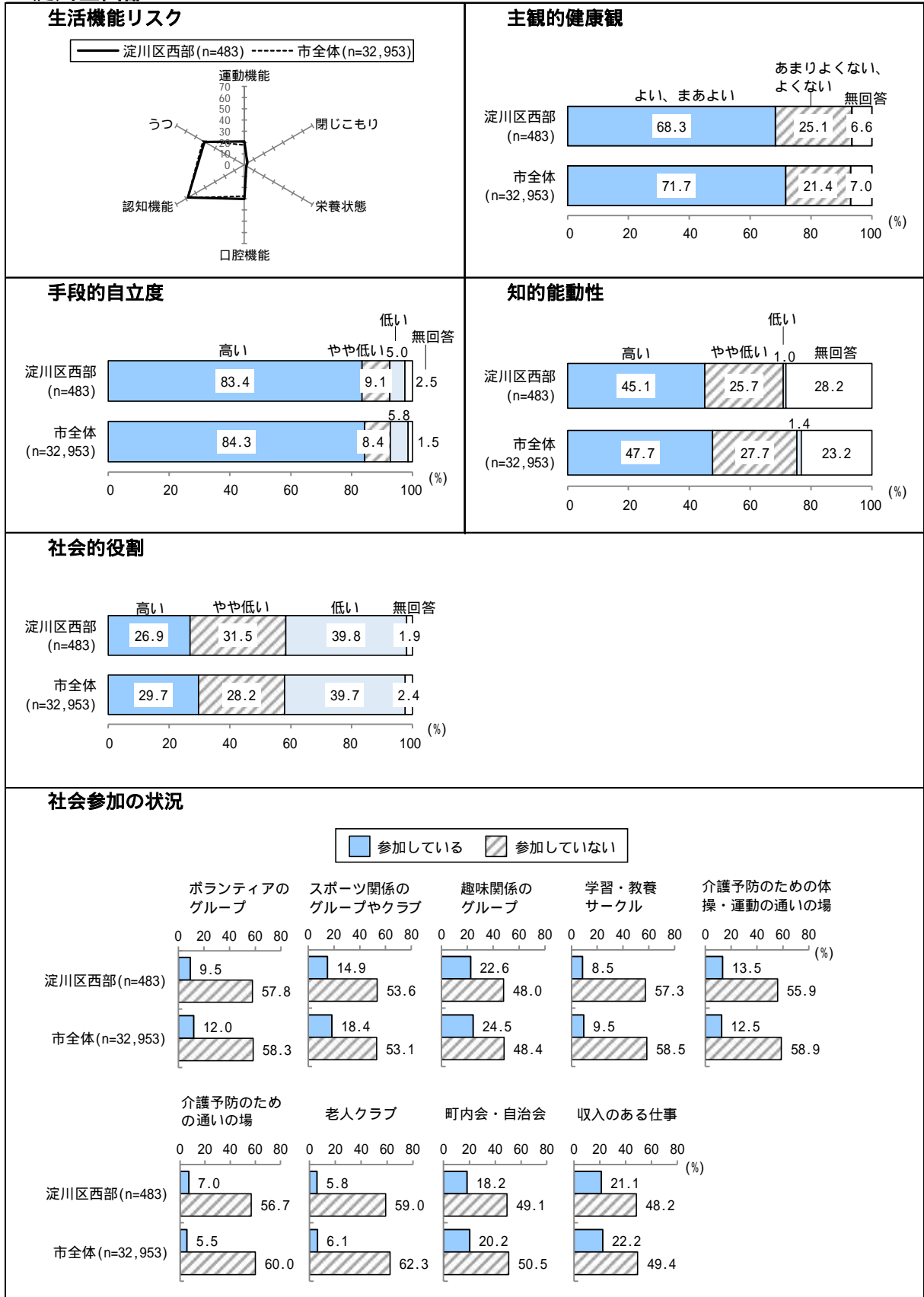
淀川区



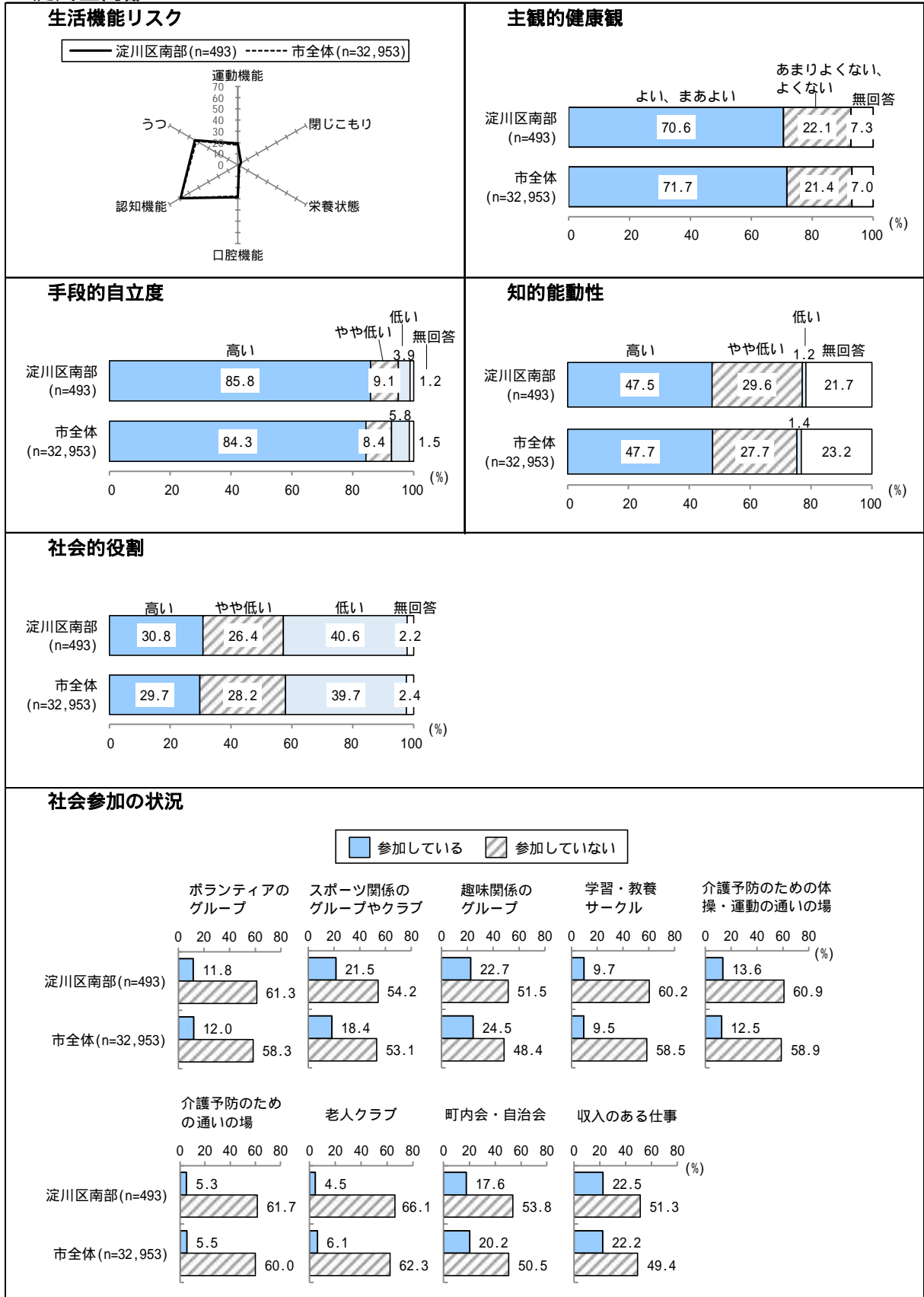
淀川区東部



淀川区西部



淀川区南部



13. 東淀川区

1. 東淀川区プロフィール

特徴	東淀川区は大阪市の最北端に位置し、淀川・神崎川・安威川の大きな河川に囲まれ、吹田・摂津・守口の3市に隣接している。かつての農村地帯から、現在では市内で人口が3番目に多い区へと発展し、令和2年4月には区政95周年を迎えた。平成18年に「地下鉄今里筋線」が、令和元年度にJR おおさか東線が開業するとともに、現在も、阪急電鉄淡路駅周辺で連続立体交差事業（2027年度完成予定）が実施されており、幹線道路や駅前の整備が進められ、大きくまちの姿が変わっていくところである。
トピックス	令和3年4月に「第2期東淀川区地域保健福祉計画」が策定され、この計画に基づき、地域や行政をはじめ、地域に関わる全ての人の力をあわせて、支え合い、助け合う「自助」・「共助」・「公助」の考え方を理解して実践していくことで「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」のまちづくりをめざしている。

2. 統計からみる東淀川区の状況（基準日：令和2年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	177,160人	3	面積	13.27 km ²	5
人口密度	13,350人/km ²	16	世帯数	99,298世帯	2

高齢化指標

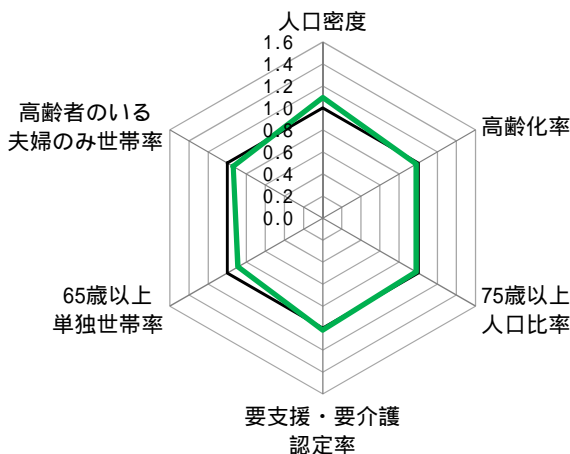
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	44,525人	2	高齢化率	25.1%	15
65～74歳人口	20,695人	4	75歳以上人口	23,830人	3
65～74歳人口比率	11.7%	15	75歳以上人口比率	13.5%	14
要介護認定者数 ¹ (認定率)	11,260人	4	認知症高齢者数(65歳以上) ²	3,098人	4
	26.4%	8	認知症高齢者数(75歳以上) ²	2,681人	3
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	12,219世帯	5	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	7,480世帯	3
	13.2%	15		8.1%	16

1：令和2年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

2：認知症高齢者数は居宅のみ（令和2年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

東淀川区の水準（大阪市 = 1とした指数）



東淀川区の高齢化の特徴

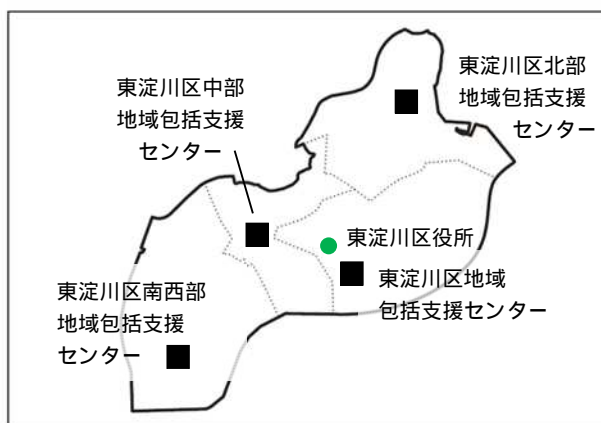
高齢化率は25.1%と24区中15位である。

65～74歳人口比率は15位、75歳以上人口比率は14位となっている。

65歳以上単独世帯率は15位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は16位となっている。

各指標の水準が、全体的に大阪市平均に比べて若干低い区域であるが、認定率は8位とやや高くなっている。

3. 東淀川区の日常生活圏域図



4. 地域の状況

「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」に向けて、地域力の向上をめざすとともに、誰もが安心して健康でこころ豊かに生き生きと暮らし、人権が尊重され、災害に強く安全かつ安心な、快適で活力とにぎわいのあるまちづくりを進めている。

地域に関わる全ての人が力をあわせて、共に生き共に支え合い、地域での「自助」「共助」による地域コミュニティが確立され、誰もが安全・安心してらせるまちづくりを進めている。

東淀川区社会福祉協議会が実施している「地域における見守りネットワーク強化事業」に配置されているコミュニティソーシャルワーカーなどと連携し、切れ目のない支援体制を構築するため、地域福祉コーディネーターの配置を進めている。

5. 地域資源情報

地域資源の状況（令和2年3月31日現在）

区分	件数	区分	件数
地域包括支援センター	4か所	連合町会数（H27国勢調査）	17団体
総合相談窓口（プランチ）	4か所	民生委員・児童委員	250人
老人クラブ数	80団体		

主な介護保険事業者・施設の状況（令和2年9月末現在）

居宅サービス	件数	施設サービス	件数	地域密着型サービス	件数
訪問介護	122	介護老人福祉施設	11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3
訪問入浴介護	2	介護老人保健施設	4	夜間対応型訪問介護	0
訪問看護	157	介護療養型医療施設	0	地域密着型通所介護	44
訪問リハビリテーション	122	介護予防・生活支援サービス	件数	認知症対応型通所介護	1
通所介護	29			小規模多機能型居宅介護	5
通所リハビリテーション	141	介護予防支援	4	認知症対応型共同生活介護	16
福祉用具貸与	17	介護予防型訪問サービス	112	地域密着型特定施設入居者生活介護	0
短期入所生活介護	11	生活援助型訪問サービス	93	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	1
短期入所療養介護	4	介護予防型通所サービス	69	複合型サービス	2
特定施設入居者生活介護	8	短時間型通所サービス	35		
居宅介護支援	77	選択型通所サービス	0		

在宅医療の状況（令和元年10月1日現在）

区分	件数	区分	件数
在宅療養支援病院	0か所	在宅療養支援歯科診療所	18か所
在宅療養支援診療所	21か所	在宅患者訪問薬剤管理指導料	73か所

6. その他（高齢者の支援に関する区独自の取組など）

わくわくいいき百歳体操

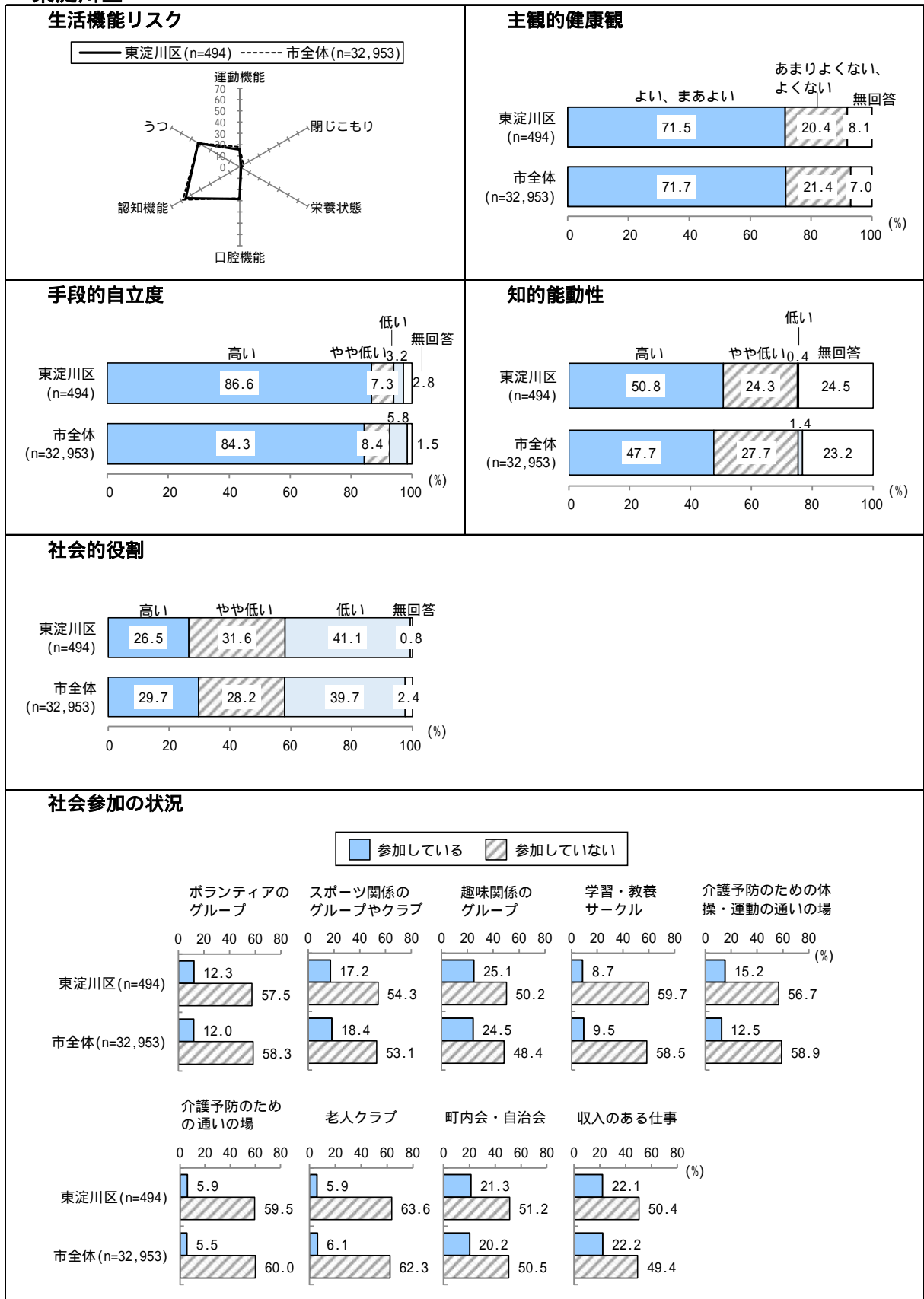
百歳体操の場を地域住民同士や関係機関、行政とが「つながり・つながる」をキーワードとした場として再構築。平成30年度にモデル的に4か所でスタートし、令和元年度末には実施場所が21か所に増加した。提供するサポートメニューを充実させるとともに、認知症予防のコグニサイズ、歌体操のDVDを作成し、いずれかを配布している。

東淀川区ライフステーション事業

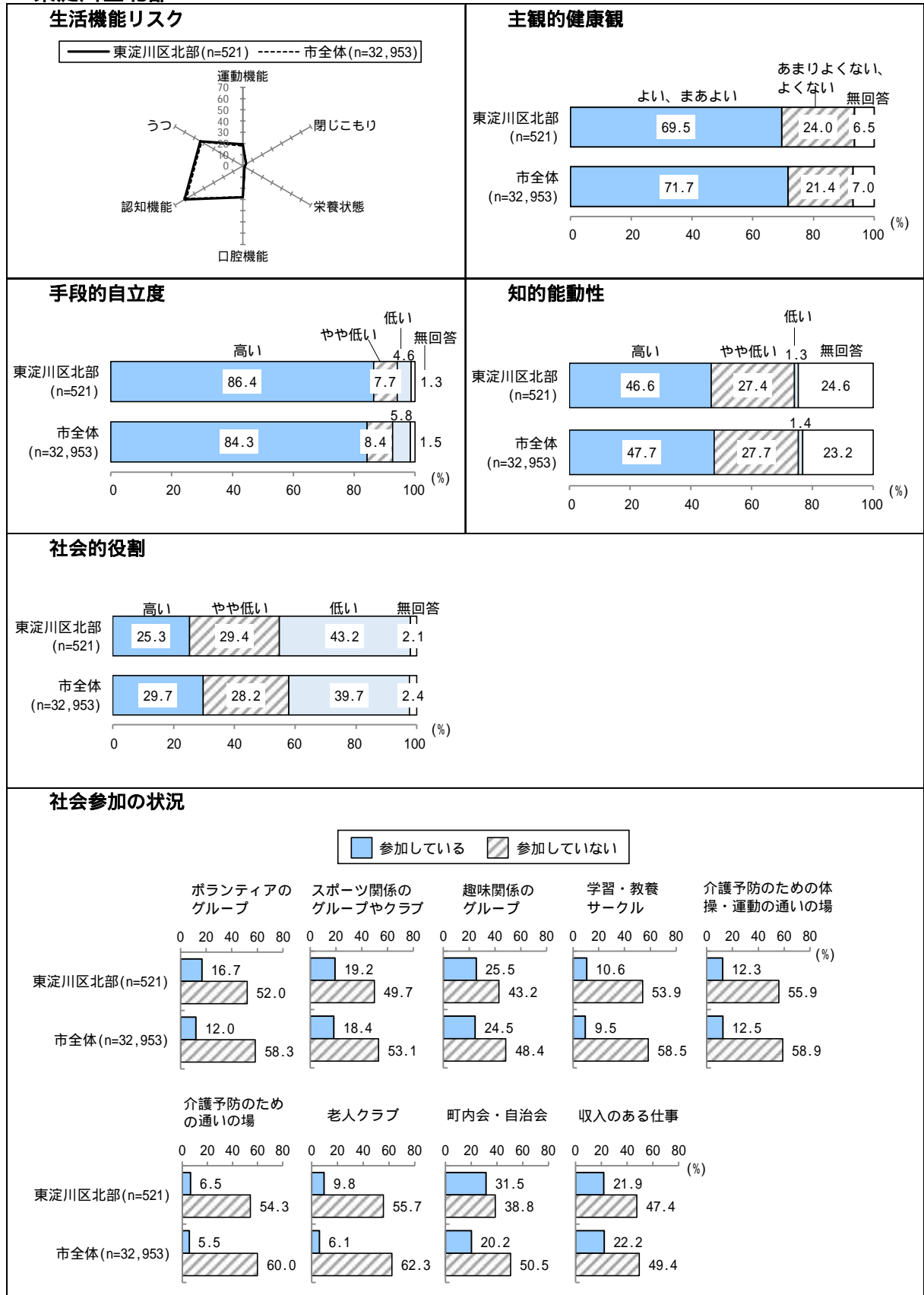
区内に2か所の見守りの拠点となるライフステーションを設置し、日常的な生活相談や専門相談、見守りキーホルダー事業などを実施している。

7. 日常生活圏域ニーズ調査結果

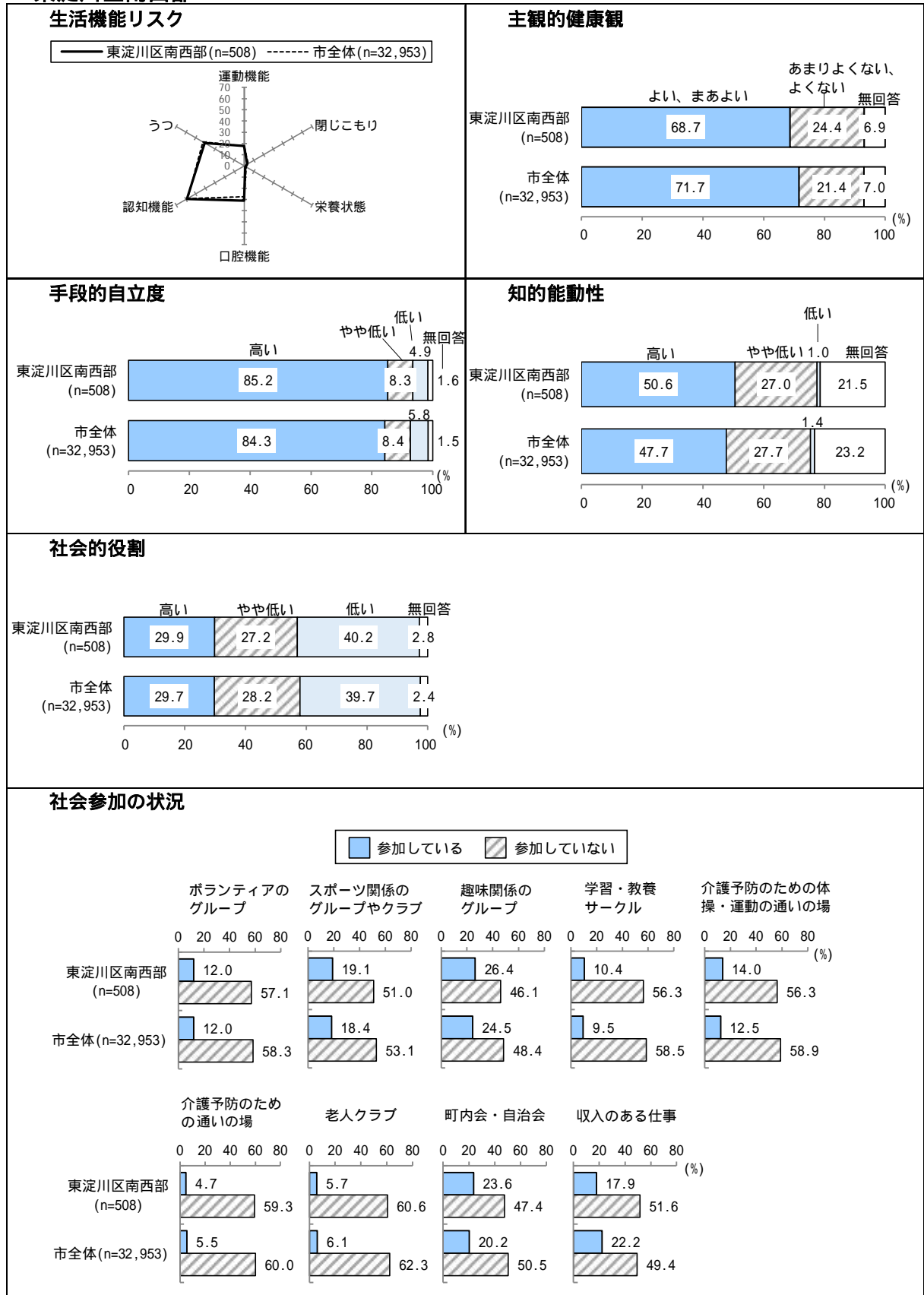
東淀川区



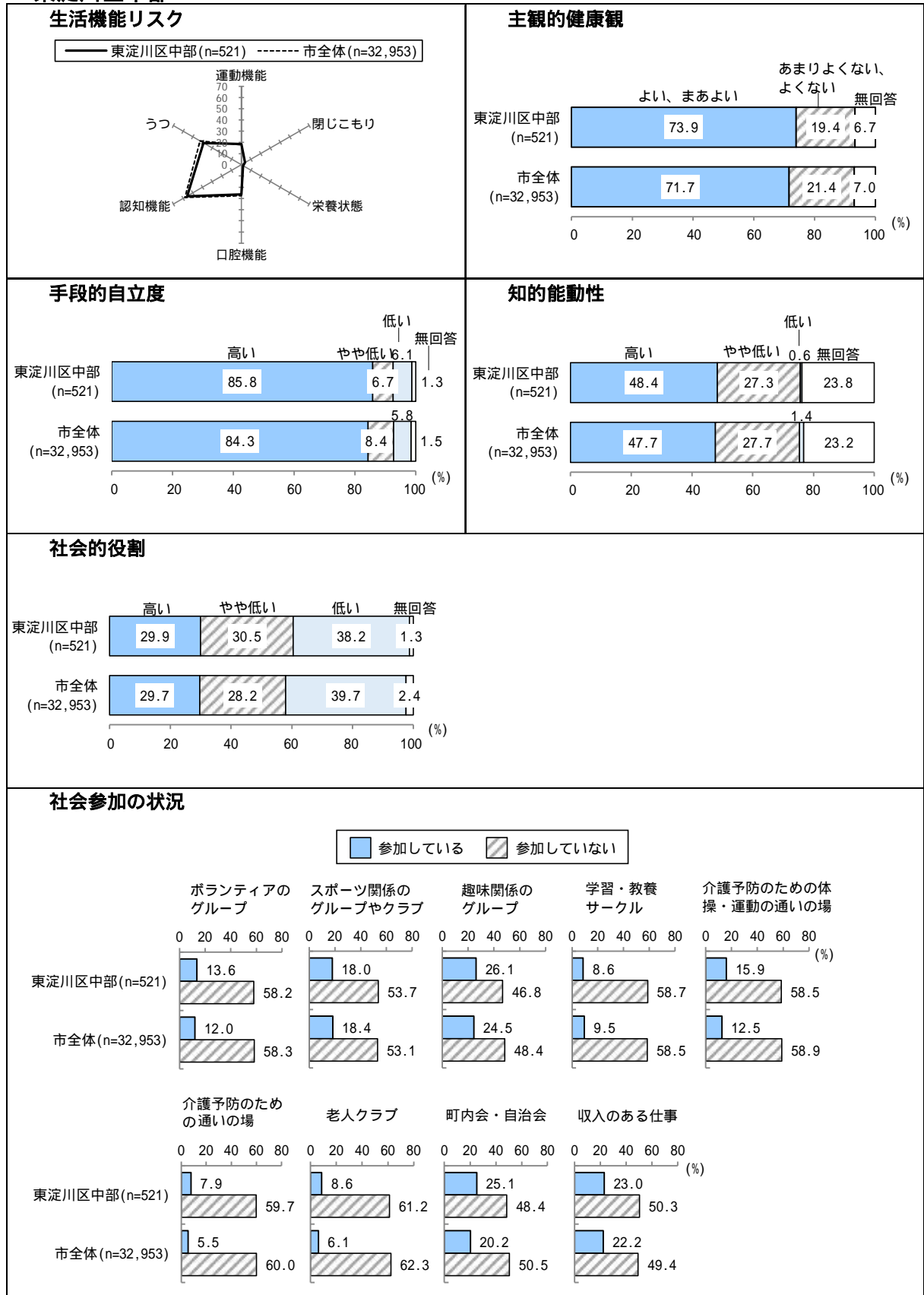
東淀川区北部



東淀川区南西部



東淀川区中部



14. 東成区

1. 東成区プロフィール

特徴	東成区は市の東部に位置し、北は城東区、東は東大阪市、南は生野区、西は中央区、天王寺区と接している。主要道路の集まる今里交差点は、当区のほぼ中心に位置し、区役所をはじめ、官公署、各種金融機関が数多く集まり、区の発展の拠点となっている。交通機関は、東西に地下鉄2本、南北に地下鉄1本、バス（今里ライナーを含む）も区内9路線、その他 JR 環状線、近鉄線があり、区民の重要な交通手段となっている。日本有数のモノづくり企業が集積する東大阪市と隣接し、区内東部を中心に「モノづくり」企業（製造業）が多いことは区の特徴となっている。歴史や文化を感じる地域資源も多く、地域でのつながりづくりを育む地域行事なども活発に開催されている。
トピックス	東成区は地域のつながりが強く、さまざまな地域福祉活動が展開されている。高齢者等と地域をつなぐ「おまもりネット事業」は東成区独自の取組みとして区内全域で実施され、地域福祉活動サポーターの配置や地域福祉活動を通じたつながりづくりにより要支援者のセーフティネット強化を推進している。東成区では区医師会の声かけで多職種連携会が開始され十数回を重ねており、医療や介護等様々な専門職種との連携を推進するとともに地域住民への啓発等も行っている。また平成30年度から高齢者とその家族へ向けた「知って得する連続講座」を、参加しやすいよう身近な地域の会館で、わかりやすく図や映像を活用する等により複数回実施し、多くの地域住民の参加を得ている。さらに近年、相談者が複合的な課題を抱えている場合も多いことから、相談内容をチェックしていけば適切な機関に早期につながることができる「ワケわけシート」等のツールを活用することにより、区民の多様なニーズに対応してきている。

2. 統計からみる東成区の状況（基準日：令和2年10月1日現在）

主要統計指標

項目	データ	順位	項目	データ	順位
人口総数	83,926人	18	面積	4.54 km ²	23
人口密度	18,486人/km ²	4	世帯数	44,723世帯	19

高齢化指標

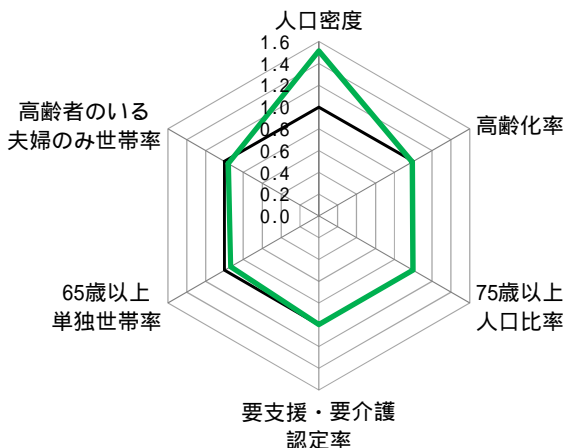
項目	データ	順位	項目	データ	順位
65歳以上人口	21,373人	17	高齢化率	25.5%	14
65～74歳人口	9,885人	17	75歳以上人口	11,489人	17
65～74歳人口比率	11.8%	14	75歳以上人口比率	13.7%	12
要介護認定者数 ¹ (認定率)	5,468人 25.9%	15 9	認知症高齢者数(65歳以上) ²	1,282人	17
65歳以上単独世帯数 ³ (世帯率)	5,518世帯	16	認知症高齢者数(75歳以上) ²	1,161人	17
	13.9%	14	65歳以上高齢者のいる夫婦のみ世帯数 ³ (世帯率)	3,282世帯 8.3%	18 15

1：令和2年9月末における第1号被保険者（65歳以上）の認定者数

2：認知症高齢者数は居宅のみ（令和2年4月1日現在）

3：国勢調査「65歳以上の世帯員のいる世帯」（平成27年10月1日現在）

東成区の水準（大阪市 = 1とした指数）



東成区の高齢化の特徴

高齢化率は25.5%と24区中14位となっている。
65歳以上単独世帯率は14位、高齢者のいる夫婦のみ世帯率は15位である。
認定率は9位となっている。
各指標により高低はあるものの、高齢化の水準は全体的に大阪市平均に近い。